

## 第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行

### 1 総説

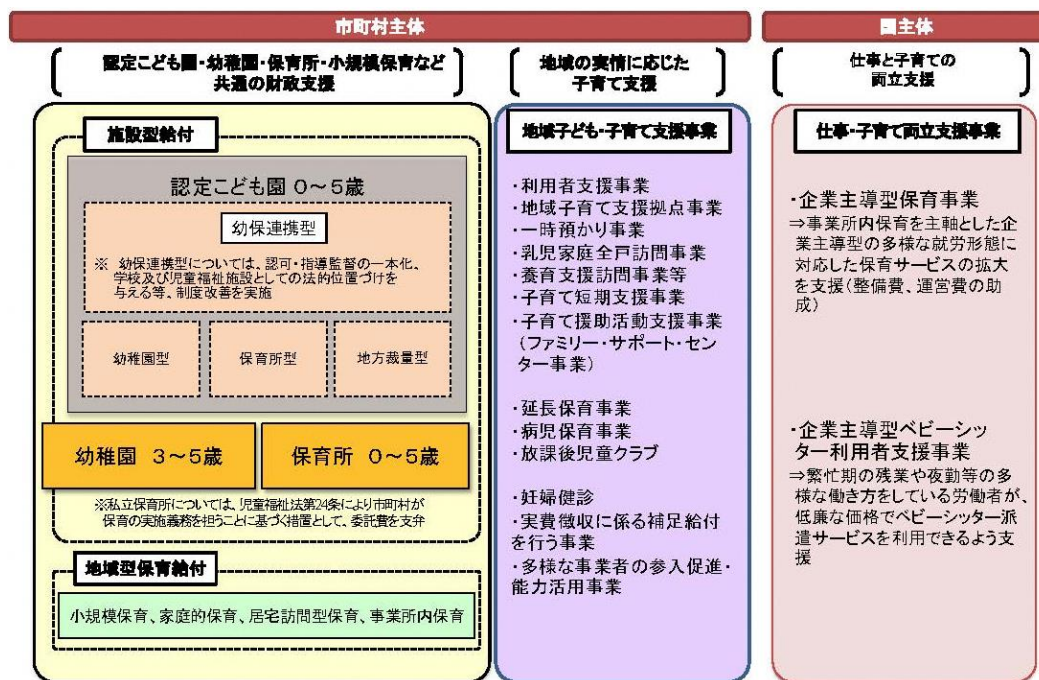
#### (1) 子ども・子育て支援新制度の概要

ア 「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月成立の子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、両法施行に伴う関係法律整備法（子ども・子育て関連3法）に基づく新たな制度をいい（平成27年4月本格施行）、その主要点は、以下のとおりである。

- \* 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設する。「地域型保育給付」は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。
- \* 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）を図る。幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を「一本化」し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける（認定こども園2Ⅶ、9）。また、認定こども園の財政措置を前記「施設型給付」に一本化する。
- \* 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）を充実させる。
- \* 基礎自治体（市町村）が地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施する。国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。
- \* 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とし、社会全体による費用負担を図る。
- \* 制度毎に区々な政府の推進体制を整備し、内閣府に「子ども・子育て本部」<sup>1</sup>を設置する。
- \* 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に「子ども・子育て会議」<sup>2</sup>を設置する。市町村等にも、合議制機関（地方版子ども・子育て会議）設置の努力義務を課す。

<sup>1</sup> <https://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

<sup>2</sup> [https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html)



(内閣府「子ども・子育て支援新制度について」(平成30年5月))

イ 教育・保育を利用する子どもについては、3つの支給認定区分が設けられ<sup>3</sup>、これに従って施設型給付等が行われる(子ども・子育て支援19①②③)。

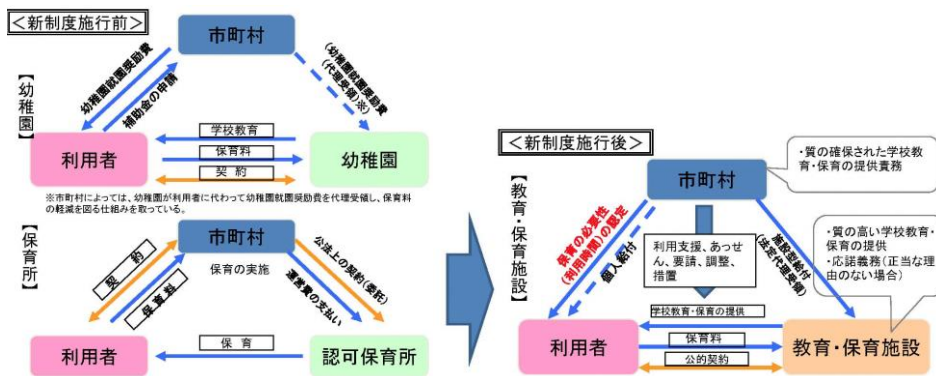
	認定区分	給付内容	利用定員を設定し給付を受けることとなる施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(教育標準認定)	教育標準時間 <sup>4</sup>	幼稚園 / 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(保育認定)	保育短時間 / 保育標準時間	保育所 / 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(保育認定)	保育短時間 / 保育標準時間	保育所 / 認定こども園 / 小規模保育等

ウ 教育・保育の利用時間は、前記認定区分に従って市町村が定める。施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に教育・保育費用に充当させるため、施設は居住市町村から法定代理受領する仕組みをとる(保育料等は施設が利用者から

<sup>3</sup> 令和元年10月から「支給認定」が「教育・保育給付認定」とされている。

<sup>4</sup> 教育標準時間外の利用は、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

徴収)<sup>5</sup>。施設は、保護者が自ら選択して契約する。施設利用の申込みがなされた場合、施設は正当の理由がない限り、応諾義務がある。入園希望者が定員を超過する場合は、正当な理由に該当するが、施設は国の基準に基づき選考を行う<sup>6</sup>。



(内閣府「子ども・子育て支援新制度について」(平成30年5月))

エ 幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園4類型のうち、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、学校教育法に基づく認可・指導監督(幼稚園部分)と児童福祉法に基づく認可・指導監督(保育所部分)を統一し、財政措置も施設型給付に一元化した<sup>7</sup>。この改正により認定こども園制度の中核的施設として位置づけられた。なお、既存の幼稚園、保育所からの移行は義務付けず、政策的に促進するものとした。

#### 認定こども園の4類型

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ児童福祉施設 (教基6「法律に定める学校」)	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能 + 保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人	国、自治体、学校法人	無制限	無制限

<sup>5</sup> 私立保育所の保育費用：保育所における保育は市町村が実施するものであるから(児福24)、私立保育所の保育の費用については、施設型給付ではなく、従前の制度と同様、市町村が施設に対し「委託費」として支払う。この場合の契約は、市町村と利用者との契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行う。

<sup>6</sup> 1号認定子どもは、施設の設置者が定める選考基準に基づき選考する。2号・3号認定子どもは、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。

<sup>7</sup> 幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の3類型については、施設体系(認可、指導監督)は従前どおり、財政措置のみ施設型給付に一本化された。

職員の性 格	保育教諭（幼稚園教諭+ 保育士資格）	満3歳以上は両免許・ 資格併有が望ましいが いずれか一方でも可 / 満3歳未満は要保育士 資格	満3歳以上は両免許・資 格併有が望ましいがい れか一方でも可 / 満3 歳未満は要保育士資格 ※2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は要 保育士資格	満3歳以上は両免許・ 資格併有が望ましいが いずれか一方でも可 / 満3歳未満は要保育士 資格
給食の提 供	2・3号子どもに対する 食事提供義務あり / 自園調理が原則 / 調 理室の設置義務(満3歳 以上は外部搬入可)	2・3号子どもに対する 食事提供義務あり / 自園調理が原則 / 調 理室の設置義務(満3歳 以上は外部搬入可) ※ 基準は参酌基準のため 条例等により異なる場 合あり	2・3号子どもに対する食 事提供義務あり / 自園 調理が原則 / 調理室の 設置義務(満3歳以上は 外部搬入可)	2・3号子どもに対する 食事提供義務あり / 自園調理が原則 / 調 理室の設置義務(満3歳 以上は外部搬入可) ※ 基準は参酌基準のため 条例等により異なる場 合あり
開園日・ 時間	11時間開園、土曜日開 園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設 定	11時間開園、土曜日開園 が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設 定
全国認定 件数 <sup>8</sup>	3,618	807	592	64

オ 子ども・子育て支援新制度では、施設型給付・委託費に加え、小規模保育<sup>9</sup>、家庭的保育<sup>10</sup>、居宅訪問型保育、事業所内保育<sup>11</sup>を市町村の認可事業（地域型保育事業）とし、児童福祉法に位置づけたうえ、地域型保育給付の対象とし、利用者が選択できる仕組みが導入された。これにより、都市部においては、認定こども園等の連携施設として小規模保育等を増設することにより待機児童の解消を図る一方、人口減少地域においては、隣接自治体の認定こども園等の連携しながら小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能の維持・確保を図るものとされている。

<sup>8</sup> 2017年4月現在

<sup>9</sup> **小規模保育**：利用定員6人以上19人以下。市町村や民間事業者等が事業主体となって、保育を必要とする乳幼児を交通利便性の高い地域の賃貸物件等において保育する事業をいう。A型（保育従事者の全員が保育士資格を有するもの）、B型（保育従事者の2/3以上が保育士資格を有するもの）、C型（保育従事者の1/2以上が保育士資格を有するもの）の3類型がある。

<sup>10</sup> **家庭的保育**：利用定員5人以下。市町村や民間事業者等が事業主体となって、保育を必要とする乳幼児を居宅等において保育する事業をいう。保育従事者の全員（但し、保育補助者を除く。）が保育士資格を有する。

<sup>11</sup> **事業所内保育**：事業主等が事業主体となり、主として従業員の乳幼児のほか、地域において保育を必要とする乳幼児にも保育を提供する事業をいう（地域枠）。保育所型（保育従事者の全員が保育士資格を有するもの）、A型（保育従事者の全員が保育士資格を有するもの）、B型（保育従事者の2/3以上が保育士資格を有するもの）の3類型がある。

(2) 本市における子ども・子育て支援制度関連事業の概要

ア 公立施設における事業

(ア) 区保育・子育て支援センター（愛称：ちあふる）と市立保育所

a 区保育・子育て支援センターは、区における子育て支援の中心的役割を担う。保育機能に加え、常設子育てサロン、利用者支援（子育て相談、個別支援ネットワーク作り、子育て家庭への情報提供）等の子育て支援機能を有する施設として、中央区以外の9区に開設されている<sup>12・13</sup>。各保育・子育て支援センターにおける保育は、以下のとおりである。

名 称	開所時間	定員	受託区分	休日保育
北区保育・子育て支援センター （ちあふる・きた）	7:00～19:00	120	産休明け（生後57日） から就学前迄	○
東区保育・子育て支援センター （ちあふる・ひがし）	7:00～19:00	120	産休明け（生後57日） から就学前迄	
白石区保育・子育て支援センター （ちあふる・しろいし）	7:00～19:00	120	産休明け（生後57日） から就学前迄	
厚別区保育・子育て支援センター （ちあふる・あつべつ）	7:00～19:00	60	産休明け（生後57日） から就学前迄	
豊平区保育・子育て支援センター （ちあふる・とよひら）	7:00～19:00	120	産休明け（生後57日） から就学前迄	○
認定こども園にじいろ（ちあふる・きよた） <sup>14</sup>	7:00～19:00	60	産休明け（生後57日） から就学前迄	

<sup>12</sup> 区保育・子育て支援センター（ちあふる）：札幌市社会福祉審議会は、「札幌市の少子化への具体的な対策について」（平成14年）において、子育て家庭支援のあり方について、「最低限、平日の日中時間帯は、各地域に常時、子どもを連れて行ける場所を確保すること」「各区に常設の交流スペースと事務部門を備えた子育て・子育て支援センターを設置すること」「これらを統括調整する子育て・子育て中央センターを設置すること」が望ましいと答申した。平成15年7月の改正児童福祉法は、要保護等児童対策中心から、すべての子育て家庭への支援へ重点を移した。本市は、平成16年10月さっぽろ子ども未来プラン（札幌市次世代育成支援対策推進行動計画）において、地域・区・全市の三層による子育て支援体制の整備を取組課題とした。区保育・子育て支援センター（ちあふる）は、常設の子育てサロンを持ちつつ、全市的な子育て支援ネットワークの拠点である後掲「子育て支援総合センター」や区の健康子ども課と連携して、区レベルでの子育て家庭を個別支援する組織として設置・運営されている。各区の設置状況については、平成18年4月に豊平区、西区、手稲区に設置されたのを皮切りに、平成31年4月までに中央区を除く9区に設置された。最後の10区目となる（仮称）中央区保育・子育て支援センターについては、平成30年度に基本計画が策定され、令和元年度から基本・実施設計、令和3年度に着工し、令和5年4月の開設を予定している。

<sup>13</sup> 札幌市区保育・子育てセンター条例

<sup>14</sup> 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼児教育・保育及び子育て支援機能を併有する単一の施設（幼保連携型認定こども園）として位置づけられている（札幌市立幼保連携型認定こども園条例1条）。

南区保育・子育て支援センター (ちあふる・みなみ) <sup>15</sup>	7:00～19:00	19	産休明けから3歳未満迄	
西区保育・子育て支援センター (ちあふる・にし) <sup>16</sup>	7:00～19:00	120	産休明け(生後57日)から就学前迄	○
手稲区保育・子育て支援センター (ちあふる・ていね)	7:00～19:00	120	産休明け(生後57日)から就学前迄	

b 区保育・子育て支援センターを含む市立保育施設は、下表のとおりである。

区分	施設名	所在地	定員	認可年月	備考
中央区	あけぼの保育園	南11条西10丁目	90	昭和35年3月	
中央区	大通保育園	大通東4丁目	60	昭和62年1月	指定管理者：社)ろうふく会
中央区	しせいかん保育園	南3条西7丁目	120	平成16年4月	指定管理者：社)救世軍社会事業団
北区	新琴似保育園	新琴似8条3丁目	90	昭和40年12月	
北区	新川保育園	新川1条5丁目	120	昭和40年12月	
北区	北区保育・子育て支援センター	北25条西3丁目	120	平成24年4月	
東区	東区保育・子育て支援センター	北9条東7丁目	120	平成19年4月	
東区	みかほ保育園	北19条東5丁目	110	昭和31年12月	
白石区	青葉保育園	菊水5条2丁目	100	昭和24年3月	
白石区	白石区保育・子育て支援センター	南郷通1丁目南	120	平成22年4月	
白石区	東札幌保育園	東札幌3条3丁目	90	昭和38年11月	
白石区	東白石保育園	南郷通8丁目	90	昭和40年9月	
白石区	菊水乳児保育園	菊水5条1丁目	30	昭和45年9月	
厚別区	厚別区保育・子育て支援センター	厚別中央1条6丁目	60	平成31年4月	
豊平区	豊平区保育・子育て支援センター	月寒東1条4丁目	120	平成18年4月	
豊平区	美園保育園	美園5条7丁目	120	昭和30年5月	
豊平区	豊園保育園	美園5条1丁目	90	昭和51年11月	令和5年3月閉園予定
清田区	認定こども園にじいろ	真栄2条1丁目	60	平成27年4月	
南区	南区保育・子育て支援センター	真駒内幸町2丁目	19	平成27年4月	小規模保育事業所、指定管理者：社)札幌全育会
西区	西区保育・子育て支援センター	二十四軒3条5丁目	120	平成18年4月	
西区	山の手保育園	山の手4条8丁目	150	昭和41年10月	

<sup>15</sup> 保育機能として小規模保育事業所を設置。

<sup>16</sup> 老朽化に伴い、合築している市営住宅団地とともに令和元年度から現地建替を実施し、令和3年秋頃に供用開始を予定している。

西区	札幌市二十四軒南保育園	二十四軒1条4丁目	90	昭和58年4月	指定管理者：社)発寒子どもの園
手稲区	札幌市手稲区保育・子育て支援センター	手稲本町3条2丁目	120	平成18年4月	

(イ) 子育て支援総合センター（中央区南3条西7丁目）

子育て支援の常設拠点として、常設子育てサロン、各種相談等の利用者支援、各種子育て講座の開催、子育てに関する人材育成支援等の全市レベルの事業を展開する。小学校（資生館小学校）・ミニ児童会館・保育所（しせいかん保育園）の子ども関連複合施設として相互交流が可能な環境にある。

(ウ) こそだてインフォメーション（地域子育て支援事業）

各区健康・子ども課子育て支援係（中央区、厚別区以外は、子育て支援担当係（平成30年度時点））を実施機関とし、各区子ども・子育て支援センターと連携して、保育士が常駐して相談・情報提供や子育て講座の実施等を行う「こそだてインフォメーション」の運営のほか、人材（ボランティア）育成を実施している。

イ 私立施設に関する事業

(ア) 子ども・子育て支援新制度に移行した私立保育所、私立幼稚園、認定こども園、小規模保育等に対し、支給認定区分（教育・保育給付認定区分）に基づき、施設型給付（委託費）及び地域型保育給付が行われる。ちなみに、令和元年度の施設型給付費の予算額は、下表の規模となっている。

(イ) 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、支給認定区分による児童一人当たりの内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格A）から、政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担額C）を控除した額である。

本市においては、利用者が負担する保育料（C）は、国が定める基準額（B）より大幅に軽減した額としているため（1号を除いた軽減率は約39パーセント）、この軽減費用は本市が負担している（G）。その結果、公定価格総額（A）に占める国、北海道、本市及び利用者の負担率は、国40.0パーセント、北海道21.4パーセント、本市26.4パーセント、利用者12.2パーセントという割合となっている。

区 分	予算額（単位：千円）	
	私立	（参考）公立
公定価格総額 A	46,181,611	2,385,717
国基準徴収額 B (= C+G)	9,069,920	834,559
市基準徴収額（保護者負担額） C	5,622,074	516,187
国庫負担額 D	17,339,719	0



北海道負担額 E	9,886,080	0
市負担額 F	8,760,068	1,869,530
保護者負担軽減市費持出額 G	3,447,846	315,372
国交付金 H	1,125,824	-

なお、本市における利用者負担額（月額）は、以下のとおりである。

**教育標準認定（1号認定）を受けた子どもの利用者負担額（月額）**

入所児童の属する世帯の階層区分（注①）			利用者負担額 （ ）は二人目の金額
区分	定義	推定年収（注②）	
a	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	—	0円
b 1	a 階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 ※ 市町村民税の所得割が非課税の世帯	～270万円	3,000円 ( 0円 )
c 1	a 階層及び b 階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	77,100円以下 ※	6,400円 ( 3,200円 )
d		77,101円以上 211,200円以下	14,700円 ( 7,350円 )
e		211,201円以上	19,900円 ( 9,950円 )

**※ b 階層及び c 階層のうちひとり親家庭等の世帯に係る徴収額**

この表におけるひとり親家庭等の世帯とは、母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯等をいいます。

b 0	a 階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割が非課税の世帯	～270万円	0円
c 0	a 階層及び b 階層を除き、市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	～360万円	3,000円 ( 0円 )

**注① 階層区分**

- 保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合（均等割のみ課税の場合は除く）は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。
- 市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して（減税前の金額で）計算し、保育料を決定します。
- 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月は当年度分の市町村民税の所得割額により決定します。

**注② 推定年収**

- 推定年収は、夫婦（片働き）と子ども2人のモデル世帯の場合のおおまかな目安です。

**注③ 多子軽減（2人以上のおおさんが通園した場合等により軽減）**

- 世帯の年収が約360万円未満（所得割額が77,100円以下）の世帯の場合
- 保護者と生計を一にする子ども（※）について、最年長の子どもから順に2人目は（ ）内の金額、3人目以降は無料（0円）となります。

※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にするもの」となります。

**注④ 多子軽減（2人以上のおおさんが通園した場合等により軽減）**

- 世帯の年収が約360万円以上（所得割額が77,101円以上）の世帯の場合
- 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額（ ）内の金額、3人目以降は無料（0円）となります。ただし、小学校就園前の児童については、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している場合のみ多子軽減のカウントの対象となります。



保育認定（2・3号認定）を受けた子どもの利用者負担額（月額）

入所児童の属する世帯の階層区分(注①)		利用者負担額( )は二人目の金額						
		保育標準時間認定			保育短時間認定			
		4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童	4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留帰国等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留帰国等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B1	市町村民税が非課税の世帯	3,300円 ( 0円 )	3,300円 ( 0円 )	4,400円 ( 0円 )	3,300円 ( 0円 )	3,300円 ( 0円 )	4,400円 ( 0円 )	
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	8,800円 ( 2,200円 )	8,800円 ( 2,200円 )	11,000円 ( 0円 )	8,660円 ( 2,170円 )	8,660円 ( 2,170円 )	10,820円 ( 0円 )
D1		48,600円以上 57,700円未満	13,480円 ( 3,370円 )	13,480円 ( 3,370円 )	15,680円 ( 0円 )	13,260円 ( 3,320円 )	13,260円 ( 3,320円 )	15,420円 ( 0円 )
D2		57,700円以上 67,000円未満	13,480円 ( 3,370円 )	13,480円 ( 3,370円 )	15,680円 ( 0円 )	13,260円 ( 3,320円 )	13,260円 ( 3,320円 )	15,420円 ( 0円 )
D3		67,000円以上 97,000円未満	19,800円 ( 6,930円 )	20,350円 ( 7,120円 )	22,550円 ( 0円 )	19,470円 ( 6,820円 )	20,010円 ( 7,010円 )	22,170円 ( 0円 )
D4		97,000円以上 140,000円未満	24,200円 ( 8,470円 )	25,300円 ( 8,860円 )	30,250円 ( 0円 )	23,790円 ( 8,330円 )	24,870円 ( 8,710円 )	29,740円 ( 0円 )
D5		140,000円以上 169,000円未満	25,850円 ( 9,040円 )	29,150円 ( 10,200円 )	39,600円 ( 0円 )	25,420円 ( 8,900円 )	28,660円 ( 10,040円 )	38,930円 ( 0円 )
D6		169,000円以上 254,000円未満	29,430円 ( 14,710円 )	33,220円 ( 16,610円 )	45,870円 ( 0円 )	28,930円 ( 14,470円 )	32,660円 ( 16,330円 )	45,100円 ( 0円 )
D7		254,000円以上 301,000円未満	32,450円 ( 16,230円 )	37,680円 ( 18,830円 )	53,740円 ( 0円 )	31,900円 ( 15,950円 )	37,040円 ( 18,520円 )	52,830円 ( 0円 )
D8		301,000円以上 341,000円未満	34,100円 ( 17,050円 )	39,600円 ( 19,800円 )	60,170円 ( 0円 )	33,530円 ( 16,770円 )	38,930円 ( 19,470円 )	59,150円 ( 0円 )
D9		341,000円以上 397,000円未満	35,200円 ( 17,600円 )	40,700円 ( 20,350円 )	65,450円 ( 0円 )	34,610円 ( 17,310円 )	40,010円 ( 20,010円 )	64,340円 ( 0円 )
D9	397,000円以上	36,300円 ( 18,150円 )	41,800円 ( 20,900円 )	75,900円 ( 0円 )	35,690円 ( 17,850円 )	41,090円 ( 20,550円 )	74,610円 ( 0円 )	
B0	市町村民税が非課税の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
C0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	3,300円	4,400円
C0.1	48,600円以上 67,000円未満	3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	3,300円	4,400円	
C0.2	67,000円以上 77,101円未満	3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	3,300円	4,400円	

※B階層、C階層、D階層、E階層のうちひとり親家庭等の世帯(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯等)にかかる徴収額(※第2子料金は無料。)

注① 多子軽減(2人以上のおおさんが通園した場合等により軽減)  
世帯の年収が約360万円未満(所得割額が、1号及びひとり親家庭等世帯は77,101円未満、2・3号は57,700円未満)世帯の場合  
・保護者と生計を一にする子ども(※)について、最年長の子どもから順に2人目は( )内の金額、3人目以降は無料(0円)となります。  
※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」ものとなります。

注② 多子軽減(2人以上のおおさんが通園した場合等により軽減)  
世帯の年収が約360万円以上(所得割額が、1号及びひとり親家庭等世帯は77,101円以上、2・3号は57,700円以上)の世帯の場合  
・1号は幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、2・3号は就学前において、世帯の最年長の子どもから順に2人目は半額( )内の金額、3人目以降は無料(0円)となります。ただし、就学前の児童については、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している場合のみ多子軽減のカウントの対象となります。

注③ 年齢区分  
・令和元年度における年齢区分は下記のとおりとなります。  
3歳未満の児童…平成28年4月2日以降生まれの児童  
3歳の児童 …平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの児童  
4歳以上の児童…平成25年4月2日～平成27年4月1日生まれの児童

ウ 特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）

(ア) 本市における特定地域型保育事業は、原則として、19 人以下の定員で、3 歳未満の児童を保育する子ども・子育て支援新制度へ移行した家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業である。

(イ) 本市においては、利用者が負担する保育料 (C) は、国が定める基準額 (B) より大幅に軽減した額としているため、この軽減費用は本市が負担している (G)。その結果、公定価格総額 (A) に占める国、北海道、本市及び利用者の負担率は、国 45.4 パーセント、北海道 20.2 パーセント、本市 25.7 パーセント、利用者 8.7 パーセントという割合となっている<sup>17</sup>。

令和元年度地域型保育給付費

区分	予算額 (単位：千円)
公定価格総額 A	5,109,397
国基準徴収額 B (= C+G)	724,568
市基準徴収額 (保護者負担額) C	442,443
国庫負担額 D	2,318,347
北海道負担額 E	1,033,243
市負担額 F	1,032,103
保護者負担軽減市費持出額 G	282,125
国交付金 H	1,136

エ 本市における施設の整備状況

(ア) 需給計画

a 市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画においては「教育・保育提供区域」を定め、計画期間中の「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及びその実施時期」を定めることが義務付けられている（子育て支援 61 I・II）。本市においては、行政区 10 区を「教育・保育提供区域」とし、各区毎に市民アンケート調査等に基づき、潜在需要を含めて「量の見込み」を算定している。計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）まで

<sup>17</sup> なお、利用者が負担する保育料は、私立特定教育・保育施設の 2・3 号認定子どもの利用者負担額（月額）と同じ。

の5年間として前記需給計画を策定し、これを「新・さっぽろ子ども未来プラン」（平成27年度～平成31年度）に盛り込んでいる。

b 本市の需給計画における「量の見込み（ニーズ量）」、「提供体制（供給量）の確保」に当たっての考え方は、下表のとおりである。

事業名等		量の見込み（ニーズ量）に当たっての考え方	提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方（共通）	提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方（個別）	
教育・保育：認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等で就学前の子どもに対して提供されるサービス。以下のとおり区分される。			<p>【新規整備の抑制】主たる保育サービスの利用者である就学前の子どもが減少する見込みであること、すでに事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保できない場合に限り、新たな施設・事業を整備して供給量を確保する。①既存施設の活用（可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保する。）、②区間調整（供給量＞ニーズ量の行政区の余剰供給量を、ニーズ量＞供給量の区に充当する。）</p>	<p>【目標年度】待機児童解消加速化プラン（平成25年4月19日内閣総理大臣公表）を踏まえ、平成30年4月1日までに、供給量≥ニーズ量とする。【優先順位】1～3号の供給量が不足する場合にあっては、原則として、以下の順序により供給量の確保方策とする。ただし、3号に対する供給量のみが不足する場合は⑤以下を供給の確保方策とする（この場合、①～④は原則として供給の確保方策としない）。①既存幼稚園・保育所からの認定こども園への移行、②既存保育所の増築等による定員増、③既存認可外保育施設等から認可保育所への移行、④幼保連携型こども園または保育所の新規整備、⑤既存認可外保育施設等から地域型保育事業への移行、⑥地域型保育事業の新規整備、⑦地方裁量型認定こども園の新規整備</p>	
1号認定子ども	<p>国の手引き（国が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」をいう。以下同様）どおり。</p>				
2号認定子ども（学校教育利用希望）					
2号認定子ども（学校教育利用希望以外）					
3号認定子ども					
地域子ども・子育て支援事業： 地域の子育て支援	(本市事業名)			<p>【目標年度】平成31年4月1日までに供給量≥ニーズ量とする。</p>	

に関する以下の 13 事業			
利用者支援に 関する事業 <sup>18</sup>	利用者支援事業 (各区こそだてイ ンフォメーショ ン、ちあふる等、保 育コーディネータ ー、保健センター)	事業の実施主体を行政のみと 想定した上で各行政区におい て 2 か所ずつ事業を実施する ことが必要なものとして量 を見込む。	
時間外保育事 業 <sup>19</sup>	時間外保育事業	国の手引きどおり。	
放課後児童健 全育成事業 <sup>20</sup>	児童クラブ、民間 児童育成会	各年度における小学 1 年生の 量の見込みについては国の手 引きどおりに算出した上で、小 学 2 年生以上の量の見込み については過去の実績に基づく 学年進行による利用者の逡減 を考慮して見込む。	
子育て短期支 援事業(ショー トステイ) <sup>21</sup>	子育て短期支援事 業(ショートのス テイ)	国の手引きどおり。	
地域子育て支 援拠点事業 <sup>22</sup>	地域子育て支援拠 点事業(常設の子 育てサロン)	国の手引きどおりに算出した 量の見込みから、子ども・子育 て支援新制度において 3 号認 定を受ける児童(保育所等を利用 するため地域子育て支援拠 点事業を利用しないものと考 えられる児童)に係る量の見込 みを差し引いたものを見込む。	

<sup>18</sup> 個別の子育て家庭のニーズを把握して適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築等を行う事業をいう。

<sup>19</sup> 通常の保育時間の前後に延長して保育を実施する事業をいう。

<sup>20</sup> 放課後帰宅しても保護者が就労等により不在となる小学生に対して適切な遊びや生活の場を与える事業をいう。

<sup>21</sup> 保護者が病気等により一時的に養育ができなくなった場合に児童養護施設等で預かる事業をいう。

<sup>22</sup> 子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロン。

一時預かり事業 <sup>23</sup>	幼稚園・認定子ども園での一時預かり事業、保育所での一時預かり事業	国の手引きどおり。		
子育て援助活動支援事業 <sup>24</sup>	さっぽろ子育てサポートセンター 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業（緊急時の預かり）	国の手引きどおり。		
病児保育事業 <sup>25</sup>	病後児デイサービス事業 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業（病児・病後児預かり）	国の手引きどおり。		
乳児家庭全戸訪問事業 <sup>26</sup>	乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）	各年度における 0 歳児の推計人口数をそのままの見込みとする。		
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 <sup>27</sup>	①保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業、 ②産後のメンタルヘルス支援事業、 ③妊婦支援相談事業	本市が実施する以下の事業の過去の実績及び伸び率と 0 歳児の推計児童数に基づき見込む。①保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業による訪問件数、②産後のメンタルヘルス支援事業で継続支援となる件数、③妊婦支援相談事業で継続相談となる事業		

<sup>23</sup> 断続的・短時間就労や傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する等の場合に認可保育所等において一時的に保育を実施する事業をいう。

<sup>24</sup> 子どもの預かり等の支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組みをいう。

<sup>25</sup> 病後児（生後 5 か月～小学校 3 年生）を一時的に預かる事業をいう。

<sup>26</sup> 妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し保健師・助産師による訪問指導を行う事業をいう。

<sup>27</sup> 育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う事業等をいう。

妊婦に対する健康診査	妊婦一般健康診査事業	過去の妊婦数と出生児童数の実績値と各年度の0歳児の推計児童数から各年度の妊婦の数を推計し、健診回数を乗じた量を見込む。		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付事業	量の見込み等を作成する事業の対象外。		
多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	量の見込み等を作成する事業の対象外。		

c 計画期間中の、教育・保育に関する「量の見込み」（全市ベース）は、それぞれ下表のとおり算定された。

平成 27 年度		3～5 歳			1～2 歳	0 歳
		教育のみ (1号)	保育の必要性あり (2号)		保育の必要性あり (3号)	
			学校教育利用希望強い	左記以外		
①量の見込み (人)	必要利用定員総数	23,163	3,999	13,870	12,682	
					10,262	2,420
②確保の内容 (人)	特定教育・保育施設	7,070 (567)		13,911	8,476	2,706
	確認を受けない幼稚園	20,272		-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	634	227
	認可外保育施設等 (市財政支援あり)	-	-	100	80	18
② - ①	過不足	180		141	-1,072	531
認定こども園特例枠		27	0	41	0	13

※ 表中の括弧内の数値は、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の2号の利用定員の合計数を記載している(以下、同様)。

平成 28 年度		3~5 歳			1~2 歳	0 歳
		教育のみ (1号)	保育の必要性あり (2号)		保育の必要性あり (3号)	
			学校教育利用希望強い	左記以外		
①量の見込み (人)	必要利用定員総数	23,127	3,991	13,828	12,612	
					10,242	2,370
②確保の内容 (人)	特定教育・保育施設	12,741 (1,025)		14,094	8,658	2,773
	確認を受けない幼稚園	14,951		-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	830	245
	認可外保育施設等 (市財政支援あり)	-	-	0	0	0
② - ①	過不足	574		266	-754	648
認定こども園特例枠		79	0	30	59	20

平成 29 年度		3~5 歳			1~2 歳	0 歳
		教育のみ (1号)	保育の必要性あり (2号)		保育の必要性あり (3号)	
			学校教育利用希望強い	左記以外		
①量の見込み (人)	必要利用定員総数	23,049	3,972	13,750	12,289	
					9,964	2,325
②確保の内容 (人)	特定教育・保育施設	14,270 (1,239)		14,164	8,802	2,818
	確認を受けない幼稚園	13,631		-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	999	247
	認可外保育施設等 (市財政支援あり)	-	-	0	0	0
② - ①	過不足	880		414	-163	740
認定こども園特例枠		40	0	0	25	24



平成 30 年度		3～5 歳			1～2 歳	0 歳
		教育のみ (1号)	保育の必要性あり (2号)		保育の必要性あり (3号)	
			学校教育利用希望強い	左記以外		
①量の見込み (人)	必要利用定員総数	22,961	3,947	13,681	12,138	
					9,854	2,284
②確保の内容 (人)	特定教育・保育施設	15,597 (1,311)		14,164	8,836	2,823
	確認を受けない幼稚園	12,346		-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	1,140	253
	認可外保育施設等 (市財政支援あり)	-	-	0	0	0
② - ①	過不足	1,035		483	122	792
認定こども園特例枠		20	0	0	0	0

平成 31 年度		3～5 歳			1～2 歳	0 歳
		教育のみ (1号)	保育の必要性あり (2号)		保育の必要性あり (3号)	
			学校教育利用希望強い	左記以外		
①量の見込み (人)	必要利用定員総数	22,773	3,905	13,552	11,915	
					9,669	2,246
②確保の内容 (人)	特定教育・保育施設	15,645 (1,326)		14,155	8,832	2,826
	確認を受けない幼稚園	12,345		-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	1,140	253
	認可外保育施設等 (市財政支援あり)	-	-	0	0	0
② - ①	過不足	1,312		603	303	833
認定こども園特例枠		33	0	0	0	0

d 教育・保育に関する需給計画は、平成 30 年度から改訂された。平成 28 年度の再調査の結果、保育所等の利用意向率が、平成 25 年調査に基づく従前計画と比較して 5.8 ポイント増加し、特に 1、2 歳児のニーズ量が増加していることが判明したことによる。そこで、平成 31 年度（令和元年度）末までの供給量の拡大により、平成 32 年（令和 2 年）4 月 1 日<sup>28</sup>に供給量がニーズ量以上とする目標を設定した。改訂による需給計画は、以下のとおり。

平成 30 年度（計画見直し時点）		3～5 歳			1～2 歳	0 歳
		教育のみ (1号)	保育の必要性あり（2号）		保育の必要性あり（3号）	
			学校教育利用希望強い	左記以外		
①量の見込み（人）	必要利用定員総数	19,767	4,634	15,521	15,586	
					13,148	2,438
②確保の内容（人）	特定教育・保育施設	17,172	1,396	14,500	9,215	2,959
	特定地域型保育事業	-	-	-	1,253	361
	確認を受けない幼稚園	9,216	-	-	-	-
	企業主導型保育事業	-	-	240	152	16
	幼稚園一時預かり事業	-	3,210	-	-	-
② - ①	過不足	6,621	-28	-781	-2,528	898
認定こども園特例枠		158	117	1	0	28

平成 31 年度（令和元年度）		3～5 歳			1～2 歳	0 歳
		教育のみ (1号)	保育の必要性あり（2号）		保育の必要性あり（3号）	
			学校教育利用希望強い	左記以外		
①量の見込み（人）	必要利用定員総数	19,840	4,656	15,615	15,131	
					12,730	2,401
②確保の内容（人）	特定教育・保育施設	17,387	1,972	15,015	9,885	3,037

<sup>28</sup> 「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月内閣府）による。

	特定地域型保育事業	-	-	-	1,469	373
	確認を受けない幼稚園	8,671	-	-	-	-
	企業主導型保育事業	-	-	508	303	39
	幼稚園一時預かり事業	-	3,300	-	-	-
② - ①	過不足	6,218	616	-92	-1,073	1,048
認定こども園特例枠		75	153	0	58	36

平成 32 年度（令和 2 年度 目標年度）		3～5 歳			1～2 歳	0 歳
		教育のみ (1号)	保育の必要性あり (2号)		保育の必要性あり (3号)	
			学校教育利用希望強い	左記以外		
①量の見込み (人)	必要利用定員総数	19,533	4,595	15,401	14,895	
					12,529	2,366
②確保の内容 (人)	特定教育・保育施設	17,547	2,548	15,517	10,550	3,124
	特定地域型保育事業	-	-	-	1,685	385
	確認を受けない幼稚園	8,181	-	-	-	-
	企業主導型保育事業	-	-	508	303	39
	幼稚園一時預かり事業	-	3,360	-	-	-
② - ①	過不足	6,195	1,313	624	9	1,182
認定こども園特例枠		75	271	0	100	36

e 本市の子ども・子育て支援事業計画に関する平成 30 年度実施状況報告によれば、前記により改訂された需給計画と実績に若干の齟齬が生じている。

(a) 保育における需給状況

保育（2号（うち教育利用希望が強い場合を除く）・3号）の需要面については、実績値が計画値を上回った。女性就業率の上昇等に伴う保育所等への申込者数の増加

が原因と判断される。他方、供給面については2号について実績値が計画値を下回った。一部施設の利用定員の減少、施設整備等の未進捗によるものと判断される。

	計画値			実績値			差		
	2号認定	3号認定	計	2号認定	3号認定	計	2号認定	3号認定	計
	子ども	子ども		子ども	子ども		子ども		
ニーズ量	15,615	15,131	30,746	15,702	15,316	31,018	87	185	272
供給量	15,523	15,106	30,629	15,406	15,562	30,968	▲117	456	339

(b) 教育における需給状況

教育（1号・2号（教育利用希望の強い場合））の需要面については、1号の実績値が計画値を上回り、2号の実績値が計画値を下回った。2号教育のニーズが保育所（2号）、幼稚園（1号）の利用により代替されたものと判断される。供給面については計画値を超える供給が確保された。

	計画値			実績値			差		
	1号認定	2号認定	計	1号認定	2号認定	計	1号認定	2号認定	計
	子ども	子ども		子ども	子ども		子ども		
ニーズ量	19,840	4,656	24,496	24,167	1,214	25,381	4,327	▲3,442	885
供給量	26,058	5,272	31,330	26,271	6,078	32,349	213	806	1,019

f 計画期間（3か年）中の、地域子ども・子育て支援事業に関する需給の見込みと実績（全市ベース）は、それぞれ下表のとおりである。なお、備考欄の記号の意義は以下のとおりである。

- ア：計画値(A)が全ての潜在ニーズに対応できるよう当該事業を毎日利用する等の前提で構築されており、実際の利用形態（毎日ではなく隔日や不定期での利用等）より多く見積もられているもの。
- イ：ニーズ調査によらず、市の推計により計画値(A)を算定しているが、計画値(A)にかかわらず実際の利用希望者(実績値B)は全て利用できる事業。
- ウ：利用希望者は全て利用できている事業。
- エ：計画値(A)より実績値(B)が上回ったものの、利用希望者は全て利用出来ている事業。
- オ：実績値(E)＜計画値(D)だが、ニーズ量実績(B)を上回る供給量が確保できている事業。
- カ：実績値(E)≥計画値(D)であり、ニーズ量実績(B)も上回っていることから十分に供給量が確保されている。

キ：ニーズ量の値に合わせて供給量を確保するもので、計画値・実績値ともニーズ量と同じ値にしている。

ク：実績値(E)＞計画値(D)で、ニーズ量実績(B)が供給量(E)を上回っているものの、小学校の特別教室等借用により実態としては充足している。

ケ：実績値(E)＞計画値(D)で、ニーズ量実績(B)が供給量(E)を上回っているが、施設単位で発生している過密化（定員＜登録児童数）の解消を図るべく対応する。

事業名	単 位	平成 28 年度 ニーズ量				平成 28 年度 供給量			
		計画(A)	実績(B)	実績-計画 (C)	備考	計画(D)	実績(E)	実績-計画 (F)	備考
利用者支援事業	カ所	20	20	0		19	19	0	
時間外保育事業	人	16,653	17,290	637	ウ	26,596	25,615	▲ 981	オ
放課後児童健全育成事業	人	14,538	16,786	2,248	ウ	16,878	17,373	495	ケ
子育て短期支援事業	人日	483	1,258	775	ウ	6,597	6,597	0	カ
地域子育て支援拠点事業	人回	32,588	27,487	▲ 5,101	ア、ウ	63,234	58,467	▲ 4,767	オ
一時預かり事業（幼稚園の在園児対象）	人日	1,267,362	896,507	▲ 370,855	ア、ウ	937,889	1,118,008	180,119	カ
一時預かり事業（幼稚園実施分を除く）	人日	521,770	72,603	▲ 439,801	ア	264,598	307,230	42,632	カ
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応除く）	人日		9,366		ア、ウ	284,181	287,305	3,124	カ
病児保育事業	人日	141,069	2,120	▲ 137,885	ア	6,468	6,468	0	カ
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化）	人日		1,064		ア、ウ	109,237	91,083	▲ 18,154	オ
子育て援助活動支援事業（就学後）	人日	63,882	5,683	▲ 58,199	ア、ウ	59,965	62,051	2,086	カ
乳児家庭全戸訪問事業	人	13,701	12,730	▲ 971	イ	13,701	12,730	▲ 971	キ
養育支援訪問事業等	人	4,360	4,845	485	イ	4,360	4,845	485	キ
妊婦健康診査	人回	199,486	166,286	▲ 33,200	イ	199,486	166,286	▲ 33,200	キ

事業名	単 位	平成 29 年度 ニーズ量				平成 29 年度 供給量			
		計画(A)	実績(B)	実績-計画 (C)	備考	計画(D)	実績(E)	実績-計画 (F)	備考
利用者支援事業	カ所	20	20	0		19	19	0	
時間外保育事業	人	16,465	17,286	821	エ	27,270	26,531	▲ 739	オ
放課後児童健全育成 事業	人	14,745	18,023	3,278	エ	17,383	17,704	321	ク
子育て短期支援事業	人日	477	1,719	1,242	エ	6,597	6,597	0	カ
地域子育て支援拠点 事業	人回	31,969	28,616	▲ 3,353	ウ	63,234	57,007	▲ 6,227	オ
一時預かり事業（幼稚 園の在園児対象）	人日	1,261,956	580,013	▲ 681,943	ア、ウ	1,039,283	1,090,266	50,983	カ
一時預かり事業（幼稚 園実施分を除く）	人日	514,273	69,466	▲ 437,700	ア	271,654	318,491	46,837	カ
子育て援助活動支援 事業（病児・緊急対応 除く）	人日		7,107		ア、ウ	301,384	291,480	▲ 9,904	オ
病児保育事業	人日	139,520	2,391	▲ 135,950	ア	6,468	7,032	564	カ
子育て援助活動支援 事業（病児・緊急対応 強化）	人日		1,179		ア、ウ	122,383	87,014	▲ 35,369	オ
子育て援助活動支援 事業（就学後）	人日	64,372	4,408	▲ 59,964	ア、ウ	64,658	62,573	▲ 2,085	オ
乳児家庭全戸訪問事 業	人	13,433	13,033	▲ 400	イ	13,433	13,033	▲ 400	キ
養育支援訪問事業等	人	4,360	4,845	485	イ	4,360	4,845	485	キ
妊婦健康診査	人回	195,580	164,852	▲ 30,728	イ	195,580	164,852	▲ 30,728	キ

事業名	単 位	平成 30 年度 ニーズ量				平成 30 年度 供給量			
		計画(A)	実績(B)	実績-計画 (C)	備考	計画(D)	実績(E)	実績-計画 (F)	備考
利用者支援事業	カ所	20	20	0		19	19	0	
時間外保育事業	人	16,278	17,146	868	エ	27,503	27,630	127	カ
放課後児童健全育成 事業	人	14,757	18,948	4,191	エ	17,383	17,845	462	ク
子育て短期支援事業	人日	472	1,700	1,228	エ	6,597	6,597	0	カ

地域子育て支援拠点事業	人回	31,329	24,672	▲ 6,657	ウ	63,234	60,385	▲ 2,849	オ
一時預かり事業（幼稚園の在園児対象）	人日	1,254,604	688,728	▲ 565,876	ア、ウ	1,140,676	1,317,470	176,794	カ
一時預かり事業（幼稚園実施分を除く）	人日	507,094	64,458	▲ 436,057	ア	275,770	339,304	63,534	カ
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応除く）	人日		6,579		ア、ウ	320,157	285,743	▲ 34,414	オ
病児保育事業	人日	138,008	1,641	▲ 135,403	ア	6,468	7,008	540	カ
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化）	人日		964		ア、ウ	138,033	85,136	▲ 52,897	オ
子育て援助活動支援事業（就学後）	人日	64,792	3,865	▲ 60,927	ア、ウ	68,046	60,747	▲ 7,299	オ
乳児家庭全戸訪問事業	人	13,196	12,854	▲ 342	イ	13,196	12,854	▲ 342	キ
養育支援訪問事業等	人	4,587	4,838	251	イ	4,587	4,838	251	キ
妊婦健康診査	人回	192,136	155,109	▲ 37,027	イ	192,136	155,109	▲ 37,027	キ

(イ) 認定こども園の整備状況

a 平成30年度決算額は、1,623,768千円であり、補助金を活用しない自主整備事業を含め、下表のとおり、移行・新設併せて19施設355人分の定員増となった<sup>29</sup>。同年度の整備実績（施設数・定員等）は、下表のとおりである。

幼保連携型認定こども園			保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園		
区分	施設数	定員（増数）	区分	施設数	定員（増数）
新設	2	180人（180人）	既存保育所からの移行	6	710人（0人）
既存幼稚園からの移行	1	90人（30人）	認可外保育施設からの移行	1	75人（75人）
既存幼稚園型認定こども園からの移行	2	140人（70人）			

<sup>29</sup> 令和元年度予算においては、倍額の3,188,000千円の整備費が計上されており、既存幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行7施設420人分の定員増のほか、幼稚園型認定こども園への移行2施設120人分の定員増、幼保連携型認定こども園の新設3施設270人分の定員増が予定されている。



既存保育所からの移行	7	640人(0人)			
小計	12	1,050人(280人)		7	785人(75人)

※定員については、保育所機能部分のみ。

b 平成27年から平成30年までの本市における認定こども園（公立及び私立）の施設数、定員等の推移は、下表のとおりである。なお、表中、ボールド体（太字）は在籍児童数が定員を超過しているものを示している。

	年次	施設数	利用定員	在籍児童数						
				総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上
総数	平成27年	23	4,487	4,416	108	286	328	1,205	1,249	1,240
	平成28年	37	7,474	7,370	217	465	498	1,921	2,110	2,159
	平成29年	49	9,664	9,351	265	559	626	2,523	2,685	2,693
	平成30年	65	11,790	11,539	425	823	904	3,074	3,170	3,143
幼保 連携 型	平成27年	18	<b>4,033</b>	<b>4,059</b>	95	223	250	1,124	1,180	1,187
	平成28年	28	<b>6,012</b>	<b>6,026</b>	198	399	420	1,564	1,727	1,718
	平成29年	35	7,371	7,242	235	486	538	1,924	2,025	2,034
	平成30年	48	9,247	9,150	358	711	783	2,391	2,474	2,433
幼稚 園型	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成28年	4	1,020	907	-	-	-	256	295	356
	平成29年	8	1,785	1,611	-	-	-	493	555	563
	平成30年	8	1,785	1,643	-	-	-	533	545	565
保育 所型	平成27年	1	125	112	5	20	24	26	20	17
	平成28年	1	<b>125</b>	<b>128</b>	4	18	25	30	29	22
	平成29年	2	191	185	9	25	35	38	39	39
	平成30年	5	441	427	42	65	69	86	85	80
地方 裁量 型	平成27年	4	329	245	8	43	54	55	49	36
	平成28年	4	317	309	15	48	53	71	59	63
	平成29年	4	317	313	21	48	53	68	66	57
	平成30年	4	<b>317</b>	<b>319</b>	25	47	52	64	66	65

(各年4月1日現在)

(ウ) 認可保育所の整備状況

a 平成30年度決算額は、1,058,348千円であり、補助金を活用しない自主整備事業を含め、新設・増改築・増築・分園新築・認可外保育施設からの移行を併せ、15施設

740 人分の定員増となった<sup>30</sup>。同年度の整備実績（施設数・定員等）は、下表のとおりである。

区分	施設数	定員（増数）	区分	施設数	定員（増数）
新設（認可外からの移行を含む）	11	610 人（610 人）	増改築・増築・分園新築	4	260 人（130 人）

b 平成 25 年から平成 30 年までの本市における認可保育所及び保育所型認定こども園（公立及び私立）の施設数、定員等の推移は、下表のとおりである。なお、表中、ボールド体（太字）は在籍児童数が定員を超過しているものを示している。

	年次	保育所数	入所定員	在籍児童数						
				総数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳以上
総数	平成 25 年	221	<b>20,427</b>	<b>22,858</b>	2,828	3,601	4,077	4,212	4,103	4,037
	平成 26 年	231	<b>21,527</b>	<b>23,838</b>	2,940	3,805	4,270	4,322	4,341	4,160
	平成 27 年	250	23,693	23,557	1,839	3,863	4,404	4,473	4,576	4,402
	平成 28 年	256	<b>23,563</b>	<b>23,626</b>	1,822	3,868	4,335	4,564	4,487	4,550
	平成 29 年	262	23,828	23,735	1,997	3,838	4,401	4,527	4,539	4,433
	平成 30 年	265	23,699	23,361	1,939	3,761	4,305	4,501	4,411	4,444
公立	平成 27 年	20	<b>1,840</b>	<b>2,182</b>	152	316	397	420	456	441
	平成 28 年	20	<b>1,840</b>	<b>2,074</b>	117	278	378	419	431	451
	平成 29 年	20	<b>1,840</b>	<b>1,989</b>	124	269	352	405	417	422
	平成 30 年	20	<b>1,840</b>	<b>1,927</b>	108	257	343	404	393	422
私立	平成 27 年	230	21,853	21,375	1,687	3,547	4,007	4,053	4,120	3,961
	平成 28 年	236	21,723	21,552	1,705	3,590	3,957	4,145	4,056	4,099
	平成 29 年	242	21,988	21,746	1,873	3,569	4,049	4,122	4,122	4,011
	平成 30 年	245	21,859	21,434	1,831	3,504	3,962	4,097	4,018	4,022

（平成 25 年、26 年は 3 月 1 日現在。以降は 4 月 1 日現在）

<sup>30</sup> 令和元年度予算においては、1,766,000 千円の整備費が計上されており、保育所の新設 3 施設 240 人分の定員増、既存保育所の増改築、増築 7 施設 210 人分の定員増、賃貸物件による保育所の創設 9 施設 490 人分の定員増が予定されている。

(エ) 特定地域型保育事業の整備状況

- a 平成 30 年度決算額は、342,556 千円であり、補助金を活用しない自主整備事業、認可外保育施設からの移行を含め、20 事業所 380 人分の定員増となった<sup>31</sup>。
- b なお、平成 27 年以降平成 30 年までの本市における地域型保育の施設数（公立及び私立）、定員等の推移は、下表のとおりである。

年次	小規模保育事業		家庭的保育事業		居宅訪問型保育事業		事業所内保育事業	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
平成 27 年	39	617	14	70	-	-	5	37
平成 28 年	58	978	14	70	-	-	6	45
平成 29 年	67	1162	13	65	-	-	8	57
平成 30 年	86	1,505	11	55	-	-	9	64

(オ) 市内認可保育施設等の入所状況

本市の認可保育施設等の定員及び入所数の概況は、下表のとおりである。

区分	施設 / 事業所数	定員合計	定員			入所児童数			
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	
			認定	認定	認定	認定	認定	認定	
保育所	公立	18	1,860	0	1,159	701	0	1,009	536
	公設民営	3	270	0	152	118	0	148	116
	公立小計	21	2,130	0	1,311	819	0	1,157	652
	私立	233	20,408	0	11,454	8,954	0	11,392	8,564
	合計	254	22,538	0	12,765	9,773	0	12,549	9,216
認定こども園	公立	1	115	55	35	25	28	35	26
	私立	81	13,828	7,296	3,717	2,815	7,086	3,756	2,849
	合計	82	13,943	7,351	3,752	2,840	7,114	3,791	2,875
幼稚園	公立	9	810	810	0	0	629	0	0
	施設型給付	64	10,835	10,835	0	0	10,500	2	0
	私学助成	30	7,275	7,275	0	0	6,272	0	0
	合計	103	18,920	18,920	0	0	17,401	2	0

<sup>31</sup> 令和元年度予算においては、401,000 千円の整備費が計上されており、小規模保育事業 A 型の既存物権の改修による整備 14 事業所 266 人分の定員増、新築による整備 3 事業所 57 人分の定員増が予定されている。

地域型 保育 <sup>32</sup>	公設民営	1	19	0	0	19	0	0	21
	私立	125	1,998	0	0	1,998	0	1	1,751
	合計	126	2,017	0	0	2,017	0	1	1,772
合計	公立	28	2,785	865	1,194	726	657	1,044	562
	公設民営	4	289	0	152	137	0	148	137
	公立小計	32	3,074	865	1,346	863	657	1,192	699
	私立	469	43,509	14,571	15,171	13,767	13,358	15,149	13,164
	合計	565	57,418	26,271	16,517	14,630	24,515	16,343	13,863

(平成31年4月1日現在)

## オ 本市における「待機児童」問題

### (ア) 国定義による待機児童

保育所等利用待機児童(いわゆる待機児童)が社会問題や政治課題となって久しいが、この定義については変遷がある。平成13年以前は、単に認可保育所の入所・利用資格があり、入所申込みをしたにもかかわらず、保育所不足や定員制限により入所できない児童全てを指していたが、同年以降順次、待機児童の定義から除外する範囲が拡大し、現在では、以下のとおりの除外又は限定等が付されている(以下「国定義による待機児童」という)<sup>33</sup>。

すなわち、待機児童とは、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)、又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものをいうところ、

- ① 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含まない。
- ② 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントする。

<sup>32</sup> 従業員枠を除く。

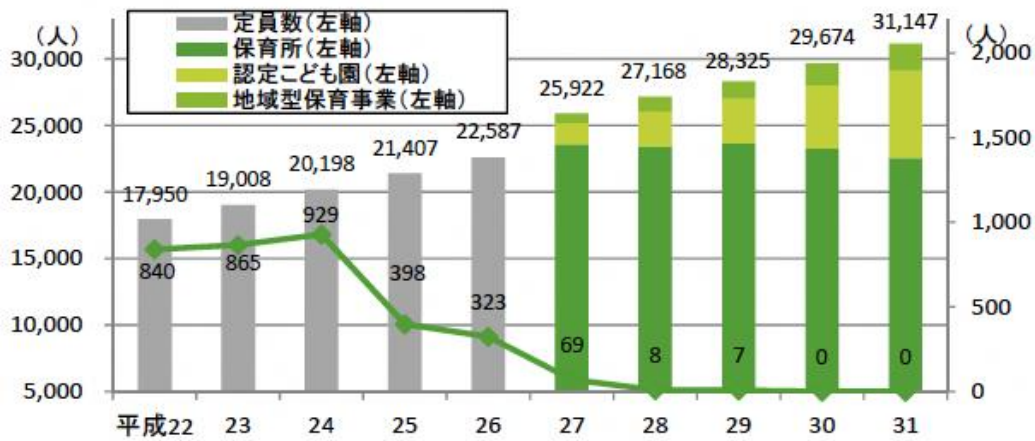
<sup>33</sup> **潜在的待機児童(隠れ待機児童)**：国定義による待機児童の定義の範囲を超える、例えば、認可外施設を利用している児童、企業主導型保育所を利用している児童のほか、保護者が育児休業中である児童、特定の施設のみを希望している児童、保護者が求職活動を休止している児童等については、待機児童に含まれない。これらの児童を潜在的(隠れ)待機児童という。厚労省によれば、国定義による平成31年4月1日現在の待機児童数(全国)は、前年同期より3,123人少ない16,772人に2年連続して減少したが(これまでの最少人数であった平成19年の17,926人も下回った)、平成29年度末までに待機児童(国定義による)をゼロとする政府目標は未達となり、令和2年度末までに繰り延べた。他方、厚労省は、この潜在的(隠れ)待機児童数は公表していないが、昨年度比9,000人増の8万人台に至ったと伝えられている。

- ③ 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、
- ① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童
  - ② 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童
  - ③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）、又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童
  - ④ 企業主導型保育事業で保育されている児童については、本調査の待機児童数には含めない。
- ④ いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができる。
- ⑤ 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めない。
- ⑥ 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約の場合には、待機児童数には含めない。
- ⑦ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めない。
- ⑧ 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができる。

(イ) 本市における「待機児童」の状況

本市の待機児童の状況は、過去8か年度では、下グラフ及び下表のとおり推移しており、平成30年度及び令和元年度とも、国定義による待機児童はゼロを達成しているものの、国定義以外を含む待機児童数では、2,000人弱の水準が2か年度連続（但し、微減）している<sup>34</sup>。

<sup>34</sup> いわゆる「待機児童」問題についての本市の特徴：本市においては、国定義による待機児童は解消されている状況にあるが、これには、就学前児童数の減少という本市の事情が影響している。平成28年度まで8万7千人台であった就学前児童数は、翌29年度以降漸減し、平成30年度は前年度比1,597人減という近年最大の減少を記録している。このため、保育所等の利用申込児童数の増加幅についても「子ども・子育て新制度」（平成27年度）施行以来、最小となっている。他方、企業主導型保育事業の開設が進み、平成30年度当初の施設数・定員は、施設数68・定員1,994人（平成30年4月1日現在）から、施設数106・定員2,666人（平成31年2月1日現在、いずれもいわゆる「従業員枠」を含む）に拡大していること、幼稚園の一時預かりを利用する児童も増加していることも、待機児童ゼロという結果に影響している。なお、



区分	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
就学前児童数	87,123	87,265	87,542	87,348	87,290	86,365	85,619	84,022
[前年差引]	768	142	277	▲194	▲58	▲925	▲746	▲1,597
保育所等申込児童数	22,663	23,413	24,378	26,432	27,985	30,018	31,428	32,232
[前年差引]	1,419	750	965	2,054	1,553	2,033	1,410	804
入所児童数	21,233	22,302	23,382	25,698	27,169	28,344	29,465	30,285
[前年差引]	1,328	1,069	1,080	2,316	1,471	1,175	1,121	820
施設型 (保育所、認定こども園)	21,233	22,302	23,382	25,149	26,264	27,194	27,967	28,513
[前年差引]	-	-	-	-	1,115	930	773	546
地域型 (小規模保育、家庭的保育等)	-	-	-	549	905	1,150	1,498	1,772
[前年差引]	-	-	-	-	356	245	348	274
幼稚園等における一時預かりを利用している児童数	41	139	202	30	47	198	274	294
企業主導型保育事業における保育実施児童数	-	-	-	-	-	7	158	208
特定の保育所まみ希望し入所していない児童数等	460	574	471	635	761	1,462	1,531	1,445
国定義による待機児童数	929	398	323	69	8	7	0	0
[前年差引]	64	▲531	▲75	▲254	▲61	▲1	▲7	0
国定義以外を含む待機児童数	1,430	1,111	996	734	816	1,674	1,963	1,947
[前年差引]	91	▲319	▲115	▲262	82	858	289	▲16

潜在的待機児童のうち、いわゆる「特定待機」（特定園を希望している待機児童）は、前年比 86 人減となっており、「子ども・子育て新制度」以降、初めて減少に転じた。

## カ 本市における「保育士」確保対策

(ア) 増加する保育需要に保育士の確保が追いついていない。全国レベルで見れば、保育士の有効求人倍率は3.20倍（平成30年11月現在）であり<sup>35</sup>、全職種の有効求人倍率1.69倍の約2倍に至っている。前年同月比では0.23ポイント増加し、この水準が変わる気配はない。他方、保育士の平均年収は358万円であり（平成30年度全国平均）、全産業平均を月額2.2万円下回っている。幼稚園教諭、看護師等の隣接ないし類似する職種との比較においても、低い所得水準にある<sup>36</sup>。

(イ) 本市においても、事情は同様である。待機児童対策に必要な施設整備を計画しても、保育士不足により、計画に従った入所定員を満たすことが困難となる等の状況が生じている<sup>37</sup>。このため、潜在保育士の再就労や現役保育士の就労継続支援等の取組を実施しているところ、なお保育士不足解消には至っていない。

本市は、平成30年8月本市に在住する北海道所管の保育士登録者<sup>38</sup>に対して実態調査アンケートを実施している<sup>39</sup>。これによれば、回答者のうち、現在保育士として稼働している者は全体の49パーセント（現に稼働中47.4パーセント、休職中1.6パ

<sup>35</sup> 平成30年11月の北海道における保育士有効求人倍率は2.73（前年同月比0.6ポイント増）。なお、本市は、平成29年11月ハローワーク札幌圏内の保育職の有効求人倍率が3.02となり、同月の全国平均を上回った。

<sup>36</sup> 保育士、幼稚園教諭等の平均賃金等は、下表のとおり（厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」）。

区分	企業規模計（10人以上）							
	年齢（歳）	勤続年数（年）	所定内実労働時間数（時間）	超過実労働時間数（時間）	きまって支給する現金給与額（千円）	所定内給与額（千円）	年間賞與其他特別給与額（千円）	労働者数（十人）
保育士	36.8	8.1	169	4	239.3	232.6	707.7	22 962
幼稚園教諭	33.7	8.0	170	2	241.3	237.6	706.1	7 598
看護師	39.3	8.2	158	7	331.9	298.3	816.5	64 538
福祉施設介護員	41.9	7.0	165	5	239.7	226.3	519.9	77 632
ホームヘルパー	46.8	7.5	165	7	241.1	226.2	440.3	7 473

<sup>37</sup> **保育所保育士配置基準**：保育所の保育士の最低配置人数は、一園に最低2人を前提として、乳児（0歳児）3人に1人、1・2歳児6人に1人、3歳児20人に1人、4歳児以上30人に1人と定められている（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準33Ⅱ）。このため、保育士不足は、乳幼児の受入れを困難にする。なお、国は、平成28年4月規制緩和の一環として、朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置の特例を設け、保育士最低2人配置要件について、1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とすることや、保育士と近接する職種である幼稚園教諭（3歳児以上）・小学校教諭（5歳児）・養護教諭を、保育士に代えて活用可能とすること等の特例を用意したが、本市においては、保育士確保が切迫した状況にないとして、導入は見送っている。

<sup>38</sup> **保育士登録**：保育士の登録先は、指定保育士養成施設卒業者は登録申請時の住所地の、保育士試験全科目合格者は保育士試験合格地の都道府県知事である（児福令16）。

<sup>39</sup> <https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/documents/hoikushijittaityousa.pdf> 平成29年12月時点での本市在住の保育士登録者18,288人（返戻人数を控除した有効送付人数は12,038人）に対し、本市における保育士確保及び定着のための基礎資料とすることを目的に実施。3,820人からアンケート回答を回収した（回収率31.7%）。

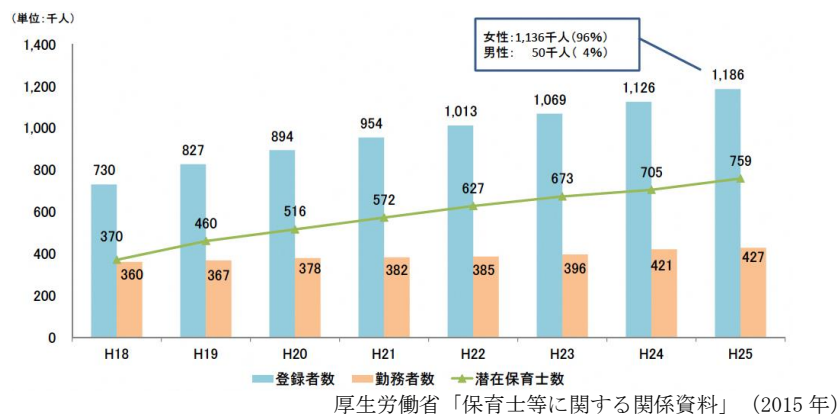


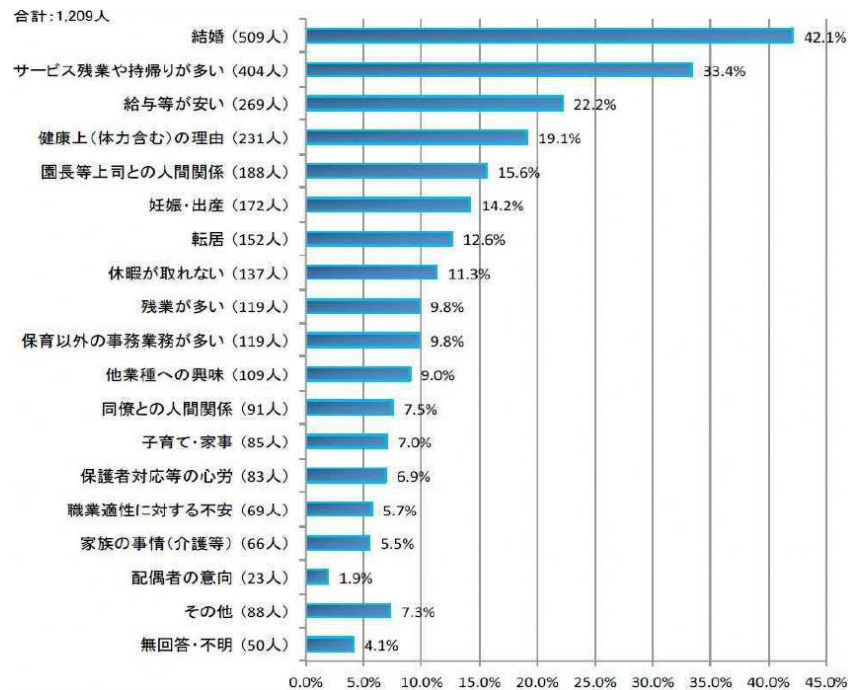
ーセント)にとどまり、保育士登録者の多くが保育士として稼働していない実態が浮き彫りとなった<sup>40</sup>。

		就業状況									
		合計	保育士で 就業中	休職 (保育士として 雇用されて いる)	保育士以外の 職種で 働いている (保育士として 働いた経験が ある)	保育士以外の 職種で 働いている (保育士として 働いた経験が ない)	現在働いて いない (保育士として 働いた経験が ある)	現在働いて いない (保育士として 働いた経験が ない)	現在働いて いない (まったく働い たことがない)	無回答・不明	
性別	全体	人数 割合(%)	3,820人 100%	1,811人 47.4%	63人 1.6%	502人 13.1%	432人 11.3%	707人 18.5%	146人 3.8%	20人 0.5%	139人 3.6%
	女	人数 割合(%)	3,729人 100%	1,782人 47.8%	63人 1.7%	482人 12.9%	404人 10.8%	701人 18.8%	145人 3.9%	18人 0.5%	134人 3.6%
	男	人数 割合(%)	91人 100%	29人 31.9%	-	20人 22%	28人 30.8%	6人 6.6%	1人 1.1%	2人 2.2%	5人 5.5%
	無回答・不明	人数 割合(%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

また、過去に保育士として稼働していた者の退職理由については、結婚(42.1%)に続いて、サービス残業・持ち帰り仕事の多さ(33.4%)や給与等の低さ(22.2%)を挙げるものが多く、保育人材確保のために、雇用環境・条件の低さも解決課題となっている。

<sup>40</sup> 潜在保育士：保育士資格を保有し登録しているが、保育施設等で勤務していない者をいう。やや古いデータであるが、潜在保育士の割合は、全国的に見ても登録保育士数の過半数を占める。





(3) 本市における児童福祉事業（子ども・子育て支援制度関連事業を除く）等の概要

ア 母子生活支援施設等

(ア) 本市においては、母子生活支援施設<sup>41</sup>が6施設<sup>42</sup>（定員合計114世帯。平成30年6月以降は120世帯）運営され、助産施設<sup>43</sup>として本市内6か所の病院、助産所を指定（定床数13床）している。

(イ) 平成30年度予算決算の状況は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	平成29年度決算	平成30年度予算	平成30年度決算	令和元年度予算
母子生活支援施設運営費	311,035	332,708	268,825	298,667
助産施設費	98,434	97,620	80,049	102,262

<sup>41</sup> 母子生活支援施設：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活・住宅・就職等解消困難な問題を持っているため、児童の福祉に欠ける場合、その女子と児童を保護し、自立促進のために生活支援（居所提供その他の支援・相談・指導）する施設をいう（児福38）。平成10年改正児福法前は「母子寮」という呼称であった。

<sup>42</sup> 現在、一昨年発生した北海道胆振東部地震の影響により、1施設（厚生会母子ホーム）が休止中であるため、稼働中は5施設（定員100世帯）となっている。

<sup>43</sup> 助産施設：保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設への入所や助産費用助成を行うもの（児福22）。原則として、生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する妊産婦が利用対象者。なお、令和元年8月厚労省子ども家庭局母子保健課長は、「特定妊婦」（児福6の3V）への支援上も有効なものとして、制度周知につき、都道府県・政令市等に対し通知している。

イ 各種手当・給付事業

(ア) 児童手当

- a 法定受託事務として実施するもの。児童手当支給額は、児童1人につき、下表のとおり支給される。

区分	月額（円）	備考
3歳未満	15,000	
3歳～小学校修了前	10,000	第3子以降 15,000円
中学生	10,000	

- b 受給者数、予算決算の状況は、下表のとおりである。

平成29年度末		平成30年度末	
受給世帯数	児童数	受給世帯数	児童数
133,085	209,341	131,532	207,102

(単位：千円)

平成29年度決算	平成30年度予算	平成30年度決算	令和元年度予算
26,462,960	26,523,225	26,196,500	26,177,025

(イ) 児童扶養手当

- a 法定受託事務として実施するもの。児童扶養手当支給額は、下表のとおりである。

	1人目の児童		2人目の児童	3人目以降の児童
	全部支給	一部支給		
平成30年度	42,500円	所得に応じて42,490円～10,030円の範囲内	所得に応じて10,040円～5,020円の範囲内	所得に応じて6,020円～3,010円の範囲内
令和元年度	42,910円	所得に応じて42,900円～10,120円の範囲内	所得に応じて10,130円～5,070円の範囲内	所得に応じて6,080円～3,040円の範囲内

b 受給者数、予算決算の状況は、下表のとおりである。

平成 29 年度末		平成 30 年度末	
受給世帯数	児童数	受給世帯数	児童数
20,407	30,027	20,407	31,669

(単位：千円)

平成 29 年度決算	平成 30 年度予算	平成 30 年度決算	令和元年度予算
9,688,817	9,821,697	9,426,234	11,851,589

(ウ) 札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金

a 災害遺児を扶養する者に対し災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給し、遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図ることを目的として、本市独自の事業として実施している<sup>44</sup>。支給額は、1人につき月額4,000円（災害遺児手当）、入学又は就職1回につき20,000円（入学等支度資金）である。

b 受給者数、予算決算の状況は、下表のとおりである。

平成 29 年度			平成 30 年度		
受給世帯数	児童数		受給世帯数	児童数	
	手当	支度資金		手当	支度資金
78	109	38	68	97	32

(単位：千円)

平成 29 年度決算	平成 30 年度予算	平成 30 年度決算	令和元年度予算
5,808	5,424	5,144	4,508

(エ) 札幌市特別奨学金

a 生活困難世帯<sup>45</sup>の生徒に対し、技能習得に必要な学資を支給し、世帯の経済的自立を図ることを目的とする奨学金であり、支給額は、技能習得資金として月額公立校5,000円、私立校8,000円、入学時支度資金として公立校10,000円、私立校15,000円である。

<sup>44</sup> 札幌市災害遺児手当・入学等支度資金事業：昭和47年1月から事業を開始。昭和52年度に基金を創設。事業の財源は、基金運用益及び基金の取崩しによる。

<sup>45</sup> 札幌市特別奨学金：生活保護世帯又は生活保護を必要とする状態にある世帯の生徒で、技能の習得を目的とする専修学校（高等課程）、各種学校（高等学校相当課程）、特別支援学校（高等部）又は普通科以外の職業学科を有する高等学校に学ぶ者が対象。

b 受給者数、予算決算の状況は、下表のとおりである。

平成 29 年度受給者	平成 30 年度受給者
184	203

(単位：千円)

平成 29 年度決算	平成 30 年度予算	平成 30 年度決算	令和元年度予算
13,473	15,000	14,211	15,000

ウ ひとり親家庭・寡婦福祉事業

(ア) 母子・婦人相談員

a 市内 10 区に計 18 名の母子・婦人相談員（非常勤職員）を配置し、母子自立支援員業務（母子家庭・寡婦に対する就職・住宅・結婚等の各種相談、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付実施）、母子福祉資金償還協力員業務（母子・父子・寡婦福祉資金の償還協力事務）、婦人相談員業務（要保護女子の早期発見、相談、転落防止・保護更生に向けた指導）の業務を実施している（3 業務併任）。

b 実績と予算決算の状況

実績（処理件数）	
平成 29 年度	平成 30 年度
13,460	13,340

(単位：千円)

予算・決算			
平成 29 年度決算	平成 30 年度予算	平成 30 年度決算	令和元年度予算
55,275	56,250	55,239	57,436

(イ) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

a 国庫金、本市一般会計からの繰入金及び償還金等を原資とする母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計（特別会計）に基づき、ひとり親家庭<sup>46</sup>、寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の助長を図るため、12 種類の貸付を実施する。

<sup>46</sup> 平成 26 年 10 月父子福祉資金を創設し、貸付対象者を父子家庭に拡大。平成 30 年 4 月から、国の制度改正に伴い、修業資金及び就学支度資金について、大学院（修士課程・博士課程）に進学するための経費を貸付対象に追加した。

b 実績と予算決算の状況

年度	区分	貸付額（円）	貸付件数
平成 29 年度実績	母子	62,439,290	114
	父子	382,000	2
	寡婦	2,514,000	4
平成 30 年度実績	母子	43,871,400	65
	父子	1,782,000	3
	寡婦	3,397,000	4

（単位：千円）

予算・決算			
平成 29 年度決算	平成 30 年度予算	平成 30 年度決算	令和元年度予算
65,335	112,192	48,050	97,604

(ウ) ひとり親家庭支援センター

a ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と福祉向上のため、生活一般や養育費等の相談に対応し、交流場所を提供する。公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会（札幌連、中央区大通西 19 丁目札幌市社会福祉総合センター内）<sup>47</sup>が指定管理者として本施設を管理している<sup>48</sup>。平成 15 年 10 月からは、ひとり親家庭等就業支援センター事業を開始し、就労による自立支援を目的として、就労に関する各種相談、求人情報の提供、講習会等のほか、ハローワークと連携して就業支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施している。平成 20 年度からは養育費に関して専門相談員を配置し、平成 26 年 10 月からは父子家庭専門相談窓口を開設している。

b 実績と予算決算の状況

年度	区分	相談件数	就業実績
平成 29 年度実績	就業支援	6,707	36
	母子自立支援プログラム策定	15	14
平成 30 年度実績	就業支援	6,318	25
	母子自立支援プログラム策定	15	14

<sup>47</sup> <http://satsuboren.or.jp>

<sup>48</sup> **指定管理者制度**：地方公共団体が公の施設の設置目的の達成上必要であるときに条例で定めるところにより、指定する法人その他の団体に施設の管理を行わせる制度（地自法 244、244 の 2Ⅲ）。多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上を図ることを目的とする。本市においては、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年 10 月制定、平成 26 年 10 月最終改正）、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱（平成 15 年 10 月制定、平成 30 年 6 月最終改正）、指定管理者制度に関する運用ガイドライン（平成 21 年 2 月策定、平成 29 年 3 月最終改正）をもって指定管理者制度を運用している。

(単位：千円)

事業費	予算・決算			
	平成 29 年度決算	平成 30 年度予算	平成 30 年度決算	令和元年度予算
ひとり親家庭 支援センター 管理費	7,894	8,400	8,400	8,516
ひとり親家庭 等就業支援セ ンター事業費	25,279	26,695	26,695	26,907

(エ) その他のひとり親家庭等支援事業

以上のほか、本市においては、一時的に家庭生活支援員を派遣して生活安定を図るひとり親家庭等日常支援事業、ひとり親家庭の親の就業支援を目的とするひとり親家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金補助金交付事業、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業、ひとり親家庭就業機会創出事業、母子緊急一時保護事業を実施している。

(4) 本市における幼稚園教育

ア 総説

(ア) 所管等

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする、学校教育法に定める学校であり（学教1・22）、その教育課程その他の保育内容に関する事項は、文部科学大臣が所管する（同25）。公立幼稚園にあつては、設置・管理・廃止、職員の任免、幼児の入退学・転学その他教育に関する事務は、市町村の教育委員会の所管となる（地教行21）。

なお、幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児に限定される（同26）。

(イ) 子ども・子育て支援新制度と教育委員会

子ども・子育て支援新制度は、教育・保育施設の量的拡充・提供体制の確保のみを目的とするものではなく、質の高い幼児教育を総合的に提供することにあるとされる。



このため、生涯に亘る人格形成の基礎を培ううえでの幼児教育の重要性<sup>49</sup>を踏まえ、質の高い幼児教育・保育を実現する観点から、学校教育を所管し専門性を有する教育委員会が積極的に新制度に関与することが不可欠とされ、子ども・子育て支援を所管する自治体の首長部局との連携が要請されている<sup>50</sup>。

## イ 本市における幼児教育の展開と現状

(ア) 本市は、平成 17 年 12 月未来を担う子どもに適切な幼児教育を提供する観点から、今後の本市の幼児教育の方向性を示す「札幌市幼児教育振興計画」<sup>51</sup>を策定し、平成 23 年から市立幼稚園の研究実践園化を進め、幼児教育センターと研究実践園を中心として、本市全体の幼児教育の振興を図る新たな仕組みを構築した。前記「振興計画」は、平成 26 年に教育に関する施策を総合的・体系的に進める「札幌市教育振興基本計画」<sup>52</sup>（2014 年～2023 年）に移行した。

(イ) 国の制度等の変遷を見ると、平成 27 年 4 月子ども・子育て支援新制度において、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保が示され、平成 30 年 4 月には「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園・保育要領」が各改訂され、幼稚園・保育所・認定こども園の 3 施設において「幼児教育において育みたい資質・能力」、「5 領域<sup>53</sup>」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通化され、社会に開かれた教育課程が重視され、さらに令和元年 6 月に策定された国の第 3 期教育振興基本計画においては「幼児期における教育の質の向上」が示された。同年 10 月に施行された保育・幼児教育の無償化は、幼稚園・保育所・

<sup>49</sup> **幼児教育の重要性**： 幼児教育の重要性を実証する社会実験として、しばしば援用されるものとして、「ペリー就学前計画」(Perry Preschool Study)がある。この「計画」は、ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・J・ヘックマン教授の研究で有名になった。もともとは、米国の心理学者らが 1962 年から 1967 年にかけてミシガン州イプシランティ市学校区ペリー小学校附属幼稚園で実施した就学前教育に関する社会実験であった。低所得者層アフリカ系アメリカ人 3 歳児で「学校教育上のリスクが高い」と判定された子どもたちを被験者とし、就学前教育を提供する子どもと提供しない子どもの 2 グループに分け、それぞれ 40 歳に達するまで追跡調査して比較した。その結果、14 歳時点での基礎学力の達成度、高校卒業率、40 歳になった時点での収入、40 歳までの逮捕歴は、いずれも就学前教育が施されたグループが優れていたことから、就学前教育は、教育的・社会経済的な効果を有すると考えられた。

<sup>50</sup> 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取組の促進、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質向上、認定こども園・幼稚園・保育所における「幼保連携型認定こども園・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」に沿った幼児教育の実施、認定こども園・幼稚園・保育所に対する適切な指導・監督、評価の実施、幼稚園等の教育施設等による自己評価、関係者評価、第三者評価等による支援等が、想定されている。

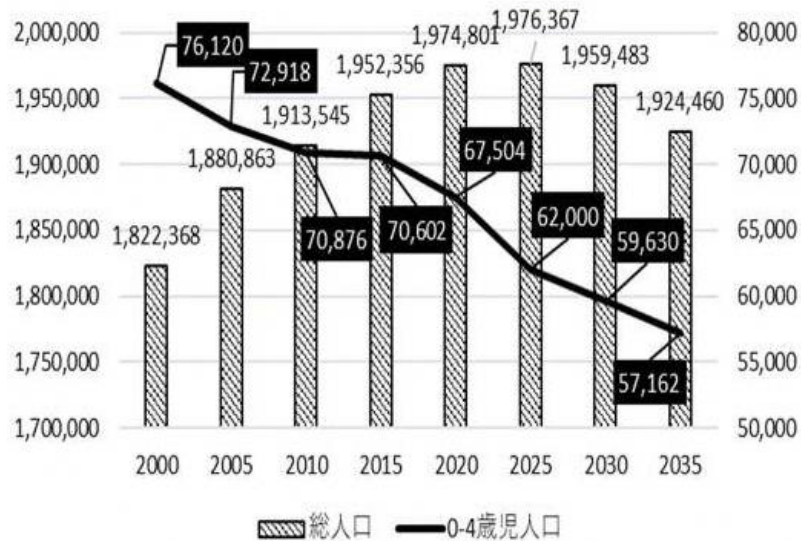
<sup>51</sup> <http://www.city.sapporo.jp/somu/hyoka/iinkai/h18/documents/shinkoukeikaku.pdf#search=%27> 札幌市幼児教育振興計画%27

<sup>52</sup> [https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keikaku/shinko\\_keikaku.html](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keikaku/shinko_keikaku.html)

<sup>53</sup> **5 領域**： 保育の原理である「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う」(保育所保育指針)を実現する目的で分類された、具体的な目標を設定するための領域で「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の 5 つを指す。

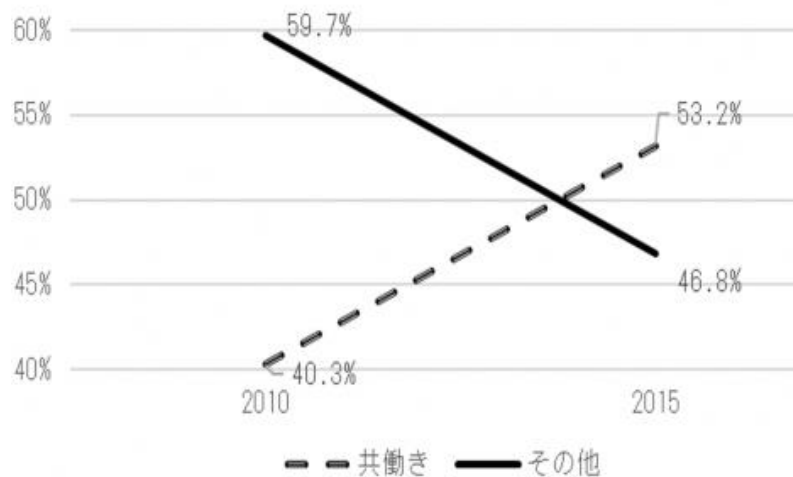
認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもの利用料を無償化するなど、近年、幼児教育の環境は大きく変化した。

(ウ) 他方、本市においては、乳幼児人口は減少傾向にあり、総人口も2030年から減少に向かうと予測されている。



札幌市の総人口と幼児人口（日本の地域別将来推計人口 2018年推計）

また、就学前の子どもがいる共働き世帯数は、本市においても増加傾向にある。



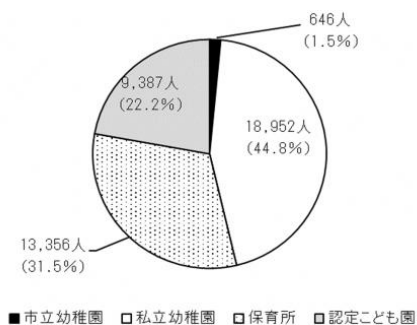
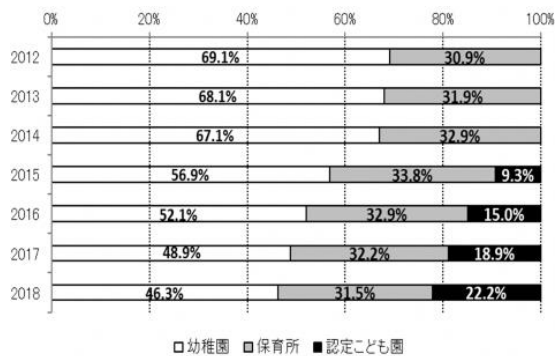
札幌市の3歳～5歳の子どもがいる世帯の就労状況（国勢調査）

このため、幼稚園に通学する子どもが減少し、長時間の保育・教育を行うことができる保育所・認定こども園へ通う子どもが年々増加し、平成29年度以降、幼稚園の入所割合が5割を下回っている。公立・私立を通じた施設別では、市立幼稚園に通学

する子どもは、全体の僅か1.5パーセントに過ぎない状況にあり、市立幼稚園の定員充足率も減少傾向が顕著となっている。

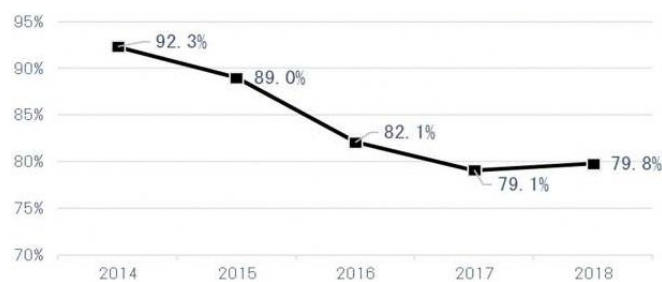
区名	幼稚園名	年度別 定員充足率 (%)					5か年 度平均
		27年	28年	29年	30年	31年	
中央	中央	97.8	84.4	83.3	86.7	82.2	86.9
北	白楊	98.9	88.9	82.2	86.7	86.7	88.7
東	ひがしなえぼ	95.6	82.2	72.2	73.3	66.7	78.0
白石	きくすいもとまち	91.1	81.1	84.4	76.7	66.7	80.0
厚別	あつべつきた	61.1	64.4	50.0	45.6	61.1	56.4
豊平	かっこう	88.9	83.3	83.3	86.7	93.3	87.1
南	もいわ	80.0	68.9	71.1	73.3	64.4	71.6
西	はまなす	100.0	96.7	100	100	96.7	98.7
手稲	手稲中央	87.8	88.9	85.6	88.9	85.6	87.3
平均		89.0	82.1	79.1	79.8	78.1	

このような傾向のなか、幼稚園教諭については、平成15年度から新規採用を実施していないことから、正規教員の平均年齢は約50歳と高齢化が進行している<sup>54</sup>。



幼児教育施設の施設別入所割合 (札幌市統計書)

2018年施設別入所人数・割合 (札幌市統計書)



<sup>54</sup> 退職者の補充は期限付き教員で対応している。

以上のとおり、幼児教育施設が多様化し、その需要も多様化し、特に長時間保育に関する実践研究の必要性が高まる一方、担うべき人的資源（正規教員）の高齢化や市立幼稚園の定員充足率の低下によって実践研究の質の維持に困難を来すことが懸念される状態に至っている。

そこで本市では、「札幌市教育振興基本計画」の市立幼稚園に関する部分についての具体的な施策・事業に関する方針を取り纏めるため、令和元年5月幼児教育の有識者らによる「市立幼稚園の在り方検討会議」を設置し、計4回の会議を終えた。今後は、現在実施中のパブリック・コメントを経由したうえ、令和2年4月以降に新方針を策定・公表する運びとなっている。

パブリック・コメントに付された新方針（案）においては、各区に設置されている幼稚園10園について、隣接する2区を1園でカバーして再編するとともに（5園化）、職員については幼稚園教諭免許と小学校教諭免許を併有する人材を小学校教諭枠で採用する方針等が示されている<sup>55</sup>。

#### ウ 本市における幼児教育に関する施設

##### (ア) 市立幼稚園

本市の市立幼稚園は、市立の幼保連携型認定こども園にじいろ（本市こども未来局所管）を含め、全10園である。

#### 市立幼稚園

区分	学校名	所在地	学級数	児童数	職員数	開校年月
中央区	中央幼稚園	北2条西11丁目札幌大通高校内	3	74	14	昭和53年4月
北区	白楊幼稚園	北24条西7丁目	3	78	13	昭和48年11月
東区	ひがしなえぼ幼稚園	東苗穂4条2丁目	3	60	12	昭和59年4月
白石区	きくすいもとまち幼稚園	菊水元町6条1丁目	3	60	12	平成2年4月
厚別区	あつべつきた幼稚園	厚別北3条3丁目	3	55	10	平成元年4月
豊平区	かっこう幼稚園	月寒東3条7丁目	3	84	14	昭和50年4月
南区	もいわ幼稚園	川沿18条2丁目	3	58	12	昭和51年4月
西区	はまなす幼稚園	発寒6条12丁目	3	87	13	平成3年4月
手稲区	手稲中央幼稚園	手稲本町2条5丁目	3	77	13	昭和41年10月

<sup>55</sup> [http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/youjikyoku/documents/hoshin\\_honsyo.pdf](http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/youjikyoku/documents/hoshin_honsyo.pdf)

## 市立幼保連携型認定こども園

区分	学校名	所在地	学級数	児童数	職員数	開校年月
清田区	認定こども園にじいろ	真栄2条1丁目	6	115		平成27年4月

### (イ) 札幌市幼児教育センター

札幌市幼児教育センター<sup>56</sup>は「札幌市幼児教育振興計画」に基づき、平成20年4月札幌市教育センター（札幌市生涯学習総合センター「ちえりあ」内）に開設された教育委員会学校教育部所管の機関である。本市の幼児教育振興を図る新たな仕組みづくりの中核的な役割を担い、市立幼稚園（研究実践園）の機能を統括し、私立幼稚園と緊密に連携し、本市全体の幼児教育の水準向上を図ることを目的とする。

## 2 子ども未来局子育て支援部・支援制度担当部における子育て支援事業に関する監査結果

### (1) 公立保育所等運営費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	事務係
事業（費）名称	公立保育所等運営費		新規・レベルアップ・ <u>その他</u>		
予算額	1,353,436（千円）	決算額	1,132,933（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	公立保育所（区保育・子育て支援センターを含む。）の運営維持管理などに係る経費及び公設民営保育所の保育所運営管理経費である。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	委託契約内容が適正相当か。 事業費の支出が適正相当か。 現金の取扱いが適切かどうか。				
監査の手續・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

### ア 札幌市立保育園清掃等業務

#### (ア) 概要

<sup>56</sup> <http://www.sec.sapporo-c.ed.jp/yosen/>

市立保育園の日常的な清掃等業務であり（以下、本項において「本業務」という。）、市内を5ブロック（AないしEブロック）に分けて、それぞれに入札をして、落札者と業務委託契約を締結している。入札方式は指名競争入札であり、最低制限価格制度の適用がある。

(イ) 指名競争入札選択の可否

自治体における契約方式は、原則として一般競争入札であり、指名競争入札は法令の要件を満たす場合にのみ許容される（地自法 234 I・II）。

a 指名競争入札の要件に関する法令の定め及び解釈

指名競争入札は、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき」（地自令 167 ②）、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」（同③）のほか、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」（同①）以外に、これを行うことができない。

そして、本業務については、この第1号の該当性が問題となるところ、「性質又は目的が一般競争入札に適しない」とは、たとえば、ある工事の請負契約を締結する場合において、当該工事の執行に特殊の技術を要するために契約の相手方がある程度特定し、不特定多数の業者を競争に参加させる一般競争入札に適しないような契約を締結する場合、又は、特殊の構造又は品質を要する工事、製造又は物件の買入れであって、監督又は検査が著しく困難であり、一般競争入札に適しないような場合等をいうと解されている<sup>57</sup>。

b 本業務についての指名競争入札選択の理由

(a) 本市は、「本業務は、市立保育園の園舎内外の清掃や軽易な作業を行う業務であるが、個々の項目に係る日々の清掃状況等、職員が完全な履行検査を行うことは著しく困難かつ不合理であり、現状では契約の相手方の技術に依存して履行の完全を確保する必要がある。よって、信用の確実なものだけを指名して入札を行う必要があり、一般競争入札に適しないものと認められるため。」として、指名競争入札の要件を満たすと判断し、本業務について指名競争入札による契約を選択した。

(b) しかし、前記解釈に照らし、この理由が指名競争入札の理由として十分か、極めて疑問である。

また、これが指名競争入札選択の理由となるならば、市立学校や市役所・区役所庁舎等の清掃等業務もすべて指名競争入札の対象になるという結論となるが、本市にお

<sup>57</sup> 松本英昭「新版逐条地方自治法」（第9次改訂版）918頁参照

いてもそれらの清掃等業務は、現在、指名競争入札ではなく、一般競争入札により契約されている。

本業務については指名競争入札の要件を満たすものではなく、次期以降の契約は一般競争入札によるべきである（指摘）。

なお、本市からは、平成 30 年度と同じく、平成 31 年度（令和元年度）も指名競争入札による契約としていたが、令和 2 年度からは一般競争入札による契約とする旨の説明を受けている。

#### （ウ） 最低制限価格の相当性

- a 最低制限価格制度（ロア・リミット）とは、競争入札に際し、最低制限価格を定め、その額を下回る額の入札は失格とする制度である（地自令 167 の 10Ⅱ、同 167 の 13）。

最低制限価格制度の趣旨は、請負契約の入札等について常に最低の価格を提示した者を契約の相手方とする考え方をとれば、落札となるべき入札価格が不合理なものであって、その者と契約を締結するときは、契約不履行に陥り、その結果、普通地方公共団体が損害を蒙ることが予想されるような場合であっても、この者を落札者としなければならないというような不合理を防止しようとするところにある<sup>58</sup>。

本市においても、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領<sup>59</sup>（以下「最低制限価格要領」という。）を定めており、本業務は、最低制限価格要領で定める対象業務に該当することから、本業務の入札には最低制限価格を設定している。

- b 最低制限価格の算定方法は、最低制限価格要領 14 条 1 項の定めに従い、当該業務の入札書比較価格（予定価格から消費税相当額を控除した価格）の各費目（直接人件費、管理費等）に応じて、90 パーセントないし 70 パーセントを乗じて積算する（各費目に応じて、乗率が異なる）。

そして、予定価格の積算は、本市の規定上、清掃等対象面積から必要人工数を「建築保全業務積算要領＜平成 25 年度版＞」（国土交通省大臣官房庁営繕部）<sup>60</sup>にて算出し、労務単価を「平成 30 年度市有施設維持管理業務委託に係る労務単価表について」（財政局管財部長通知）<sup>61</sup>にて設定し、予定価格を積算している。

<sup>58</sup> 前掲松本英昭「新版逐条地方自治法」（第 9 次改訂版）914 頁参照

<sup>59</sup> 札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領、<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/ekimusaiteseigenyoryo.pdf>

<sup>60</sup> [https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000060.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000060.html)

<sup>61</sup> <https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/documents/roumutankahyou30.pdf>

その結果、予定価格（入札書比較価格）及び最低制限価格が導かれるところ、平成30年度の本業務については、最低制限価格は入札書比較価格の80数パーセントとされた。

もともと、最低制限価格要領14条3項は「特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で適宜に設けることができる」と定め、積算の結果得られた最低制限価格を合理的な範囲に修正することができる例外規定を設けている。

c 競争入札の結果生じた事象について

平成30年度の本業務の入札の結果、次のように多数の入札者の入札額が最低制限価格を下回ったために失格となった。BブロックとCブロックにおいては、最も高い額を入札した者が落札する結果となった。

ブロック	入札者数	失格者数	辞退者数
A	9	2	1
B	9	8	-
C	8	6	1
D	10	1	1
E	9	1	1

ちなみに、前年度（平成29年度）においては、次のとおりの結果であった。

ブロック	入札者数	失格者数	辞退者数
A	8	3	-
B	8	4	-
C	8	1	-
D	8	2	-
E	8	6	-

d 最低制限価格の設定方法の合理性の検証について

最低制限価格制度により、入札者の大半が失格となる事態はもちろん、半数程度が失格となる事態も異例ではないかと思われる。仮に、失格となった入札者の入札額が適正な業務を行えないような不合理な額ではないとすれば、逆に最低制限価格の設定が合理的ではないのではないかの疑問が生じる。

もとより、平成29年度や平成30年度の入札結果（失格者多数）のみの一事をもって、直ちにその最低制限価格の設定が不合理であると即断することはできない。



しかし、平成 29 年度の入札結果（失格者多数）を認識した時点で、設定された最低制限価格が合理的なものであったかの検証を行うべきであった。具体的には、他の清掃業務を行う業者（複数）に対し、失格となった入札者の価格は、対象業務からすると低額に過ぎ、契約不履行に陥るおそれがあるかを聴取する等して調査すべきであった。

そういった調査の結果、原則的方法に従って設定した最低制限価格が合理的でない（不合理に高額）と判断できたのであれば、翌年度（平成 30 年度）の入札に際しては、最低制限価格設定の例外規定、すなわち最低制限価格要領 14 条 3 項を適用し、70 ないし 90 パーセントの範囲内で適宜にこれを設定すべきであった。また、今後においても、従前の最低制限価格の合理性の検証と、その結果を踏まえた最低制限価格設定の例外規定の適用の可否を不断に検討すべきである（指摘）。

## イ 札幌市立保育園機械警備業務

### （ア）概要

市立保育園の機械警備業務（以下、本項において「本業務という。」）であり、市内を 3 ブロックに分けて、それぞれに入札をして、落札者と業務委託契約を締結している。入札方式は指名競争入札であり、最低制限価格制度の適用がある。5 年間の長期契約であり、本監査の対象契約は、各ブロックとも平成 27 年 10 月 1 日以降平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日までの期間となっている。

### （イ）指名競争入札を選択する手続及び選択理由の当否

#### a 指名競争入札の要件に関する法令の定め及び解釈

前記のとおり、指名競争入札は法令の要件を満たす場合にのみ許容される。本業務が指名競争入札の要件を満たし得る場合は、「契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない」場合（地自令 167①）であり、その意義については前記ア（イ）のとおりである。

#### b 手続の懈怠

本業務について、本市は、一般競争入札ではなく指名競争入札によって契約しているが、指名競争入札を選択した理由は、指名競争入札参加者選考調書等の書類上、明らかでない。そのこと自体、適法性を欠いた事務執行である（指摘）。

#### c 本業務についての指名競争入札選択の理由

保育園舎の機械警備という委託業務が、指名競争入札の要件（地自令 167①）を満たすか極めて疑問である。

さらに、本業務とほぼ同内容の業務である新設の厚別保育・子育てセンター（ちあふる・あつべつ）に係る機械警備業務（委託期間は、平成 31 年 2 月 25 日から平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで）については、一般競争入札とされている。

ほぼ同じ内容の業務委託について、後者につき一般競争入札を選択した理由に関し、本市は、「新設の施設であるため当該業務に係る履行実績がなく、また対象施設が 1 か所のみと契約金額としては小規模であることから、業者の動向が読めず、広く公募するべきと判断されたため」と説明する。

しかし、本来は、原則として一般競争入札を実施し、例外的に要件を満たす場合に指名競争入札が許容されるというのが制度の建前に照らすと、このような説明は、原則と例外を逆転させた認識と言わざるを得ない。

本業務も指名競争入札の要件を満たすものではなく、次期以降の契約は一般競争入札とすべきである（指摘）。

なお、本市からは、次期契約については、一般競争入札による契約とする旨の説明を受けた。

#### （ウ） 予定価格、最低制限価格の算定方法の当否

##### a 前期と今期との契約額の変動

今期（平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで）の本業務は、前期（平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）<sup>62</sup>と基本的に内容は同じにもかかわらず、次のとおり、前期から今期の契約額は大きく高騰した。

ブロック	前期契約月額（税抜）	今期契約月額（税抜）	前期比
A	124,635 円	194,740 円	56.2%増
B	123,970 円	166,344 円	34.1%増
C	123,900 円	220,192 円	77.7%増

今期の契約額高騰の理由が、経済状況の変動、当該業界の料金体系の変化等の外部客観的事情によるものであればやむを得ないが、本業務に関しては、予定価格及び最低制限価格の設定について、次のような事実が認められた。

##### b 予定価格、最低制限価格の算定について

本市によると、今期の予定価格は、前期の受注業者 2 者（A、B ブロックの受注は同一業者なので当該業者と、C ブロックの受注業者の計 2 者）から、それぞれ口頭聴

<sup>62</sup> 前期の契約の履行期間中、本市全体において、4 月から履行開始となる長期継続契約は 10 月開始からとするよう契約管理課からの通知があったため、今期約との間に履行期間半年間（H27.4～H27.9）の特定随契による契約を挟んでいる。当該半年間の契約の受注者は前期の受注者と同一である。

取した参考見積をもとに、送信等本体費やセンサー費単価、機械監視などの単価を算出し、AないしCブロック共通でその額を参照し、予定価格を積算したという。

その結果、今期の予定価格（月額、税抜、以下同様）は、26万数千円（Aブロック）、22万数千円（Bブロック）、30万数千円（Cブロック）となり、最低制限価格は各々予定価格の70パーセント相当額と算定された。

そして、今期の入札（A、B、Cブロックとも7者参加）の結果、前記の落札額（契約額）となった。ちなみに最低制限価格を下回った結果、失格となった入札者は、2者（Aブロック）、3者（Bブロック）、1者（Cブロック）であった。

c 前期受注業者からの参考見積をもとに今期予定価格を積算することの当否

前期の受注者（2者）は、今期も入札業者に指名されており、うち1者は今期も本業務を落札している。このように、入札に参加する者からの参考見積をもとに予定価格を算定するという事それ自体、入札の透明性・公正性に疑義を抱かせしめるものであり相当でない。

本市において、機械警備業務を委託している他施設は、保育園舎以外にも多数あり、それらの委託契約を参考に本市のみで予定価格を算定することも可能と思われるし、そもそも今期の本業務は前期契約とほぼ同内容であるのだから、前期契約額を参考に予定価格を算定することもできるはずである。仮に、前期契約時（今期契約開始の5年6か月前）から、当該業界の料金相場、料金体系に大きな変動があったとすれば、当該変動について、複数業者から変動率等を聴取（書面聴取が必要）する等して、今期の予定価格算定に際して考慮すればよい。

また、業者から参考見積を得るにしても、必ず書面化すべきである。口頭聴取となれば、その見積額の相当性について、後に検証することに困難を来し、望ましくない。

したがって、前期の受注者からの参考見積をもとに予定価格を算定する取扱いは不相当であり、以後、これを改めるべきである。また、参考見積を書面ではなく口頭聴取とする扱ひも不相当である（指摘）。

d 今期の予定価格、最低制限価格の相当性について

また、今期の予定価格を算定するにあたって、前期受注業者から口頭聴取した参考見積にしたがって、予定価格を算定したところ、今期の予定価格は、各ブロックにおいて、前期契約額の2.1倍程度（Aブロック）、1.8倍程度（Bブロック）、2.4倍程度（Cブロック）と、非常に高い金額とされた。

なぜ、前期とほぼ同内容の業務なのに、2倍前後の予定価格となるのか。その点に相当性を認めることができるのか。よほどの外部客観的事情の変動がない限り、2倍前後の価格となることの相当性は、認め難い。

結局のところ、予定価格の算定方法が不合理であるために、算定される予定価格の高騰を招いたものであるが、そのような著しく高騰化した金額を予定価格とすることに疑義を持たなかったのかが問われなければならない。

前期と今期の業務内容がほぼ同じであるにもかかわらず、今期の予定価格の相当性に疑問を生じせしめる事情が認められるのであるから、本市においては、是正措置を採るべきであったにもかかわらず、何らの検討・検証もなされていない（すくなくともその事跡はない）。本市の対応は不適切である（指摘）。

## ウ 菊水乳児保育園ボイラー等管理業務

### (ア) 概要

菊水乳児保育園は、軽費老人ホームである菊寿園の1階部分に設置された施設であり、菊寿園については社会福祉法人慈啓会（以下「慈啓会」という。）が指定管理者となっている。菊寿園の建物については、指定管理者である慈啓会が日常管理を行っていることから、菊水乳児保育園でも使用するボイラー等の日常管理業務（以下、本項において「本業務」という。）を慈啓会に委託（特定随契）している。

なお、「ボイラー等日常管理」とは、専門業者による設備点検業務ではなく、あくまで日常的なボイラーの管理・点検等を行う業務をいう。本建物におけるボイラー設備等点検整備業務は、専門の外注業者に委託されている。

### (イ) 特定随意契約価格の算定の合理性について

本業務に係る委託額算定については、本市において、本業務に係る人件費等を市有建築物維持管理業務に係る労務単価表を用いて積算し、その3分の1の額を予定価格としている。この「3分の1」という割合は、平成19年に本市と慈啓会が締結した覚書により、菊水乳児保育園にかかる費用の負担割合は、施設全体の「3分の1」と協定したことによる。

その結果、本市において、本市の前記基準に基づいて算定した結果、人件費等の額は446,054円（税抜）となった。しかし、受託者である慈啓会から徴した見積額は260,000円（前同）だったことから、同額での契約となった。

ところで、受託者（慈啓会）は、自身の管理運営する施設（軽費老人ホーム）のためにも本業務を行っている側面があり、その側面に係る人件費等は、本来は受託者自身の負担に帰すべき人件費等である。本市が本業務の委託額を算定するに際しては、受託者が要する人件費等と本市が算定する人件費等を比較し、いずれか低い金額を契約額とするのが相当である。前記平成19年の協定がある以上、受託者としても、実際に要している人件費等の「3分の1」を限度に本市に負担を求めることについて異議はないと思われる。

これに対し、現在の方法（本市積算の人件費等額と受託者からの見積額の比較）では、仮に受託者が高額な見積額を示すならば、（本市の人件費等積算額を上限とするとの留保は付くが）その見積額がすなわち契約額となる。このような方法では契約額の不相当な高騰を招きかねない。

以上要するに、受託者から、①実際に要する人件費等を開示してもらうか、②見積書を提出してもらうかのいずれが適切であるかの問題となるところ、②の方法は単に相当と判断する金額を記載すれば足りるものなので、①の方法が適切かつ合理的である。

したがって、現在の方法は相当ではなく、本市は、本業務に係る契約額の算定にあたって、受託者から、実際に同業務に要する人件費等を開示させ、その金額と本市が算定する人件費等を比較し、いずれか低い金額をもって契約額とすべきである（指摘）。

## エ 使用料の代理納付について

(ア) 時間外保育及び一時預かり事業の使用料について、保護者から現金で徴収し、翌日以降に金融機関に預入れを行う事象が確認された。現金出納帳によれば、平成 30 年度における現金預り件数は 261 件であり、このうち一時預かり事業の使用料は 222 件、時間外保育の使用料は 39 件であった。

(イ) 一時預かり事業の使用料は、もともと、実施園の現金分任出納員が保護者から現金で徴収することとされ<sup>63</sup>、預かった現金は直近の金融機関営業日に実施園の施設長が納める。本市からは、前記の 222 件は徴収日が金融機関の休業日であったために生じたとの説明があった。

他方で、時間外保育の使用料は、納入通知書を保護者に交付し、保護者が金融機関において納付手続を行うところ<sup>64</sup>、本市によれば、保護者が仕事の都合で納入日までに金融機関へ行けない場合は、現金分任出納者が直接収納機関として納付を受ける。

(ウ) 一時預かり事業の使用料を現金で徴収することは、規則等で認められているものの、現金を預かった件数は 222 件であり、少ないとは言えない。現金保管に係るリスクを軽減するべく、可能な限り、徴収日に金融機関へ納入できるよう納付の時間帯や曜日について保護者へ協力をお願いする等の対策を検討されたい（意見）。

<sup>63</sup> 札幌市公立保育所及び私立認定こども園一時預かり事業（一般型）実施要領 11 条に使用料の決定と徴収方法の定めがある。

<sup>64</sup> 札幌市公立保育所及び札幌市立認定こども園時間外保育事業実施要領 5 条に使用料の決定と徴収方法の定めがある。

オ 現金出納員による納付手続

現金の収納及び保管は、現金出納員が行い、現金出納員に事故がある場合には、分任出納員がその職務を代理する<sup>65</sup>。「ちあふる・きた」における現金出納員は園長・北区保育・子育て支援センター保育係長、現金分任出納員は所長とされるが、現金出納員が休暇により不在の日においても、現金出納員名義により、現金の収納事務が行われている事象が確認された。現金出納員が不在の際には、現金分任出納員により収納事務が行われるべきである（指摘）。

なお、本市によれば、これまで現金出納員が不在のときは、現金分任出納員の確認を受けた上で事務を行っていたが、現金払込書の記載は現金出納員のままとされていたことから、改善をする旨の報告を受けた。

(2) 児童福祉関係事務費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	事務係
事業（費）名称	児童福祉関係事務費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	95,105（千円）	決算額	81,682（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	子育て支援部（子育て支援課、施設運営課）における時間外勤務手当、需用費等の各事業以外にかかる事務経費である（別途事務費予算をもっているものを除く）。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出が適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

(3) 市立認定こども園運営費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	事務係
事業（費）名称	市立認定こども園運営費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	56,044（千円）	決算額	38,873（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要					

<sup>65</sup> 市現金出納員、区現金出納員はそれぞれ会計管理者から委任を受けて、現金及び有価証券の出納及び保管を行う（市会計則3・5）。

幼保連携型認定こども園である札幌市立認定こども園「にじいろ」の運営維持管理経費である。
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b> 委託契約内容が適正相当か。 事業費の支出が適正相当か。
<b>監査の手続・方法</b> <input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他

## 監査の結果

### ア 札幌市立認定こども園「にじいろ」清掃等業務

#### (ア) 概要

認定こども園の日常的な清掃等業務であり（以下、本項において「本業務」という。）、落札者と業務委託契約を締結している。入札方式は指名競争入札であり、最低制限価格制度の適用がある。

#### (イ) 指名競争入札選択の当否

前記のとおり、指名競争入札は法令の要件を満たす場合にのみ許容される。その要件及び解釈は前記(1)ア(イ)のとおりである。

本業務について、本市は、「本業務は、市立保育園の園舎内外の清掃や軽易な作業を行う業務であるが、個々の項目に係る日々の清掃状況等、職員が完全な履行検査を行うことは著しく困難かつ不合理であり、現状では契約の相手方の技術に依存して履行の完全を確保する必要がある。よって、信用の確実なものだけを指名して入札を行う必要があり、一般競争入札に適しないものと認められるため」として、指名競争入札の要件を満たすと判断した。

しかし、この理由が指名競争入札の理由となり得るか極めて疑問である。また、この理由が指名競争入札の理由となるならば、市立学校や市役所・区役所庁舎等の清掃等業務もすべて指名競争入札の対象になるという結論となるが、本市においては現在、これら清掃等業務は指名競争入札ではなく、一般競争入札により契約されている。本業務については、指名競争入札の要件を満たすものではなく、次期以降の契約は一般競争入札とすべきである（指摘）。

なお、本市からは、平成30年度と同じく、平成31年度（令和元年度）も指名競争入札としていたが、令和2年度からは一般競争入札とする旨の説明を受けた。

(ウ) 最低制限価格の相当性

公立保育所等運営費の清掃等業務の場合とは異なり、本業務の場合には、入札参加者の入札者の半数ないし大半が最低制限価格を下回ったために失格となるという事象は生じていない。

もっとも、最低制限価格の積算方法は、公立保育所等運営費の清掃等業務と同様なので、今後において、同業務において指摘した事態が生じないよう、留意されたい。

イ 札幌市立認定こども園「にじいろ」機械警備業務

市立認定こども園の機械警備業務であり（以下、本項において「本業務」という。）、市立保育園と共に市内を3ブロックに分けて、それぞれに入札をして、落札者と業務委託契約を締結している。市立認定こども園は、現在1園のみであるから、1ブロックの対象が認定こども園と保育園になる形である。

そのため、本業務についても、前記(1)イ（札幌市立保育園機械警備業務）で述べた以下①ないし④の指摘事項がそのまま当てはまる。

(指名競争入札を選択する手続及び選択理由の当否)

- ① 本業務について、本市は指名競争入札によっているが、一般競争入札ではなく指名競争入札を選択する理由は、指名競争入札参加者選考調書等の書類上、明らかでない（指摘）。
- ② 本業務は指名競争入札の要件を満たすものではなく、次期以降の契約は一般競争入札とすべきである（指摘）。なお、本市からは、次期契約については、一般競争入札とする旨の説明を受けた。

(予定価格、最低制限価格の算定方法の当否)

- ③ 予定価格の算定を前期受注者からの参考見積をもとに予定価格を算定する取扱いは不相当であり、以後はこれを改めるべきである。また、参考見積を書面ではなく口頭聴取とする扱いは不相当である（指摘）。
- ④ 前期と今期の業務内容がほぼ同じであるにもかかわらず、今期の予定価格（前期契約額の2倍前後）の相当性に疑問を生じせしめる事情が認められるのであるから、本市においては、是正措置を採るべきであったにもかかわらず、何らの検討・検証もなされていない（すくなくともその事跡はない）。本市の対応は不適切である（指摘）。

(4) 公立保育所修繕費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	事務係
事業（費）名称	公立保育所修繕費		新規・	レベルアップ・その他	
予算額	8,000（千円）		決算額	2,429（千円）	



<b>執行形態</b>	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託）	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> その他
<b>事業（費）概要</b>				
北海道胆振東部地震等で被災した公立保育園の建物部分及び園庭を修繕する費用。				
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b>				
委託契約内容が適正相当か。				
事業費の支出が適正相当か。				
<b>監査の手続・方法</b>				
<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

### (5) 助産施設費

<b>部名</b>	子育て支援部	<b>課名</b>	子ども家庭課	<b>係名</b>	子育て家庭係
<b>事業（費）名称</b>	助産施設費		新規・レベルアップ・ <u>その他</u>		
<b>予算額</b>	97,620（千円）	<b>決算額</b>	80,049（千円）		
<b>執行形態</b>	<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託）	<input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> その他	
<b>事業（費）概要</b>					
助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設である（児福36）。本市は、市内に6か所の病院・助産所を認可し（定床数13床）、認可施設に運営費・補助金を支弁し、助産を実施している。					
助産施設への運営費の基準は、国の通知により定められているところ <sup>66</sup> 、本市は、この国基準額を支給するほか、分娩介助料・新生児介補料について本市独自の上乗せ分を支給している <sup>67</sup> 。					
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b>					
補助金の算定、交付、報告等の手続は適切相当か。					
徴収に関する制度は適正に運用されているか。					
本制度の情報提供が適切になされているか。					
<b>監査の手続・方法</b>					
<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他					

## 監査の結果

<sup>66</sup> 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年厚生省発児第86号）

<sup>67</sup> 助産施設運営費補助要綱（本市）

## ア 未納徴収金の管理

### (ア) 徴収金の発生及び運用

助産施設を利用した者が一定の所得要件を満たす場合は、利用者は本市に対し費用を支払わなければならない<sup>68</sup>。徴収金の調定<sup>69</sup>、納付書送付、督促の事務は各区の健康・子ども課が行う。

利用者が国民健康保険被保険者である場合、出産育児一時金の一部（徴収金相当額）を委任により代理受領して、収納確保に努めることとされており<sup>70</sup>、各区においては、出産育児一時金の代理受領にかかる委任状を、助産施設入所申込時にあらかじめ徴収している。

しかし、利用者が社会保険被保険者である場合の収納確保については、特段、運用基準が定められていない。また、督促等についても、運用マニュアルにおいて、「当該年度中に納入させるように督促等の処理を的確に行う」と記載されているのみで、滞納管理について具体的な運用基準は定められていない。

### (イ) 本市の未納金管理の状況

徴収金の滞納状況については、平成 30 年度の滞納金はないものの、過年度滞納分については、収納未済のものが合計 332,400 円（6 件）であり、収納率は 18 パーセントにとどまる状況であった。

収納未済である 6 件中、2 件は分割納付中であるため、今後も納付される見込みがあるが、1 件は分割納付していたものの途中から未納となっており、残り 3 件については、平成 30 年度末時点において全く納付がなされていない状況である。

本市規則では、助産施設徴収金について支払い猶予や減免の制度が規定されているが<sup>71</sup>、担当部署に照会したところ、記録が確認できた限りでは減免制度の利用実績はこれまでにないとの説明を受けた。

徴収金が高額となるのは、主に利用者の加入する国民健康保険又は各健康保険組合から出産育児一時金が支給されるケースであるが<sup>72</sup>、徴収金が出産育児一時金支給額を上回ることはないため、出産育児一時金支給後速やかに納付されれば収納確保につ

<sup>68</sup> 札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則 2 条、児福 56 II

<sup>69</sup> 調定：地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、既に契約・行政処分といった行為によって確定している歳入原因の内容を調査して収入金額を決定する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部的意思の決定をいう（地自法 231、地自令 154、市会計則 19）。

<sup>70</sup> 助産施設入所マニュアルによる。なお、同マニュアルによると、助産施設制度を利用する場合、直接支払制度（札幌市国保から医療機関に直接、出産育児一時金が支払われる制度）の利用はできない。

<sup>71</sup> 札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則 5 条

<sup>72</sup> 所得要件ならびに徴収金額の基準については、札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則別表 3 がこれを定める。利用者の属する世帯の階層区分に応じて、出産育児一時金の金額に 0.2、0.3 ないし 0.5 を乗じた金額が、徴収月額に加算される。

ながるが、時機を逸すると、利用者の経済状況によっては、全額の納付が困難となるおそれがある。

本市は、助産施設制度に見合った具体的な収納確保・滞納管理の運用基準等を整備し、収納率向上に努めるべきである。具体的には、保健センターとの連携、分割納付の基準の整備、支払猶予・減免制度の周知・活用を検討すべきである（意見）。

## イ 助産施設制度の情報提供について

### (ア) 実績の推移

平成 30 年度において、入所希望者数は 158 人、入所実績数は 158 人であった。利用者数は減少傾向にある。

◆入所実績 (H26～30年度)							
年度	施設別						計
	田畑産婦人科	勤医協札幌病院	朋佑会 札幌産科婦人科	福住産科婦人科 クリニック	手稲溪仁会病院	あいの里助産院	
H26年度	43人	210人	(27年10月認可)	(28年2月認可)		2人	255人
H27年度	48人	163人	0人	0人	(28年9月認可)	3人	214人
H28年度	41人	150人	15人	8人	5人	1人	220人
H29年度	19人	113人	13人	11人	26人	1人	183人
H30年度	13人	99人	14人	20人	12人	0人	158人

### (イ) 本市の状況

本市は、助産施設制度の情報提供を行うにあたり、母子健康手帳への掲載、市ホームページや「子育てアプリ」への掲載を行っている。しかし、母子健康手帳には具体的な助産施設の名称の記載や利用条件の明記がなく（2019 年度版）、数行程度の記載にとどまっている。また、本市ホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」には、施設利用要件の記載は、個別の助産施設名称の記載はない（本市ホームページ「児童福祉関連施設」には具体的な施設名称が記載されているが、両サイト間を移動できるようなリンクは設定されていない）。

### (ウ) 北区の事象

助産施設を利用する場合は、出産予定日の前 2 か月までに申込みをしなければならない（助産施設入所事務取扱要綱 3 条）。しかし、北区の助産施設入所申込書において、出産予定日の前 2 か月を過ぎてから申込みをしたケースのうち、申込みが遅れた理由として「助産施設制度自体を知らなかった」旨を挙げたものが複数件認められた。

(エ) 情報提供の在り方について

法は、都道府県等（市を含む）に対し、助産の実施を行う必要があると認められる妊産婦に対して、助産の実施の申し込みを勧奨することとしているほか、妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、助産施設の名称や入所定員、徴収額、入所手続等について、情報提供義務を定める（児福 22IV・VI、児福規 23）。

しかし、前記のとおり、制度を知らなかったために入所申込みが遅れた例も複数件認められており、助産制度自体が普及していない可能性がある。

制度が普及していない理由としては、「助産施設」という名称が一般的に浸透していない可能性、その名称のみではどのような支援を受けられる施設であるかが一見して明らかではない可能性、出産・育児への経済的不安があっても、他の多くの情報に埋没し、当該制度に辿り着けない可能性等が考えられ、情報提供を行うにあたっては、これらの点を解消し得るような工夫が必要と考えられる。

また、厚労省は都道府県・政令市等に対し、助産制度が特定妊婦等への養育の支援の面でも有効であることに照らし、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図れるよう周知勧奨することを求めている<sup>73</sup>。このことから、特に若年の妊婦に対しても有効な情報提供となるよう、工夫が必要と考えられる。

助産制度を必要とする者が、が、制度の趣旨や利用のメリットが理解できるよう、また、助産施設を実施している病院・助産所へのアクセスが容易にできるよう、保健所（母子保健）及び各区保健センターと連携しながら、助産制度の情報提供方法の在り方について、見直しが検討されるべきである（意見）。

ウ 入所希望者への説明文書について

(ア) 南区における事象

入所希望者（妊婦）自身の収入状況からは、助産制度の利用が可能であったため入所申込みをしたが、住民票上は別世帯であるものの「生計を一つにする」親族が同居しており、当該親族に収入があったことから、結果的に利用条件を満たさないことが判明し、区担当者が入所希望者に対して取下げを要請した。しかし、その後、このことについて、当該入所希望者から、「（同居の親族の収入も考慮されることについて）最初に説明がなかった」との苦情が区に寄せられたという事象を認めた。

---

<sup>73</sup> 助産制度が特定妊婦等への養育の支援の面でも有効であることなどに鑑み、制度の周知や徴収金基準額の柔軟な運用等につき技術的助言がなされている（厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知（子母発 0808 第 1 号）「児童福祉法第 22 条の規定に基づく助産の円滑な実施について」令和元年 8 月 8 日付）。

(イ) 助産施設入所案内の記載の改訂について

各区では、助産施設の入所希望者へ制度の説明をするにあたり、「助産施設入所案内」という名称の文書（各区共通）を交付している。この文書には、利用条件（所得要件）が具体的に記されているが、「生計を一つにする世帯全員」の収入状況に照らして判断されることについては、明確に記載されていない。

前記事象において、口頭での説明がどのようになされたかについては、事後的な検証は難しいが、少なくとも、「助産施設入所案内」には、住民票が同一でなくても生計を一つにする世帯全員の収入状況に照らして判断される可能性があることについて、これを明記し、説明内容に疑義が生じないようにすべきである（意見）。

(6) 助産施設・母子生活支援施設運営等補助金

部名	子育て支援部	課名	子ども家庭課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	助産施設・母子生活支援施設等補助金		新規・レベルアップ・ <u>その他</u>		
予算額	6,500（千円）		決算額	5,735（千円）	
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	助産施設・母子生活支援施設を運営する社会福祉法人等の充実強化と適正な運営確保及び入所者の処遇向上を図るため、下記の補助金を交付する <sup>74</sup> 。 ① 助産施設運営費の補助（分娩介助料、新生児介補料に関する本市上乘せ分） ② 母子生活支援施設に対し、産休等代替職員雇用費の補助				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	補助金の算定、交付、報告等の手続は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

(7) 母子・婦人相談員費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	母子・婦人相談員費		新規・レベルアップ・ <u>その他</u>		
予算額	56,250（千円）		決算額	55,239（千円）	
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				

<sup>74</sup> 札幌市民間社会福祉施設に対する各種補助金に関する要綱、助産施設運営費補助要綱、札幌市産休代替職員制度実施要綱

**事業（費）概要**

母子家庭の母等に対し、母子・婦人相談員により、各種の相談、援助・指導を行うことにより福祉の向上を図る<sup>75</sup>。

- ① 母子・父子家庭の母・父、寡婦の職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。
- ② 母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還等に係る相談指導等を行うこと。
- ③ 性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行うこと。
- ④ 配偶者からの暴力を受けた者等に対し、その相談に応じ、必要な指導を行うこと。

**監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）**

本事業が効果的・効率的に運営されているか。  
事業費の支出は、適正相当か。

**監査の手続・方法**

関連簿冊の査閲  担当者ヒアリング  その他

**監査の結果**

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

**(8) ひとり親家庭支援センター等運営費**

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	ひとり親家庭支援センター等運営費		新規・レベルアップ・ <u>（その他）</u>		
予算額	38,007（千円）		決算額	38,295（千円）	
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	<p>① ひとり親家庭支援センターの運営：ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、就業支援講習会や、就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援を実施する。センター管理費のほか、ひとり親家庭等就業支援センター事業費、自立支援プログラム策定事業費が含まれる。</p> <p>② 日常生活支援事業：生活援助、保育サービスを必要とするひとり親家庭等に支援員を派遣し支援を行う（平成29年度までのひとり親家庭等日常生活支援費を統合）。</p>				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	<p>指定管理者の募集方法は適切相当か。 管理費の算定・精算手続は適切か。 本事業の目的が達成されているか。</p>				

<sup>75</sup> 母子・婦人相談員設置運営要綱、母子・婦人相談員事務取扱要領

本市の業務検査は適切か。

本事業が効果的・効率的に運営されているか。

**監査の手続・方法**

■ 関連簿冊の査閲 ■ 担当者ヒアリング □ その他

**監査の結果**

ア 本市の母子世帯、父子世帯の状況は、次のとおりである<sup>76</sup>。

最年少の子どもの年齢	母子世帯	父子世帯
① 0歳	209	—
② 1～5歳	2,518	95
①～②累計	2,727	95
③ 6～11歳	5,017	384
④ 12～14歳	3,098	272
①～④累計	10,842	751
⑤ 15～17歳	3,134	357
⑥ 18～19歳	1,596	208
合計	15,572	1,316

イ ひとり親家庭支援センター事業の概要

(ア) 本市は、母子家庭・父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の心身の健康を保持し、生活の向上を図ることを目的として、札幌市ひとり親家庭支援センター（以下「ひとり親家庭支援センター」という。）を設置している<sup>77</sup>。

ひとり親家庭支援センターの管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入しているところ、平成30年度から令和4年度までの5年間を新たな指定期間として、公益財団法人札幌市母子寡婦福祉連合会（札幌母連）を指定管理者と指定し、管理運営を委託している。

(イ) ひとり親家庭支援センターの管理運営業務内容

ひとり親家庭支援センターの主な業務内容は、以下のとおりである。

<sup>76</sup> 各数値は、平成27年「国勢調査」世帯構造等基本集計結果の統計表に基づく。

<sup>77</sup> 札幌市社会福祉総合センター条例6条により、母子及び父子並びに寡婦福祉法38条に定める母子・父子福祉施設として、同センター内に設置されている。

a ひとり親家庭支援センターの管理運営

(a) 広報・啓発

ひとり親家庭等の親並びに寡婦の自立意識を啓発し、ひとり親家庭支援センターの利用者の促進を図るために、パンフレット・ホームページ等により広報・啓発を行うとともに年3回広報誌を発行する。

(b) 教養講座の実施

ひとり親家庭の親及び寡婦の健康管理、趣味など、暮らしに潤いと意識の高揚を図るため、毎年度教養講座を実施する。

(c) 交流場所の提供

ひとり親家庭の親及び寡婦の生活などの向上を図るため研修室等を開放し、交流場所の提供を実施する。

b ひとり親家庭等就業支援センター事業

ひとり親家庭の親及び寡婦を対象に、就労による自立を支援するためひとり親家庭等就業支援センターとして、下記事業を実施する。

(a) 就業相談の実施

(b) 就業促進活動（地元企業等に対しひとり親家庭等の雇用の理解を求め、求人開拓等を行う）

(c) 相談・支援職員等に対する研修の実施

(d) 就業支援講習会等の実施

(e) 託児サービスの実施

(f) 就業情報提供事業

(g) 母子家庭等生活支援事業

(h) ひとり親家庭等相談の実施

c 母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者（生活保護受給世帯を除く。）を対象に、児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等についての自立支援計画書を策定し、自立・就労支援を実施する。

(ウ) ひとり親家庭支援センターの広報の拡充<sup>78</sup>

下記のとおり、ひとり親家庭支援センター事業の広報・啓発活動として、リーフレット・センターだよりの発行部数を増やす、ホームページをリニューアルする、パネル展を実施する等の広報活動を拡充してきた。過去5か年における、広報活動の推移は、下表のとおりである。

<sup>78</sup> 本市においても、平成30年度から新たにひとり親家庭の支援制度チラシを作成し配布するなど、広報の拡充を行っている。



札幌連は、ひとり親家庭支援センターの運営をはじめとして、ひとり親家庭等日常生活支援事業やひとり親家庭学習支援ボランティア事業など、本市のひとり親家庭支援事業の一翼を担っている。そのため、札幌連やひとり親家庭支援センターのリーフレット、ホームページには、本市における一連のひとり親家庭支援施策が掲載されている。

ひとり親家庭支援センターの広報・啓発は、本市におけるひとり親家庭支援制度をより広く周知するために重要な事業といえる。

	センターリーフレット発行（部）	センターだより発行（部）（年3回発行）	その他広報活動
平成26年度	7,000	22,500	広報さっぽろ / ホームページ / ポスター掲示 / (平成29年度～) パネル展実施 / (平成30年度) ホームページリニューアル
平成27年度	8,500	17,500	
平成28年度	8,500	17,500	
平成29年度	8,500	18,500	
平成30年度	8,500	18,500	

#### ウ ひとり親家庭支援関連事業の実績

過去5年間における、ひとり親家庭支援関連事業の主な実績は、次表IないしIVのとおり<sup>79</sup>、いずれも減少傾向にある<sup>80</sup>。

ひとり親家庭支援センター関連業務では、就業相談における新規登録者や就業実績、就業支援講習会への参加実人数、自立支援プログラム事業の実施実績は、年々減少している（I）。また、札幌連が本市から委託を受けているひとり親家庭等日常生活支援事業では、平成29年度から平成30年度にかけて実績は上がっているものの、過去5か年における登録世帯数は100世帯前後にとどまり、平成30年度における登録件数は84世帯のみとなっている。本市のひとり親家庭数と比較すると、一部の世帯しか利用していないことが認められる（II）。さらに、札幌連が本市から委託をうけているひとり親家庭学習支援ボランティア事業についても、参加児童数が減少している（III）。札幌連の自主事業についても、実績が下がっている上、本市のひとり親家庭数と比較すると、一部の世帯しか利用していないことが認められる（IV）。

#### I ひとり親家庭支援センターの決算額の推移および、主な指定管理業務の実績

年度（平成）		26年	27年	28年	29年	30年
指定管理業務に関する収支	収入総額（指定管理費、千円）	34,363	34,848	34,848	34,848	36,775

<sup>79</sup> 年度事業報告書、指定管理者評価シート、担当部署の回答事項をもとに監査人が作成した。

<sup>80</sup> ひとり親家庭支援センターは、平成26年度から平成30年度まで、札幌連が指定管理者である。

	支出総額	33,244	34,489	35,310	35,214	36,113	
就業相談等	新規登録者(人)	345	314	286	286	167	
	就業実績(人)	207	218	157	128	95	
	就業情報の提供(件)	7,165	7,725	7,565	6,707	4,237	
就業促進活動	求人件数	646	596	533	484	476	
	募集人員	1,431	1,496	1,528	1,393	1,459	
就業支援講習会	概要	科目数	12	13	14	16	16
		講座数	17	17	17	17	17
	参加実人数	325	293	318	222	206	
弁護士による法律相談	総数(件)	137	119	191	133	159	
臨床心理士による相談	総数(件)	18	14	20	20	31	
面接・電話相談	総数(件)	2,834	3,518	3,267	2,529	2,221	
	うち母子世帯	1,825	2,285	2,543	1,974	1,811	
	うち父子世帯	221	469	280	220	308	
	うち寡婦世帯	788	764	444	335	410	
母子自立支援プログラム策定事業	支援対象者(人)	37	28	25	15	15	
	就職決定者(人)	35	24	25	14	14	
センター利用状況	利用数(件)	1,544	1,470	1,486	1,469	1,320	
	稼働率(%)	35.7	34.0	34.4	34.0	30.6	

## II ひとり親家庭等日常生活支援事業における、派遣登録家庭数等

- a 派遣登録家庭数は下記のとおりである（なお、本事業は年度ごとに登録が必要であったが、令和元年度より名簿への登載期間を撤廃したため、令和2年度以降、継続利用者の新規登録申請は不要となった）。

年度(平成)	26年	27年	28年	29年	30年
登録家庭全数	108	126	81	60	84
母子世帯	104	119	77	58	81
父子世帯	2	4	3	2	3
寡婦世帯	2	3	1	0	0

- b また、過去3か年の利用実績は下記のとおりである。

年度（平成）	派遣家庭案件数 （内訳）	派遣家庭延件数 （内訳）
30年	93件 （母子91, 寡婦0, 父子2）	157件 （母子153, 寡婦0, 父子4）
29年	109件 （母子101, 寡婦0, 父子8）	186件 （母子169, 寡婦0, 父子17）
28年	78件 （母子64, 寡婦10, 父子4）	139件 （母子123, 寡婦10, 父子6）

### III ひとり親家庭学習支援ボランティア実績

後記(18)「ひとり親家庭学習支援ボランティア事業費」に記載のとおりである。

### IV 主な自主事業の実績

年度（平成）		27年	28年	29年	30年
ほりでーまむ事業	利用人数	181	168	157	135
	利用延時間	1550.25	1254.5	1130.25	850.25
生活支援サービス	利用延件数	261	231	322	223
	うち母子世帯	139	120	262	214
	うち父子世帯	122	111	39	9
	利用延時間	777	428	798	650

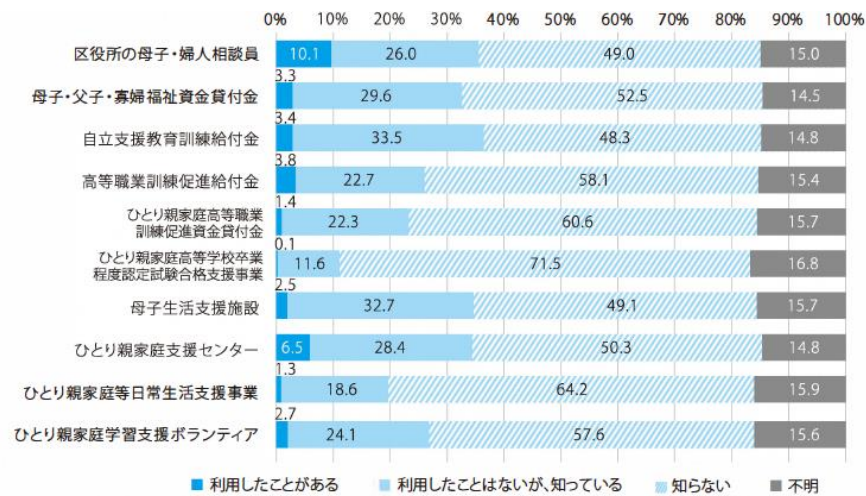
#### エ 急務とされる認知度の向上（第4次ひとり親家庭等自立支援促進計画）

平成30年3月策定された第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（平成30年度～平成34年度、以下「第4次計画」といい、前身計画を「第3次計画」という。）によると、母子家庭・父子家庭・寡婦いずれについても、ひとり親家庭等支援センター及び関連事業について、「利用したことがある」「利用したことはないが、知っている」と回答した割合よりも、「（制度を）知らない」と回答した割合が上回っている（下表のとおり）。この現状は、父子家庭においては、より深刻である。

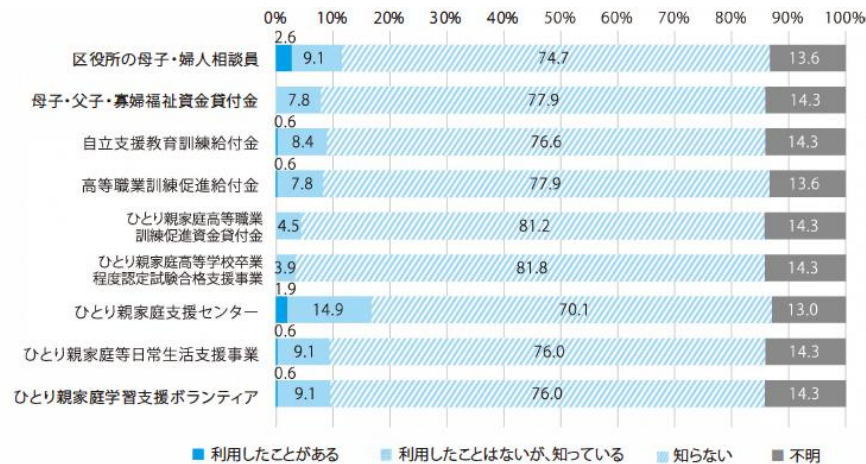
また、平成26年度策定の第3次計画においても、アンケート結果により制度の周知が不十分である可能性が指摘されているが、ひとり親家庭支援センター、高等職業訓練促進給付金制度、ひとり親家庭日常生活支援事業の認知度は、第3次計画よりも第4次計画が下回っている。

第4次計画では、多くの制度において前回調査よりも「知らない」と回答した割合が増えていることなどから、制度の周知を図る取組が「急務」であると指摘されている。

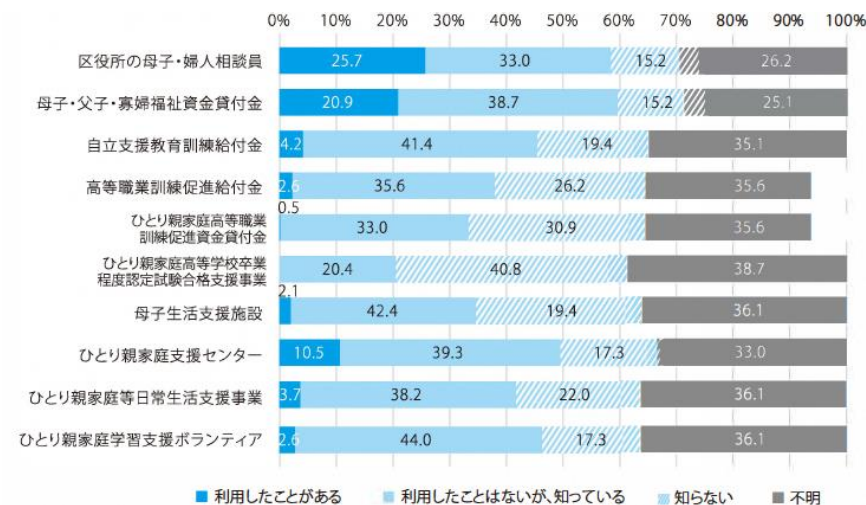
### 母子家庭における支援制度の利用率・認知度



### 父子家庭における支援制度の利用率・認知度



### 寡婦における支援制度の利用率・認知度



札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（平成30年度～平成34年度）より

## オ 実績向上に向けた取組の必要性

(ア) 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」<sup>81</sup>によれば、ひとり親家庭が抱える課題として、下記の点が挙げられている。

- ・ ひとり親家庭の親は、子育てと生計という二人分の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することになる。
- ・ 母子家庭施策においては、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業をして、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。
- ・ 父子家庭の父においては、なお非正規雇用である家庭も一定割合存在すること、母子家庭の母に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。また、相談相手が少ないという傾向がある。

(イ) 本市においても、平成 27 年国勢調査によれば、母子世帯（15,572 世帯）のうち、母の従業上の地位が「正規の職員・従業員」である世帯は 4,240 世帯にとどまり、父子世帯（1,316 世帯）のうち、父の従業上の地位が「派遣社員」「パートアルバイト」である世帯は合計 101 世帯であり、不安定な雇用形態におかれている世帯が多い。また、第 4 次計画のアンケート結果では、半数以上が今後の生活への不安を感じており、支援の必要性が認められる。

(ウ) 本市や指定管理者（札幌連）が、平成 29 年及び平成 30 年において、広報の拡充に努めてきたことは否定しない。

しかし、残念ながら実績が下がっている事業もあり、効果が乏しいようにも見受けられる<sup>82</sup>。リーフレットやセンター便りの配布数の増加やパネル展の実施が、どの程度の効果を生むかは疑問である。ひとり親家庭支援センターは、ひとり親家庭支援に関する様々な事業の窓口となり、情報提供を行っていることに照らせば、本市のひとり親家庭支援事業の根幹ともいえる。市内の対象者の多くに認知され、利用されることで、受益の公平性が保たれ、事業が有効に機能していると評価できる。現状のように利用者数が少なく、そもそも利用対象者に対して制度が浸透していないという事態

<sup>81</sup> 平成 27 年 10 月 2 日厚生労働省告示 417 号

<sup>82</sup> 平成 30 年度においては改善されているが、ホームページのアクセスカウンターを設置は平成 22 年における管理業務仕様書にも明記されているところ、本市が指定管理者に対し「アクセスカウンター」の設置を指導したのは、平成 29 年度になってからである。

にも陥っていることを考えると、本市のひとり親家庭支援施策として有効に機能しているかどうかは疑問が残る。

所管課からは、平成 30 年度までの実績を踏まえ、日常生活支援事業を始めとするひとり親家庭支援施策を 4 コマ漫画で分かりやすく紹介したチラシを、児童扶養手当の全受給者に送付する、ひとり親家庭のための相談窓口や支援制度をまとめたガイドブックをリニューアルし、離婚届の受付窓口等で配布する、などの広報の充実に取り組んだとの説明を受けた。

本市が、このような広報の充実に取り組んだことは評価すべきことではあるが、現状のひとり親家庭等支援センターの広報・啓発活動の効果を不断に見直し、他の地方公共団体の取組状況も参考にしながら、認知度と利用率の向上のための効果的な取組を検討すべきである（意見）。

(エ) 具体的には、第 4 次計画や他市の実施状況を踏まえ、次の諸点を考慮するのが相当である。

a 本市及び指定管理者に対する具体的な数値目標の設定を行い、事業を計画的に実施する。仕様書上、実績の向上について、定量的な目標は十分に定められていないので、可能な限り、具体的な数値目標の設定を行う<sup>83</sup>。

b 関係機関との連携が密になるよう、現状の見直しを行う。関係機関としては、母子・婦人相談員、保護課、児童相談所、保健所及び各保健センター、札幌市生活就労支援センター、母子生活支援施設、助産施設、保育所、幼稚園、小中学校、児童会館、DV シェルター、ハローワーク、弁護士会等が考えられる。しかし、関係する会議報告を確認したところ、各機関との連携が十分に取れていないことが読み取れた。リーフレットなどを配布するだけでなく、具体的な利用方法がわかるよう、積極的に事業内容等を説明して制度の周知に努め、連携を図る。

c 広報の見直し

(a) 世田谷区の事例<sup>84</sup>では、ひとり親家庭の親は自ら情報収集する余裕すらないことなどが指摘されている。広報物については、持ち運びやすく、制度内容や連絡先が一見

<sup>83</sup> もっとも、本事業が本市のひとり親施策のため重要な施策であることを考えれば、制度の周知や実績向上に向けた取り組みは、基本的には本市の責任で行われるべきものと思料する。具体的な広報の実施は指定管理者が行う場合であっても、指定管理者に丸投げをするのではなく、具体的な目標値の設定や、他市の状況の調査研究などを行い、積極的に関与すべきである。

<sup>84</sup> 世田谷区では、情報提供の強化のため、メールマガジンの配信のほか、平成 28 年度からリーフレットの配布を拡大している。また、リーフレットの大きさはハンドバッグに収まりやすい大きさであり、父母が持ち運びやすい形体である。医師会を通じ、区内の小児科・産婦人科でも配布しているほか、コンビニでの配布も検討している。アンケート調査で平成 20 年度と平成 25 年度を比較すると、どのひとり親支援事業も認知度は上昇しており、メールマガジンや、リーフレットによる効果であると考えられる。

してわかりやすいものとなっているか検証し、他都市や利用者の声を踏まえて積極的に改善する。

(b) 第4次計画によると、「困ったときの悩みの相談相手」としては、「友人・知人」「親」「職場の同僚」「親族」が多数を占めている。「支援制度等の情報収集の手段」としても、「家族や友人からの情報」が「札幌市のホームページ」「区役所相談窓口」を上回っている。身近な相談相手が、ひとり親家庭に関する本市の施策を知らなければ、当事者がスムーズに必要な情報を得られない可能性がある。そこで、ひとり親家庭支援センターの本市全体における認知度を上げる工夫が必要である（公共交通機関や病院・コンビニエンスストア等にポスター配架、SNSの活用、ひとり親家庭支援センターの「愛称」の考案<sup>85</sup>等）。

(c) メールマガジンやSNSの活用を検討し、最新の情報を提供しやすいようにして利用者離れを防ぐ。

(d) ひとり親となる原因・経緯は様々であるが、本市では離婚を原因とする家庭が8割以上を占める。現在、養育費や面会交流に関するセミナーを実施しているが、離婚前の父母（潜在的な利用者）への周知策も検討する。

#### カ 指定管理者の募集方法・評価の妥当性

(ア) ひとり親家庭支援センターの募集は非公募により行われている。

指定管理者の募集は公募が原則であるが<sup>86</sup>、同センターにつき適用される札幌市社会福祉総合センター条例は、「指定管理者にひとり親家庭支援センターの管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り」公募によることなく募集することができるものと定める<sup>87</sup>。

---

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161426.pdf>)

<sup>85</sup> 東京都、京都市、北九州市などで、ひとり親家庭支援センターないし母子寡婦福祉団体に愛称が設けられている。

<sup>86</sup> 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例2条

<sup>87</sup> 札幌市社会福祉総合センター条例17条2項

1 市長は、総合センター（第3条第1項第1号から第3号までに掲げる施設を除く。以下「センター」という。）又はひとり親家庭支援センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンター又はひとり親家庭支援センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にひとり親家庭支援センターの管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

(イ) 非公募の理由と当否

本市は、「札幌連は、ひとり親家庭支援センターの指定管理者となった平成 18 年度以降、ひとり親家庭や寡婦の不安感を解消できるような事業の充実を図るほか、親子と一緒に触れ合うとともにひとり親家庭同士が交流できる催しを開催するなど、ひとり親家庭及び寡婦の福祉向上のため、安定した管理運営を行っている。また、ひとり親家庭支援センターの利用者に対するアンケートでも、利用者の満足度は高いものとなっている。以上のおり、札幌連によるひとり親家庭支援センターの管理は良好に行われていると認められるため、札幌連に対し、非公募により申込みを求めることとした。」としている<sup>88</sup>。

平成 29 年度までの事業実績は芳しくないが、前掲条例 17 条 2 項を適用して非公募としたことが不当とまではいえない。

(ウ) もっとも、指定管理者評価シート上、下記の点について、評価の相当性に問題点が認められる。次年度以降の指定管理者評価においては、評価の相当性の担保、市民への適切な説明という観点から、評価に至った理由について、「指定管理者評価シート」の評価方法に従い、適切かつ具体的に記載すべきである（意見）。

a 支出につき計画値よりも実績値が上回っている年度について

平成 28 年度及び平成 29 年度においては、支出実績値が計画値よりも上回っているが、本市所管局の評価は、「指定管理業務について、計画とおりに執行された」として、いずれの年度についても B 評価となっている。本市の「(4 段階評価用) 指定管理者評価シートの評価方法について」によれば、「収支状況」とは「指定管理業務及び自主事業に係る収支（＝施設における収支）について、執行の適正性等を評価するもの。」であるところ、「収支状況」に関する評価方法は下記のとおりとされている。

- A : 効率的な業務遂行がなされており、収支は計画とほぼ同等又は改善している状況であり、かつ、その利益や余剰金などを用いて、仕様書には定められていない、施設の設置目的の達成のための事業や札幌市の政策実現に寄与する事業等が実施された場合
- B : ほぼ計画どおりの収支となった場合又は収支が計画より改善しているが「A」評価の条件に該当しない場合
- C : (本項目は該当なし)
- D : 効率的な業務遂行がなされず、収支が計画より悪化した場合

<sup>88</sup><https://www.city.sapporo.jp/somu/shiteikanrisha/contens/documents/082hitorioya.pdf#search=%27札幌市ひとり親家庭支援センター+要綱%27>



なお、次の場合は「B」評価とする。

- ▽ 収入はほぼ計画どおり又は計画より増収となったが、計画策定時には想定し得なかった修繕等に対応するため、支出が増加した結果、収支が一時的に悪化した場合
- ▽ 収入はほぼ計画どおり又は計画より増収となったが、施設の設置目的の達成、札幌市の政策実現に寄与する事業等を追加して実施した結果、収支が悪化した場合
- ▽ 収支の悪化が天災等の外部要因と相当程度の関連性があり、指定管理者が相当努力しても計画どおりの収支の達成ができなかったものと認められる場合

そうすると、平成 28 年度及び平成 29 年度においては、D 評価に該当するものと考えられ、B 評価となるためには、前記の特別事情が必要であるが、評価シート上、特段の記載はない。

#### b 利用者アンケートの回答数について

仕様書においては、利用者アンケートの「調査標本数」について「200 人以上から回答が得られるよう努めること。」とされている。しかし、平成 29 年度は 196 名、平成 30 年度 181 名という回答実績にとどまっている。

この点についての本市所管局の評価は、いずれの年度とも特段の留保もなく「利用者の満足度が高い水準で保たれている」として B 評価となっている。しかし、「利用者の満足度」の結果に影響する部分であるので、回答数が仕様書に定める水準を下回ることについて、所管局としてどのように評価したのかがわかるよう、評価シートに記載をすべきであるが、この点の記載がない。

#### キ 基準管理費用の算定について

本市は、平成 30 年度以降の施設維持管理等経費（基準管理費用）の人員費（正規職員分）について、保育士（常勤）3 人分として積算を行っている。この点、実際の常勤職員は事務 1 名、保育士 2 名であるが、平成 26 年度においても保育士 3 名で査定されていることから、その考え方を基本として、引き続き同様の方法による算定となっている<sup>89</sup>。

しかし、実際の職員は事務 1 名、保育士 2 名であるのに、保育士 3 名分として給与を見積もることは、過大な積算となるおそれがあり、相当ではない。本市は、適正な積算を心掛けるべきである（意見）。

<sup>89</sup> 本市の「施設維持管理等経費の算定基準」によれば、人員費（報酬・給料・賃金）の積算にあたっては、「前回基準管理費用算定時の単価の考え方を基本として算定すること。なお、最低賃金や賃金構造基本統計調査（厚生労働省）を参考にするとともに、管理の実情も考慮して、単価の相当性を検証すること」とされており、また「非公募を予定している施設は、公募による競争原理が働かないことから、管理の実情を考慮したうえで、より適切に見積もること」と明記されている。

ク 随時検査の実施状況について

(ア) 指定管理者に対する本市のモニタリングとして、業務検査と財務検査がある。業務検査については、本市指定管理者制度に関する運用ガイドライン（34頁）によれば、下記の方法により実施される<sup>90</sup>。

	定例検査	随時検査
内容	要求水準の履行状況を、原則として現地にて実際に、定期的に確認する <sup>91</sup> 。	要求水準の履行状況を指定管理者への事前通告無しに現地にて確認する。
検査項目	以下から必要に応じて設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性の確保</li> <li>・施設、設備保守</li> <li>・職員体制</li> <li>・委託業務の履行</li> <li>・法定点検の実施状況</li> <li>・自主事業の実施状況</li> <li>・その他要求水準に定めた事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフモニタリングの現地検証</li> <li>・その他左の中から必要に応じて設定</li> </ul>
頻度	原則として1年に1回以上	原則として1年に1回以上
検査後の措置	要求水準の未達が認められた場合には、その内容を指定管理者に示し、指定管理者の異議等の申立を受けた上で、必要に応じて期間を定め指示を行う。当該内容については、1か月以内（期間を定めた場合には当該期間経過後）に速やかに履行確認を行う <sup>92</sup> 。	

(イ) 平成30年度における定例検査・随時検査の実施状況について担当課に照会したところ、平成30年度において、定例検査は現地にて実施されたが（1回）、随時検査は実施していないという。随時検査は、前掲ガイドライン上、原則として1年に1回以上の頻度で実施するべきとされているのであるから、特段の事由がない限り、これを適切に実施すべきである（指摘）。

ケ 札幌市ひとり親家庭等日常生活支援事業の概要及び実績

(ア) 国の施策

<sup>90</sup> [https://www.city.sapporo.jp/kokusai/siteikanri/documents/shiryou04\\_ryusen.pdf#search=%27指定管理者制度に関する運用ガイドライン+札幌市%27](https://www.city.sapporo.jp/kokusai/siteikanri/documents/shiryou04_ryusen.pdf#search=%27指定管理者制度に関する運用ガイドライン+札幌市%27)

<sup>91</sup> 前掲ガイドラインにおいて、定例検査については、運営協議会での報告時に併せて行うこととしても差し支えないが、当該検査実施時には運営協議会を施設において行なうことなどにより、現地にて実地検査を行う機会を設けるよう配慮するとされている。

<sup>92</sup> 指示を行う場合、必ず当該内容について記録する。指示は原則として文書により行う。

都道府県又は市町村は、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、日常生活を営むのに必要な便宜等を供与する措置をとることができる<sup>93</sup>とされている。

(イ) 本市のひとり親家庭日常生活支援事業

本市においても、札幌市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（以下、単に「要綱」という。）及び実施要領を定め、札幌市連へ委託して事業を実施している（以下、本項において「本事業」という）。本事業の対象者は、本市区域内に居住するひとり親家庭等であること及び所得が児童扶養手当の受給者に係る所得制限限度額に相当する額を下回ることと規定され（要綱 4 条 2 項 2 号<sup>94</sup>）、所得制限が設けられている。利用料金は、生活保護世帯が 0 円、市民税非課税世帯が 0 円、児童扶養手当支給水準の世帯（市民税課税世帯）が 150 円とされている。

(ウ) 本事業の実績は、前記ウⅡ表のとおりである。

コ 利用者負担金の徴収

本事業の利用者負担金については、平成 30 年度 9,900 円（7 件）の滞納が生じていた。この点について、要綱によれば、納期限までに納入されないときは、納期限後 20 日以内に本市が督促を行うこととされているが（要綱 12 条）、前記の滞納については督促手続を行っていなかった。本市においては、規定に従い、納期限後 20 日以内に督促を行うべきである（指摘）。

なお、督促手続が行われていなかった本事業については、既に督促手続が行われた旨の説明を受けたことを付記する。

サ 本事業の見直し

本市は、下記の事項につき検討し、ひとり親家庭の福祉向上という目的が達成しうるよう、本事業について、見直しを検討すべきである。

(ア) 対象者の所得制限について

- a 本事業の特徴は、対象者に所得制限が設けられている点である。国の施策では本来所得制限が設けられていないが（ただし、利用料は所得に応じて差がある）、本市は、独自の基準として、「所得が児童扶養手当の受給者に係る所得制限限度額に相当する額を下回ること」という所得要件を定めている（要綱 4 条 2 項 2 号）。

<sup>93</sup> 母子父子寡婦福祉法 17 条、31 条の 7、33 条、ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成 26 年 9 月 30 日各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、雇児発 0930 第 13 号）6 項

<sup>94</sup> 平成 31 年 4 月 1 日施行の新要綱では、第 4 条 1 項に同趣旨の規定がある。

他政令市の状況を調べたところ、ホームページ上で実施状況が明らかではなかった3市（さいたま市、堺市、岡山市）と利用料の明確な記載がなかった1市（熊本市）を除く16市のうち、本市と相模原市を除く14市においては、所得制限を設けられていなかった（なお、神戸市においてはファミリーサポートセンター利用時の補助となっており、この点について所得制限は設けられていなかった）<sup>95</sup>。

b 札幌連においては、所得制限により本事業を利用できない者であっても、生活支援サービス事業（札幌連の自主事業）を利用することができるものとされている（本事業が利用できる者も、この札幌連の自主事業との併用は可能）。

しかし、札幌連の自主事業の利用料は1時間800円とされており、本事業に比べると、料金設定が高く、利用者の負担は大きい。

c 第4次計画によると、本市における父子家庭（世帯数1,316世帯）のうち、児童扶養手当受給世帯は848世帯となっており、児童扶養手当を受給していない世帯も少なくない。また、特に父子家庭において、家事への支援の必要性が高いことは、前記のとおりである。

d 本市においては、他政令市と比較して本事業が制限的な事業設計となっており、代替又は補完する他の支援制度も乏しいのが現状である。仮に充実した広報を実施したとしても、事業設計そのものがニーズと合致していなければ、実績向上にはつながらない。

e 本事業において、所得制限を設けた経緯・理由等について照会したところ、「現存する資料からは、所得制限を設けた経緯・理由は明らかではないが、一定の所得のある方は、生活支援サービス等が利用できるという前提で、所得制限を設けたものと思われる」との説明を受けた。また、過去に所得制限の撤廃を検討したことの有無については、「現存する資料を調べた限り、所得制限撤廃を検討した経過記録は確認できなかった」との説明を受けた。本市の日常生活支援事業について、既存の制度内容が現状の利用者のニーズに沿ったものであるか、十分な検討がなされていない可能性がある。

f 本市は、ひとり親世帯の現状及び本事業の利用者の実態、他政令市の状況を調査した上、本事業の所得制限を見直すか、又は、ファミリーサポート利用時の補助制度を設けるなど、他の支援制度との連携方法の見直しを検討すべきである（意見）。

---

<sup>95</sup> なお、所得制限のない市においては、いずれも、低所得世帯以外の世帯については、生活援助が300円、子育て支援が150円（1時間あたり）という基準により運用されている。

(イ) 登録方法の見直し

本事業の利用に際しては、市内1か所である「ひとり親家庭支援センター」内の窓口にて事前登録をしなければならない。書類は郵送での取寄せも可能であるが、本市ホームページ上で申請書類のダウンロードはできないし、札幌連への問い合わせも、電話で行わなければならない。

他政令市の状況を調査したところ、実施状況が不明であった3市を除く17市のうち、母子寡婦福祉団体のみで対応しているのは、5市のみ（札幌市、川崎市、神戸市、福岡市、熊本市）であった（各市及び関係団体ホームページより）。

他方、各区役所で手続可能である政令市が10市（仙台市、静岡市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市、北九州市、なお相模原市は市内3,4カ所）、本庁のみであるが申請書のダウンロードや郵送申請が可能であるのが2市（千葉市、横浜市）であった。

登録方法についても、より利用しやすいものとするべく、他政令市の実施状況を参考として見直しを行うべきである（意見）。

(ウ) 支援の内容について

前掲厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱）に示されている、生活援助等の実施場所を家庭生活支援員の居宅、職業訓練を受講している場所等とする、いわゆる「子育て支援」は、本市の本事業には含まれていない。その経緯・理由について照会したが、「現状残っている資料では明らかではないが、ファミリー・サポート・センター事業や生活支援サービスでの対応を想定したものである」という説明を受けた。

本市は、改めて本事業における「子育て支援」のニーズの有無や他市の状況、他制度との兼ね合いなどを調査した上、必要に応じて、制度の拡充を検討すべきである（意見）。

(エ) 利便性の高い収納方法の検討

本事業の利用者負担金は、本市が月ごとに直接納付書を送付しており、支払場所は金融機関の窓口のみである。本事業は、仕事と家事、育児を一人で担うひとり親を対象とする事業であるところ、収納方法が不便であれば、利用者離れや利用者負担金の滞納を招く恐れがある。夜間や土日でも納付できる収納方法や、複数の収納方法の導入について、積極的に検討すべきである（意見）。

(オ) 家庭生活支援員の拡充

家庭生活支援員の人数は、10名である<sup>96</sup>。また、平成31年4月1日より施行された本事業の実施要綱では、家庭生活支援員の要件が緩和されているが(7条3項新設)<sup>97</sup>、平成31年度において家庭生活支援員の増員がなされたかどうか照会したところ、担当部署からは、平成31年度においても支援員が増えていないとの説明を受けた。

事業の周知や制度の拡充により利用希望者が増えても、支援員が不足すれば、サービスを提供できないおそれがある。家庭生活支援員の人数が、利用者のニーズに合致しているか否かを調査検討した上、家庭生活支援員の増員に努めるべきである(意見)。

シ 家庭生活支援員の資格要件の確認

本事業に従事する家庭生活支援員は、所定の研修や資格が必要である<sup>98</sup>。支援員の資格の有無は、本事業を適切に遂行する上で不可欠な要素である。しかし、本市は、支援員の資格について具体的に把握していない。本事業には、いわゆる家事の援助のほか、乳幼児の保育に関する支援も含まれ、利用者の財産のみならず乳幼児の心身の安全にも影響する。本市は、委託事業者に資料を提出させるなどして、各家庭生活支援員が資格要件を充足しているか否か確認すべきである(指摘)。

(9) 母子生活支援施設運営費

部名	子育て支援部	課名	子ども家庭課	係名	子育て家庭係
事業(費)名称	母子生活支援施設運営費		新規・レベルアップ・ <u>その他</u>		
予算額	332,708(千円)	決算額	268,825(千円)		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託( <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託)		<input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他		
事業(費)概要					
① 母子生活支援施設に対する運営費等の支給 <sup>99</sup> 市内6施設(定員合計120世帯)を母子生活支援施設として指定し、運営費の支弁等を行う。					

<sup>96</sup> 家庭生活支援員の人数が10名、札幌市ひとり親家庭日常生活支援事業要綱第7条2項に該当する者(要綱6条1項6号・7号の援助を提供する資格を有する者)の人数が8名であるが、重複があり実人数としては10名である。

<sup>97</sup> 平成31年4月1日施行の新要綱においては、後記の旧要綱7条1項・2項(後記脚注参照)に新たに3項が追加され、旧要綱7条2項に定める「これと同等の研修」に、一定の講習カリキュラムの全科目受講者、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修の全部の修了者等も付加された。

<sup>98</sup> 札幌市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱7条(家庭生活支援員)

1 家庭生活支援員は、次の要件を備えている者とする。(1)ひとり親家庭等の福祉に関し深い理解を有していること。(2)家事の経験及び能力を有し、訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有していること。

2 前条第1項第6号及び第7号の援助を提供する者にあつては、前項のほか、国が定める子育て支援に関する一定の研修(別表1(略))又はこれと同等の研修を受講した者とする。(以下略)

<sup>99</sup> 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号、最終改正令和元年10月18日厚生労働省発雇児1018第2号)

② 身元保証人確保対策保険料の確保<sup>100</sup>

身元保証人確保対策事業とは、母子生活支援施設に入所中または退所した女性が親族等による保証人が得られにくいことに鑑み、就職ないし賃貸住宅等の契約を行うにあたり、施設長等が保証人となった場合に利用することにより、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときの負担を軽減するための制度である。本市の母子生活支援施設の入居者に係る就職時の身元保証及び賃貸住宅等の賃借料の連帯保証に関する保険料分として、それぞれ年間3人分を予算として算定している。

**監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）**

補助金の算定、交付、報告等の手続は適正相当か。

指定管理者の募集方法は適切相当か。

管理費の算定・精算手続は適切か。

本事業の目的が達成されているか。

本市の業務検査は適切か。

本事業が効果的・効率的に運営されているか。

**監査の手続・方法**

関連簿冊の査閲  担当者ヒアリング  その他

**監査の結果**

ア 徴収金の発生及び運用

本市は、母子生活支援施設を利用した者が一定の所得要件を満たす場合は、費用を徴収することができる<sup>101</sup>。徴収金の調定、納付書送付、督促の事務は、各区の健康・子ども課が行う。本市の滞納管理状況について、過年度分については、収納率が80.4パーセント、平成30年度分については収納率は91.5パーセントであった。他方、支払い猶予・減免制度<sup>102</sup>について本市に照会したところ、記録が確認できた限りでは減免制度の利用実績はこれまでにないとの説明を受けた。

本市は、前記支払猶予・減免制度の周知・活用を適切に行うとともに、収納率向上に向けた取組を実施することが望ましい（意見）。

<sup>100</sup> 身元保証人確保対策事業実施要綱

<sup>101</sup> 札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則2条3号、児福56条2項

<sup>102</sup> 札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則5条

イ 実績（入所世帯数の推移）<sup>103</sup>

年 度	施設別世帯数（各年度4月1日時点）						
	札幌市し らぎく荘	札幌あい りん荘	厚生会母 子ホーム	すずらん	伏見寮	もいわ荘	計
定 員	20	14 <small>（平成30年6月 以降 20世帯）</small>	20	20	20	20	114
平成26	16	12	18	16	13	18	93
平成27	15	11	18	19	12	14	89
平成28	16	12	16	19	13	14	90
平成29	13	12	17	16	11	12	81
平成30	11	10	14	16	8	13	72

ウ 情報提供の在り方について

この実績から明らかなおり、利用世帯数は年々減少している。この点、「ひとり親家庭支援センター運営費」においても述べたが、第4次計画のアンケート調査によれば、母子生活支援施設を「知らない」と答えた母子家庭の割合は、49.1パーセントに及ぶ。

本市は、本制度の意義・内容が、制度を必要とする者に伝わるような広報となっているか、必要な時期に情報を提供できるような広報となっているかなどについて見直しを行い、認知度・実績向上に向けた取組を実施すべきである（意見）。

エ 指定管理者の選定

本市は、母子生活支援施設のうち1施設（札幌市しらぎく荘）について、指定管理者制度を導入している（直近では、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間）。管理受託者は、札幌母連である。

(ア) 指定管理者の募集方法

札幌市しらぎく荘の募集は、非公募により行われている。

<sup>103</sup> 本市における広域入所の実績は次のとおり。①「市外住民の受入れ」を依頼された件数（H26：0件、H27：2件、H28：2件（実際の入居件数は1件）、H29：0件、H30：4件）②「市外施設の利用」の利用件数（H26：1件、H27：0件、H28：2件、H29：2件、H30：1件）。なお、広域入所の手続は下記のとおりであり、本市に住民票を有しない場合であっても、入居できる可能性がある。（i）原則、居住地の福祉事務所が入所決定を行うこととなるため、母子生活支援施設への入所を希望する場合は居住地の福祉事務所に相談する。（ii）市外に居住する母子が札幌市内の母子生活支援施設に入所を希望する場合は、居住地の福祉事務所が、施設所在区の福祉事務所と広域入所に関し必要な連絡・調整を図った上で母子保護の実施を決定する。（iii）DV等の事情で通常の対応では支障がある場合は、状況に応じて対応を検討する。



指定管理者の募集は公募が原則であるが、札幌市しらぎく荘につき適用される札幌市児童福祉施設条例（以下「福祉施設条例」とする。）は、「指定管理者に母子生活支援施設又は保育所の管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り」公募によることなく募集することができるものと定める<sup>104</sup>。

(イ) 非公募の理由と当否

a 関連資料によれば、施設の性格上、一時的な利用にとどまる一般の貸館施設などとは異なり、施設職員と入所者との長期継続的な人的信頼関係が必要とされるところ、札幌市は、平成 18 年から現在に至るまで、当該施設の管理運営を行い、自立支援・就労対策等において良好な事業実績を残しているとともに、施設利用者との継続的な人間関係の構築、長期的な視野に立った継続的な人材育成、ノウハウの蓄積も行われていることから、非公募としたことが認められた。

b しかし、以下のとおり、札幌市しらぎく荘については、公募による募集手続が行われるべきである。

(a) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱（6 頁）では、以下のとおり記載されている。

- ・ 指定管理者の指定手続については、指定手続条例で定めるとおり公募することが原則であるが、その性質若しくは目的から、市長が別に定めるところにより特定の団体に管理を行わせる必要があると認める施設について、指定管理者を指定する場合又は緊急に指定管理者を指定する必要がある、公募を行ういとまがない場合は、指定手続条例第 2 条の規定にかかわらず、特定の団体を相手方として指定手続を進めることができるとする規定を設置条例に設けることもできる。
- ・ ただし、このような特例規定について検討する際には、更なる住民サービスの向上・経費の縮減を目的として一般の民間事業者等の団体にも施設の管理業務を行えることとした指定管理者制度の趣旨を踏まえて判断すること。また、このような特例規定を設ける場合であっても、特定の団体から指定手続条例第 3 条の書類を

<sup>104</sup> 札幌市児童福祉施設条例 12 条

1 市長は、母子生活支援施設又は保育所の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にそれぞれの施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に母子生活支援施設又は保育所の管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができる。

提出させ、指定手続条例第4条<sup>105</sup>の選定の基準（以下「選定基準」という。）を用いて、慎重にその団体が指定管理者として適当であるかの判定を行うこと。

(b) また、指定管理者制度に関する運用ガイドラインにおいても、施設の設置目的、制度趣旨に沿った募集方法の決定（公募・非公募の在り方）について、「継続性の確保が特に重要な施設や、施設の性質から一定の関与を必要とする施設など、公募にすることで施設の設置目的や制度目的の実現が損なわれるケースも想定されることから、募集方法について一定の場合には非公募とすることを可能とします。なお、手続条例第2条に規定されているとおり募集方法は原則として公募ですので、非公募とする場合にはその理由を十分に検討したうえで、限定的に運用する必要があります。」と記載されている。

(c) 選定方法の判断にあたって、評価シートが一資料となることは否定しないが、同シートの結果は、管理者業務仕様書に定める水準の設定により左右されうるため、本事業の目的達成との関係で、適切な評価とされないおそれがある（例えば、利用者が減少していても、仕様書上、定量的な水準が定められていなければ、指定管理者への評価は必ずしも悪いものとはならない）。本事業においては、以下のとおり、選定理由には疑問が残る。

すなわち、指定管理者評価シートによると、平成26年、同28年においては利用者アンケートを実施していなかったことが指摘されている。また、平成29年度においては、アンケート回収率が54.5パーセントという低率であることが指摘されている。少なくとも、利用者アンケートを実施していない点は、管理者業務仕様書に定める水準を満たしていない<sup>106</sup>。また、平成29年度（前期の指定管理期間最終年度）の指定管理者評価シートでは、稼働率が下がっていることが指摘されている。入所件数も低下していることを考慮すると、非公募理由である「自立支援・就労対策等において良好な事業実績を残している」と評価できるか、疑問である。

また、施設利用者との継続的な人間関係の構築、長期的な視野に立った継続的な人材育成が必要であることは否定しないが、指定管理期間が5年間と長期に設定されて

---

<sup>105</sup> 第4条（選定方法及び選定基準） 市長等は、申込期間内に前条の申込みをした団体（以下「申込者」という。）があったときは、申込資格を有する申込者のうちから、次に掲げる選定の基準に照らし、施設の管理を行うに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。(1)市民の平等な利用が確保されること。(2)前条第2号の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。(3)前条第2号の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(4)前条第3号の収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。(5)その他市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

<sup>106</sup> 利用者アンケートを実施していないにもかかわらず、平成26年度においては「C」評価、平成28年度においては「B」評価となっており、指定管理者評価シート自体が業務の実態を的確に反映・評価したものであるか、疑問が残る。

いること、公募の場合であっても、指定管理者の管理運営評価が次期選定時の得点に反映される仕組みがあることを考えると、非公募とする理由としては不十分である。

さらに、母子生活支援施設については、他に参画が可能な事業者も想定されること、札幌市しらぎく荘の実績や稼働率は下がっていることを考慮すると、非公募を維持すべき理由は見出しがたい。

以上、現在の指定管理者については、福祉施設条例2項を適用して非公募により募集すべき理由が認められないことから、次期（2023年度からの期間）の更新時には、原則に従い、公募により指定管理者の選定を行うべきである（指摘）

(10) 特別奨学金支給費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	特別奨学金支給費		新規・レベルアップ <b>その他</b>		
予算額	15,000（千円）	決算額	14,276（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	世帯月収が生活保護基準額の1.5倍以内の世帯の児童に対し、児童本人又は児童を扶養する者が本市の市民であることを条件に、技能習得に要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図る。技能習得資金として公立校月額5,000円、私立校月額8,000円、支度資金（入学時）として公立校10,000円、私立校15,000円を支給する <sup>107</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	支給手続は適正相当か。 事業の周知方法は適切か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

(11) 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費（母子父子寡婦福祉資金貸付会計）・公債償還費（母子父子寡婦福祉資金貸付会計）

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費（母子父子寡婦福祉資金貸付会計）・公債償還費（母子父子寡婦福祉資金貸付会計）			新規・レベルアップ・ <b>その他</b>	

<sup>107</sup> 札幌市特別奨学金支給条例、札幌市特別奨学金支給条例施行規則

予算額	119,000 (千円)	決算額	54,844 (千円)
執行形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 ( <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託) <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他			
<b>事業(費)概要</b>			
① 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金：ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的とする母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令等 <sup>108</sup> に基づく貸付金。			
② 事務費(母子父子寡婦福祉資金貸付会計)：母子父子寡婦福祉資金の貸付事務を行うための納付書等の消耗品費である。			
③ 公債償還費(母子父子寡婦福祉資金貸付会計)：母子父子寡婦福祉資金貸付金の剰余金が償還基準額を超過した場合に国庫に対し償還する費用である。			
<b>監査の重点・着眼点(検討を要するリスク)</b>			
貸付手続、債権管理、債権回収手続は、合規的、合理的、効果的に行われているか。			
<b>監査の手続・方法</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他			

## 監査の結果

ア 母子父子寡婦資金貸付金の現状等

(ア) 母子父子寡婦資金貸付金(以下「本貸付金」という。)の過去5ヵ年度に亘る資金種類別貸付件数及び貸付額は、以下の表とおりである。

(単位：千円)

年 度 種 類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	122	70,726	101	58,350	96	58,750	71	48,291	55	39,672
技能習得資金	80	46,215	38	26,696	37	24,529	21	10,198	7	5,238
修業資金	5	3,082	4	2,564	8	4,051	5	2,585	2	745
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	8	7,633	2	503	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	2	496	3	336	3	345	0	0	0	0
就学支度資金	59	13,680	67	15,071	30	6,983	23	4,262	8	2,396
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<sup>108</sup> 札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則、札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金事業実施要領、札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要領

児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	268	134,198	221	110,650	176	95,160	120	65,335	72	48,050

(イ) 本貸付金（過去5ヵ年度）における調定額、収入額、徴収率等は、以下の表のとおりである。

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現年度分	調定額	159,502	150,450	148,131	140,936	135,005
	収入額	115,249	109,310	108,808	101,321	103,601
	収入未済額	44,252	41,140	39,322	33,132	30,918
	徴収率	72.26%	72.66%	73.45%	71.89%	76.74%
滞納繰越分	調定額	505,691	518,119	528,100	533,223	522,071
	収入額	32,917	36,676	33,730	45,683	45,435
	収入未済額	472,774	481,444	494,371	487,540	473,971
	徴収率	6.51%	7.08%	6.39%	8.57%	8.70%
不納欠損額		0	0	0	380	3,151

\* 平成29年度不納欠損は1件（免責許可決定による債権放棄による）。平成30年度は3件（免責許可決定による債権放棄、消滅時効援用による）

(ウ) 本貸付金に関する他政令指定都市との比較

平成30年度における本市を含めた政令指定都市の現年度徴収率、過年度徴収率、合計徴収率と政令指定都市間の順位は、以下のとおりである<sup>109</sup>。

(単位：%)

	自治体	現年度 徴収率	順位	過年度 徴収率	順位	合計 徴収率	順位
1	札幌市	76.7	20	8.7	14	22.7	18
2	仙台市	84.5	13	11.5	4	26.7	16
3	さいたま市	94.6	2	11.3	6	64.8	3
4	千葉市	80.0	19	11.3	6	45.5	5
5	横浜市	85.9	11	11.1	8	28.9	14
6	川崎市	83.9	14	6.6	18	21.6	19
7	相模原市	80.5	18	17.4	2	36.8	10
8	新潟市	92.5	3	19.2	1	66.5	2
9	静岡市	84.9	12	11.1	8	44.3	6

<sup>109</sup> 現年度、過年度、合計徴収率は神戸市による調査資料より抜粋した。

10	浜松市	95.3	1	17.2	3	75.5	1
11	名古屋市	88.8	6	11.5	4	57.4	4
12	京都市	82.4	17	8.9	13	22.8	17
13	大阪市	83.1	16	8.2	16	28.6	15
14	堺市	86.3	9	8.1	17	41.1	7
15	神戸市	92.0	4	10.2	10	36.6	11
16	岡山市	89.1	5	9.3	12	34.6	12
17	広島市	86.2	10	10.2	10	41.0	8
18	北九州市	88.3	7	5.0	19	32.0	13
19	福岡市	83.4	15	4.0	20	15.3	20
20	熊本市	87.0	8	8.6	15	39.0	9

#### イ 徴収率を上げるための対策

本貸付金の過年度徴収率や他政令指定都市との比較を見ると、本市の徴収率は高いとは言いがたい。本貸付制度の趣旨や借主等実情は理解できるものの、以下に述べる点を含め、徴収率を上げるための方策を検討されたい。

##### (ア) マニュアルの整備

貸付手続や債権管理に関しては事務取扱要領が存するが、その他、債権管理に関するマニュアル等はないとの説明であった。債権管理等の事務は、主に各区担当職員及び母子・婦人相談員が行うが、必ずしも各区において標準化されていないことも懸念される。督促業務等については、徴収率向上や債権管理業務の標準化を目的として、マニュアルの整備を検討されたい（意見）。

##### (イ) 多様な収納方法の検討

本市は、収納について、口座振替制度を採用していない。ホームページによる調査だけでも、政令市のうち少なくとも16市において、本貸付金の収納について、口座振替を利用している。本市によれば、口座振替のメリットは十分に認識しており、過去に導入を検討したこともあるが、導入にはシステム改修を要し、費用対効果の点から採用を見送った経緯があり、現時点においても、口座振替を導入することは困難とのことであった。

簡易な支払方法を採用することが徴収率向上に直結することは明らかであるところ、本市においても、口座振替制度を含めた多様な収納方法の採用を検討されたい（意見）。

(ウ) 法的手続

本市は、債権回収にあたり、本貸付金制度が導入されて以降、法的な手続を取ったことがない。事務取扱要領<sup>110</sup>には、法的手続に関する定めはないが、本貸付金に関する債権は、非強制徴収債権であり、市債権管理条例等<sup>111</sup>に従って、法的な手続を検討すべきである（指摘）。

(エ) 債権回収会社への回収委託の検討

本市は、債権回収業務にあたり、弁護士又は債権回収会社への回収委託を行なったことはなく、検討をしたこともない。各市ホームページの調査によっても、政令指定都市のうち、少なくとも9市において、債権回収会社等への回収委託を行なっているところ、本市においてもこれを検討されたい（意見）。

ウ 違約金減免

(ア) 運用方法

北区において償還完了時に送付していた文書<sup>112</sup>には、「母子・父子・寡婦福祉資金違約金等減免申請書」の提出を促す記載とともに、原則として、申請書を提出した者は違約金が免除となる旨の記載が認められた。本市においては、本貸付金の福祉的な性質を踏まえ、実態として違約金は徴収をしない運用を行なってきた。本貸付金の福祉的な性質を否定するものではないが、違約金の減免は、法令及び本市事務取扱要領に定める要件<sup>113</sup>に従って行うべきであるところ、かかる運用は不適切であり是正されたい（指摘）。

(イ) 違約金減免に係る理由の明示

違約金免除決定通知書の様式に理由を記載する欄が設けられていない。違約金の減免要件の充足について事後的にも確認できるよう、様式の変更を含めて方策を検討されたい（意見）。

(12) 母子緊急一時保護費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	母子緊急一時保護費		新規・レベルアップ・ <u>その他</u>		

<sup>110</sup> 前掲札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領

<sup>111</sup> 条例上、非強制徴収債権について、督促をした後相当な期間を経たなお履行されないときは訴訟手続により履行を請求すると定められている（市債権管理条例 10③）。

<sup>112</sup> 「母子福祉資金償還完了通知書の送付について」と題する文書

<sup>113</sup> 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 17 条但書は、違約金減免要件として「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」とする。これを受け、札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領では、火災、疾病、事業の失敗、失業等具体的な基準を設けている。

予算額	7,200 (千円)	決算額	7,008 (千円)
執行形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 ( <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託) <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他			
<b>事業(費)概要</b>			
夫の暴力・虐待等により心身の安全が脅かされ、緊急の避難が必要であり、迅速に保護する必要があると認められる女性及びその同伴する児童を一時的に保護する事業 <sup>114</sup> 。避難者に居室の提供、光熱水費の現物支給、生活用品の貸与、生活に必要な消耗品の支給、緊急生活物資の支給、その他必要な援護、相談及び指導を行う。市内1施設2室を設置している。			
<b>監査の重点・着眼点(検討を要するリスク)</b>			
委託契約の内容は適正相当か。 不適切な支出はないか。 支出手続及び委託業務の管理が、法令、規則、要綱、運用基準等に基づき適法に処理されているか。			
<b>監査の手続・方法</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他			

## 監査の結果

ア 本事業の実績は、次のとおりである。

年度	平成29年度	平成30年度
利用件数	20件	18件

## イ 特定随意契約の相当性

本事業は、委託先事業者との間で特定随意契約により委託契約を締結している。本事業の実施においては、母子等の安全への特段の配慮などが必要であること、既存施設等の社会資源があれば活用すべきこと、実績やノウハウ、設備基準を満たす必要があること、などから、本事業について特定随意契約とすること、および、本委託先を選定したことについては、いずれも相当と考える。

<sup>114</sup> 札幌市母子緊急一時保護実施要綱。なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律3条3項3号に定める「緊急時における安全確保」として本市が実施しているものであり、同号の「一時保護」とは異なる。



ウ 委託費の精算について

(ア) 本市は、委託費のうち、実績払いとなっている緊急生活物資の購入にかかる費用分を除き、下記のとおり委託費を積算している。また、これらは前払いとしている（地自令 163 I ②）。

項目		予算内容
人件費	夜間・休日人件費	・夜間(365日) 非常勤職員 ・土日・祝日(121日) 臨時職員・事務員
	施設職員非常呼び出し手当	1回2名、月2回×12月
事業運営費	生活消耗品購入	下着、洗剤、調味料等の生活に必要な消耗品
	光熱水費	電気、ガス、水道及び灯油等の光熱水費
	保健管理費	
事務費	通信費	
	付添交通費	

(イ) これら費用の算定根拠は、過去の実績に基づく。また、これらは精算を行う経費として設定されていない。

これら費用について、前払いとすることは、相当と考える。しかし、少なくとも、施設職員非常呼び出し手当、生活消耗品購入費、保健管理費、付添交通費については、実績に応じて変動する可能性が高い。本事業における実績が平成 29 年度から平成 30 年度にかけて減少していることや、後記のとおり広域入所時の移動付添のうち、少なくとも 1 件を市職員が担ったことなどを踏まえると、委託費が過大となっているおそれも否定できない。

本市は、受託者との間において長期間にわたって特定随意契約を締結していることを考慮し、少なくとも施設職員非常呼び出し手当、生活消耗品購入費、保健管理費、付添交通費について、年度ごとに精算を行うことを検討すべきである（意見）。

エ 委託費請求書に添付する資料の不備

(ア) 本事業においては、受託施設の長は、緊急一時保護を利用する事業利用者に対して、一時保護期間中必要と認められるときに、一日当たり大人 1,500 円(子ども 1,000 円)を限度として、緊急生活物資を購入し支給できるものとされており(要綱 8 条 2 項)、受託施設は、当該購入費を負担した場合、本市に対し、委託料として請求することができる(実績加算分)。委託費を請求するにあたっては、受託施設は札幌市母子緊急

一時保護事業実績報告書及び、各利用者の生活物資受領書の写を提出することとなっている。

生活物資受領書（兼購入依頼書）は、受領日（購入依頼日）及び受領者（依頼者）である事業利用者の署名押印がなされる様式となっているところ、購入依頼日・受領日がいずれも当該事業利用者が緊急一時保護されていた期間ではないものが1件、購入依頼日が当該事業利用者が緊急一時保護されていた期間ではなく、受領日が空欄のものが1件、それぞれ認められた。

(イ) 委託先から本市に提出される生活物資受領書にはレシートが添付されているところ、該当するレシートの日付は当該事業利用者の緊急一時保護期間内であり、かつ、購入物が一致したため、前記の事象は日付の誤記であると思われたが、添付されるレシートは、宛名のないものである<sup>115</sup>。そのため、生活物資受領書に記載された日付は、本市が支払うべき委託費に該当するか否かを判断する上で重要な資料の一つといえる（実際、日付が訂正印にて訂正されているケースもあった）。本市は、前記実績報告書に基づき委託費を支出するのであるから、その審査は資料に基づき正確に行い、疑義が生じたときは受託先への照会を行うべきである（指摘）。

(ウ) また、緊急一時保護は、短期間での滞在にとどまることが多い上、事業利用者は安全確保のために遠方へ転居したり、連絡先を変えざるを得ないことが多く、後日事業利用者に書類の訂正を求めることは現実的ではない。したがって、本市は、委託先に対して、書類不備という事象が生じないよう指導するとともに、事務手続上煩雑で不備が生じかねないのであれば、例えば受領書の体裁を変更したり、レシートにも署名をしたりする方法も考えられる。事業の性質及び実態に即した運用に変更すべきである（意見）。

#### オ 業務委託契約書・仕様書の内容の見直し

(ア) 平成30年度において、本市と委託先との間で、広域入所時の移動付添費が委託料に含まれているか否かの解釈が一致せず、仕様書に明確な記載がなかったとして本市が委託先の主張を認め、市職員が移動付添を行ったという事象が認められた。

平成31年（令和元年）度においては、この経緯を踏まえて、広域入所時の移動付添はすべて市職員が行うこととなったが<sup>116</sup>、同年度の業務委託契約書・仕様書を確認したところ、その点については明記されていなかった。

<sup>115</sup> この点は、受託施設がその名称・事業内容・所在地を対外的に秘匿する必要性が高いこと等に鑑みればやむを得ないとする。

<sup>116</sup> したがって、平成31年度においては、広域入所の際の移動付添費は委託料の算定にあたり考慮していないという。

委託先との間で契約内容に疑義が生じないよう、年度ごとに契約書・仕様書の内容は見直すべきである（意見）。

(イ) 本事業における事業利用者はDV被害者であることに鑑みれば、事業利用者の移動付添においては利用者・職員の安全確保も十分に留意しなければならず、相応のノウハウが求められる。前記(ア)の事象が生じるまでは、委託先が広域入所時の移動付添を担っており、本来であれば委託先において行うことが、本事業を全部委託とする趣旨に適うようにも思われる。本市職員が移動付添を行うことにより、人員面や予算上の問題が生じ、広域入所が制限的な運用になることがあるとすれば、それは事業の目的に照らし、望ましくない。

次年度以降、委託先と引き続き委任契約を締結する場合であっても、広域入所時の移動付添を委託先と本市職員のいずれにおいて行うべきであるか、事業の目的や事業利用者の安全確保の観点から、再検討されることが望ましい（意見）。

(13) ひとり親家庭自立支援給付金

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業(費)名称	ひとり親家庭自立支援給付金		新規・ <u>レベルアップ</u> ・その他		
予算額	133,000(千円)	決算額	133,988(千円)		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託( <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託) <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業(費)概要	<p>ひとり親家庭の親に対し、所定の審査手続を経由して<sup>117</sup>、下記の給付金等を支給する。</p> <p>① 自立支援教育訓練給付金事業：事前に指定を受けた教育訓練講座を修了した場合に訓練費の一部を支給することで、主体的な能力開発を支援しひとり親家庭の自立促進を図る<sup>118</sup>。</p> <p>② 高等職業訓練促進給付金事業：資格取得のため1年以上養成機関に通学するひとり親家庭に給付金を支給することで、就業に有利な資格取得を容易にし、ひとり親家庭の自立促進を図る<sup>119</sup>。</p> <p>③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：高卒認定講座終了時及び検定合格時に受講料等の一部を補助することで、ひとり親家庭の自立促進を図る<sup>120</sup>。</p>				
監査の重点・着眼点(検討を要するリスク)	本事業に関連する手続が、合規的に履践されているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

<sup>117</sup> ひとり親家庭自立支援給付金審査会要領

<sup>118</sup> 札幌市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

<sup>119</sup> 札幌市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱、札幌市高等職業訓練促進給付金等事業事務取扱要領

<sup>120</sup> 札幌市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

### (14) ひとり親家庭等自立促進計画策定費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	ひとり親家庭等自立促進計画策定費		新規・レベルアップ <u>その他</u>		
予算額	900（千円）	決算額	684（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法 12 条に基づき、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定する。平成 25 年度から平成 29 年度までの第 3 次計画内容を検証更新し、引き続き平成 30 年度から新たな 5 か年計画（第 4 次）の策定をする。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業の目的が達成されているか。 委託契約内容は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

ア 本事業における財務の執行については、監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

イ 平成 30 年度からの第 4 次計画の策定にあたり実施したアンケート調査では、無作為に抽出した 3,400 世帯に対しアンケートを送付しているが、回答率は合計 35.9 パーセントと低い。また、平成 25 年度から平成 29 年度までの第 3 次計画策定にあたり、平成 24 年にひとり親家庭にアンケートを実施しているが、同年度計画の回答率は合計 39.1 パーセントであり、平成 30 年度は平成 24 年度よりも回答率が低下している。

ひとり親家庭等自立促進計画は、ひとり親家庭に対する行政施策の効果を検討する上で重要である。したがって、計画策定のためのアンケート結果が、無作為抽出した一部世帯のさらに 35 パーセント程度の意見にとどまるとなれば、説得力に欠けるおそれがある。次期の計画策定においては、アンケートの回収率向上のための工夫を行うか、又は低い回答率でもなお計画策定上有効であることを示す統計学的根拠を示すのが望ましい（意見）。

## (15) 特別奨学基金造成費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	特別奨学基金造成費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	1,000（千円）	決算額	383（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	特別奨学基金造成に係る経費を計上し、事業運営を行う <sup>121</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	基金の管理・運用は適切になされているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

## (16) ひとり親家庭就業機会創出費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	ひとり親家庭就業機会創出費		新規・ <b>レベルアップ</b> ・その他		
予算額	8,000（千円）	決算額	7,998（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	<p>ひとり親家庭の就業を支援するため、ひとり親家庭に理解のある企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催すること等により、ひとり親家庭の就業機会を創出する。事業は有料職業紹介事業の許可を得ている団体に委託し、以下の業務を行う<sup>122</sup>。</p> <p>① ひとり親家庭に理解ある企業の開拓（企業訪問等により企業開拓を行う）</p> <p>② ひとり親家庭合同就職説明会の開催（年2回8月と3月の土又は日曜に半日程度開催。説明会参加者等へのアフターフォローとしての講座、アンケート等の実施含む）。</p>				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	委託契約手続、委託費の支出手続は合規的であるか。 事業報告は適切になされているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

<sup>121</sup> 札幌市基金条例、札幌市特別奨学金支給条例

<sup>122</sup> 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）、母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱（同）

## 監査の結果

本事業は、平成 26 年度から開始されている。平成 29 年度は年 1 回の開催であったところ、平成 30 年度はさらなる実績向上を目指し、年 2 回開催した。

	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者数	154	211
出展企業数	25	40
求人掲載企業数	56	108

本監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

### (17) 母子生活支援施設改築補助金

部名	子育て支援部	課名	子ども家庭課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	母子生活支援施設改築時補助金		新規・レベルアップ・ <u>その他</u>		
予算額	88,000（千円）	決算額	88,000（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	国の次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、法人への間接補助により、老朽化した母子生活支援施設の増改築を行う <sup>123</sup> 。平成 29 年度、同 30 年度においては、特に老朽化が進んでいる札幌あいりん荘（コンクリートブロック造・築 51 年） <sup>124</sup> の改築を実施し、本市は補助対象となる事業費の 1/2 を補助金として支給した（残り 1/2 については国庫補助金が支給される）。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	補助金の算定、交付、報告等の手続は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

<sup>123</sup> 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（厚生労働省）

<sup>124</sup> <http://www.airinkan.jp/airinso.html>

(18) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て家庭係
事業（費）名称	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業費		新規・レベルアップ	その他	
予算額	6,500（千円）		決算額	6,495（千円）	
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	児童の学力向上を図ること及び相談を通じて、不安感を解消し、自立促進を図る。学生等ボランティアが児童の学習支援及び、生活や進路等の相談を行う。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	委託先の選定、委託費の支給手続が合規的か。 本事業が効果的・効率的に運用されているか。 不適切な支出はないか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

ア 事業の概要等

(ア) 本事業は、札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、ひとり親家庭の児童（小学校3年生から中学校3年生まで）に対し、ボランティアによる学習支援により基礎的な学力の向上を図るとともに、進学・進路等の相談に応じることにより、不安感の解消を目指すものである。平成25年10月から市内5区で開催され、平成26年度からは、市内10区（10会場）に拡大して実施している。なお、ボランティアは有償であり、学生や教員OB等が登録している<sup>125</sup>。

(イ) 実績は下記のとおりである。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数（回）	459	451	488	476
参加児童数実績 （延べ人数）	5,850	5,216	5,407	4,746

<sup>125</sup> 本事業を実施するにあたり、各会場に、コーディネーター、ボランティアリーダー、および学習支援ボランティアを配置することとされている（要綱5条）。同要綱及び本事業に関する仕様書上は、ボランティアは有償とも無償とも定められていないが、予算の積算において、有償であることが前提となっている。

(ウ) 他政令指定都市の主な状況

主な他政令市の実施状況は、下記のとおりである<sup>126</sup>。

- ・ 相模原市：民間事業者へ委託、中学生のみを対象とする。
- ・ 千葉市：母子寡婦福祉団体が主体であるがNPO法人の協力を受けている。
- ・ 名古屋市：実施機関を市内1か所のみとする。
- ・ 福岡市：実施期間は市内1か所、夏休み期間に集中学習とするなど期間を限定する。
- ・ 川崎市：2019年度より生活困窮世帯向けの事業をひとり親家庭世帯に拡充し、複数の民間事業者に委託して実施している。

イ 委託先選定の相当性

(ア) 本事業の委託契約は、札幌連との特定随意契約（いわゆる3号随意契約）<sup>127</sup>による。特定随意契約としている理由は、以下のとおりである。

- ・ 平成25年10月の事業開始以降、札幌連に事業を委託しているが、市内10区（各区1か所）の会場運営を所在区の区母連が中心となって行うことで、10区の連携が円滑で効果的なものとなり、開催回数や参加児童数等の実績が十分にあげられている。
- ・ 当事者団体であるからこそ、参加児童や親からの相談に親身に応じることができ、参加者との信頼関係の構築につながっている。平成30年度も札幌連に事業を委託することにより、より安定した運営が行えると考えられ、また、就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対してその就労の機会を提供することが可能となる。

(イ) 同事業は、事業開始年度である平成25年度から平成29年度までは、公募型プロポーザル方式<sup>128</sup>により事業者の公募がなされた上で、札幌連との特定随意契約を締結

---

<sup>126</sup> いずれも、市・関連団体HPで公表されている情報をもとに整理。

<sup>127</sup> **3号随意契約**：地方自治法施行令は、随意契約によることができる場合を9つの要件に該当する場合に限定している（167の2I）。このうち、障害福祉等の増進という一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるものとしているのが、同項3号であり、同号に基づく随意契約をこのようにいう。3号随意契約の締結は、公表されることとなっている（市契約則12の2）。なお、本文に関し、同号の該当部分は次のとおりである。「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約」。

<sup>128</sup> **公募型プロポーザル方式（公募型企画競争）**：複数の者から提出を受けた実施方針・体制等に関する提案書類の良否を審査し、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）及び複数の者から提出を受けた企画案の良否を審査し、優れた企画案を選ぶ方式（コンペ方式）を「企画競争」といい、そのうち参



していた。しかし、平成 30 年度において、公募型プロポーザル方式が採用されていない。

なお、この理由について担当課に照会したところ、本事業は、ひとり親家庭または寡婦に対して、就労の機会に寄与するものであり、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法において、母子家庭の母又は父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努めるものとしていたため<sup>129</sup>、3号随意契約としている旨の説明を受けたが、公募型プロポーザル方式を採用しない理由になっていない。

(ウ) 本事業は「学習支援」が主要業務であるが、「学習支援」という業務それ自体は、競争入札に適しない事業とはいえない。

しかし、本事業は「ひとり親家庭」への学習支援を通じて、ひとり親家庭の社会福祉の向上を目指すものであることから、参加児童との信頼関係の構築も求められる。そのため、競争入札による価格の有利性のみを優先しては、事業の目的が達成できないおそれも否定できない。

したがって、本事業について一般競争入札ではなく特定随意契約としたこと自体は、不適切とまではいえない。

(エ) もっとも、札母連を特定随意契約の相手方とした点については、下記のとおりの問題点が挙げられる。

a 本市は、3号随意契約の対象について、契約管理担当局長通知において「就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対して、その就労の機会又は就労に必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約」を挙げている<sup>130</sup>。また、同通知において、「3号随意契約による契約は、機会均等、透明性及び公平性に配慮する必要があります。年度内の発注数、受注可能者数などを勘案し、安易に3号随意契約によることなく、均衡のとれた発注に努めてください。」と注意喚起している。

契約の相手方が母子・父子福祉団体であったり、ひとり親に関連する施策だからといって、安易に3号随意契約とすべきではない<sup>131</sup>。

---

加する者を公募する場合を「公募型企画競争」という（札幌市役務契約に係る企画競争実施要領 2 条）。なお、企画競争により選定した契約候補者との協議が整ったときは、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとしてされている（同要領 15 条 2 項）。

<sup>129</sup> 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法 1 条、6 条

<sup>130</sup> 「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき随意契約による場合の事務手続について（通知）」札幌管第 42 号（平成 26 年 4 月 3 日付契約管理担当局長通知）

<sup>131</sup> なお、母子寡婦福祉団体に関する随意契約の相当性が争われた裁判例としては、岡山地判平成 16 年 2 月 25 日（判例地方自治 267-55）がある（岡山県が財団法人との間で随意契約の方法により清掃業務委託契約を締結したことが違法であるとして、財団法人に不当利得返還を請求した住民訴訟の事例）。同裁判例では、①母子家庭の母及び寡婦に対する就業場所の提供を目的とする契約は競争入札に適さないものであることを認めた上（随意契約の相当性）、②同財団法人における母子家庭の母及び寡婦の常用従業員の割

b 他政令市では、母子寡婦福祉団体ではなく、民間企業が委託を受けている事例もある（相模原市）<sup>132</sup>。また、同じ学習支援事業としては、本市の「札幌市まなびのサポート事業」<sup>133</sup>があるが、同事業は令和2年度において、公募型プロポーザル方式を採用している。これらを考えると、本事業を担うノウハウのある事業者は必ずしも札幌連に限られない。

本市も、平成29年度までは公募型プロポーザル方式を採用していた。随意契約を前提とする場合であっても、公募型プロポーザル方式のように、より機会均等や競争性を担保し得る方法を選択することにより、随意契約の相当性を一層よく担保しうる。

c 平成28年度から平成29年度においては、参加児童延べ数は増加しているが、平成29年度の実績は、平成27年度実績には到達しておらず、後記のとおり、各区の実績にもばらつきがある。そのため、随意契約の相手方としての選定理由に「実績が十分に上がっている」ことが挙げられているものの、そのように評価しうるかどうか疑問である。

d 以上、本市が説明する前記イ(ア)の理由のみでは、競争性・公平性を犠牲にしてまで3号随意契約とした理由として不十分であり、疑義が残る。

次年度以降は、母子または寡婦に対する就労場所提供の必要性和、機会均等ないし競争性・公平性の担保との均衡、及び本事業の実績向上の必要性等を勘案し、3号随意契約とする根拠・理由について見直しを行ったうえ、少なくとも公募型プロポーザル方式の採用（復活）を検討すべきである（指摘）。

---

合は、平成9年度から平成13年度まで、40パーセント前後と、私企業と比較して高い割合であるといえることなどから、本件清掃業務委託契約の相手方として同財団法人会を選定したことは裁量の範囲を逸脱しているとはいえないとして（相手方選定の相当性）、本件契約は適法と判断した。もっとも、②の判断にあたっては「平成8年度ないし平成13年度において、上記財団法人の理事の過半数は、配偶者のない女子ではないから、母子及び寡婦福祉法所定の母子福祉団体の要件を満たさないこと、従業員の流動性が高いため、母子家庭の母及び寡婦以外の者を雇用せざるを得ないとしても、平成14年度のように、母子家庭の母及び寡婦を常用従業員として高い割合で雇用し、パート従業員は、常用従業員を補うという態勢が可能であるのに、平成9年度から平成13年度までの被告愛染会における母子家庭の母及び寡婦の常用従業員の割合は、40パーセント前後にとどまっていたことなど、被告愛染会が、母子家庭の母及び寡婦に対して県庁舎等の清掃業務を委託するために設立された外郭団体であることを考慮すれば、本件清掃業務委託契約の相手方の適格性について問題がないわけではない」との判示がなされている。この裁判例では、「母子寡婦福祉団体」と標榜しているのみならず、母子・寡婦の従業員の割合や、設立経緯など、実態を踏まえて相手方選定の相当性を判断しており、相手方の選定にあたって参考になるものとする。

<sup>132</sup> [http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/014/325/2019/zigyoun\\_kekka.pdf](http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/014/325/2019/zigyoun_kekka.pdf)

<sup>133</sup> 生活保護世帯及び就学援助利用世帯の中学生を対象とした学習支援事業（通称：まなべえ）であり、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に委託している。

## ウ 委託契約の内容について

(ア) 要綱では、本事業の実施報告として、毎月「ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実績報告書」（以下「実績報告書」という。）の提出を事業受託者に求めている（要綱 10 条）。また、本委託契約書では、「受託者は、開催日、出席者及び相談件数等、委託業務の成果」について各月報告を行うとされている<sup>134</sup>。

この実績報告書は、各区毎に、開催日（時間）、対象児童数、参加ボランティア数、生活相談件数、進路相談件数のほか、研修実施日時・参加者数・研修の主なテーマを記載するのみとなっている。ボランティアの出勤簿等は提出されていないため、ボランティアの業務実績を確認することはできない。また、参加児童の年齢であるとか、実人数を直ちに把握することもできない。

(イ) 平成 30 年度における各区の実績報告書によると、例えば清田区の平成 31 年 3 月分実績報告書と平成 31 年 2 月分実績報告書においては、出席児童より参加した学習支援ボランティアの人数が上回っている日が 9 回中 7 回認められた<sup>135</sup>。

学習支援ボランティアは対象児童 3 名につき 1 名配置するとされている<sup>136</sup>。出席する予定であった児童が当日キャンセルしたために、出席児童よりも学習支援ボランティアの数が上回ったという事態も考えられるが、実績報告書上は、これらの事情の有無は明確ではない。

本事業におけるボランティアは有償であることに照らせば、ボランティアが児童数を上回る事態が常態化し、実質的には業務に従事しないボランティアも費用を受領するとなれば、無駄な支出との疑念が生じかねない。

さらに、要綱 6 条 3 号においては「事業受託者は、ボランティアリーダー及び学習支援ボランティアに対し、必要に応じ、研修を年 1 回以上実施する。」と定められているところ、例えば、実績報告書のうち、清田区の平成 31 年 3 月分報告書、中央区の平成 31 年 3 月分報告書では、研修の参加者数がそれぞれ「2 人」と少なく、「（研修の）主なテーマ「事業概要・方針・意見交換」と記載されているのみであるため、効果的な研修が実施されているかどうか、検証ができない。

(ウ) 担当課は、「本事業の委託契約は、仕様で定める体制を整えて学習支援を実施することを求めているものであり、参加者数及びボランティアの人数等に関しては毎月定期的な報告を受けているが、ボランティアへの費用の支払に関して報告は求めている

<sup>134</sup> 本委託契約 9 条 1 項

<sup>135</sup> 例えば、3 月 2 日は児童数 1 人に対し参加ボランティア 4 人、2 月 12 日においては児童数 2 人に対し参加ボランティア 4 人。なお、いずれも生活相談や進路相談は 0 件である。

<sup>136</sup> 札幌市ひとり親家庭等学習ボランティア事業運営業務仕様書による。

い」として、ボランティアリーダー及び学習支援ボランティアへの費用の支払状況については審査していない。

(エ) また、担当課は、「当該委託契約では、仕様で定める体制を整えて学習支援を実施することを求めているものであり、参加者数及びボランティアの人数等に関しては、毎月定期的な報告を受けているが、保険料及び教材費の支払に関して報告は求めている」として、本事業における保険料及び教材費の支払状況については審査していない。

(オ) 特定随意契約においては、競争原理が働かず、特に複数年にわたり同一者が受託している場合は、契約価格の適正性・相当性について、一層慎重かつ厳重な手続により審査する必要性が高い。

特に、平成 30 年度において、前記(イ)のように無駄な支出とも疑われかねない事象が生じていることからすれば、次年度以降の委託事業費の積算を適切に行うためにも、支出実績を慎重に審査する必要性が高い。

本事業においては、少なくとも、学習支援ボランティア等関連スタッフの出席簿や参加児童の出席簿、報酬支払状況がわかる資料、保険料・教材費の支出を裏付ける資料等について、支出実績の報告を求めることとし、これら事項の報告を求める条項を本事業の委託契約に加えるべきである（意見）。

(カ) また、本市は、本件事業にあたり人件費、会場費、保険料、教材費といった費目を積算の上、委託費を支出しているが、事業年度終了時に精算を行っていない。

平成 30 年度においては、平成 29 年度に比べて実績が落ちているが、事業費はほぼ同じ（約 649 万円）であるから、事業費が過大に支払われているという疑義も生じかねない。

本市は、本事業が適切に履行された否かについて慎重に審査した上、不必要な支出が発生している場合には、委託先に対し是正を促し、または必要に応じて精算を行うべきである（意見）。

## エ 実績向上に向けた取り組みについて

(ア) 前記のとおり、平成 30 年度利用実績は、平成 29 年度よりも落ち込んでいる。また、本市の第 4 次ひとり親家庭等自立促進計画によると、本事業を「利用したことがある」世帯は母子世帯が 2.7 パーセント、父子世帯が 0.6 パーセント、本事業を「知らない」と回答したのは母子世帯が 57.6 パーセント、父子世帯は 76.0 パーセントにのぼる。本事業の認知度を速やかに向上させなければならない（意見）。

(イ) もっとも、本事業の効果を検証したり、認知度向上の取組を検討するにあたり、本事業のターゲットや目的と見合った事業内容や広報となっているかの見直しも必要と考えられる。

すなわち、本事業の実績は、各区によりばらつきがある。本事業の実績報告書によると、例えば、清田区（平成31年2月・3月）においては登録者が20人であるのに対し出席者は1ないし5名、中央区（平成31年2月・3月）においては登録者が36人であるのに対し出席者は10人ほどとなっており、出席率は低調である。利用者のニーズにあった開催方法・内容ではない可能性も窺える。

また、特に中学生については、前記「まなびのサポート事業」と対象世帯が重複する可能性がある。「まなびのサポート事業」では、進路・生活相談も実施するなど、本事業との類似点も見受けられる。さらに、「まなびのサポート事業」は生活困窮世帯を対象としているため、対象者の母数が本事業よりも大きく、開催場所も10区40会場であり、本事業に比べて大規模な事業となっている<sup>137</sup>。

本事業は、ひとり親家庭の福祉向上という目的があり、費用対効果の観点のみで議論されるべきではないが、実績向上が見込めない一方で、ひとり親家庭の中学生については本事業ではなく「まなびのサポート事業」を活用している割合が高いとすれば、本事業の規模を縮小する必要性が生じることは否定できない。

本市は、他政令市の実施状況や本市の実態を調査した上、具体的な数値目標の設定を行うとともに、利用者のニーズにあった開催方法・内容となっているかを検討し、必要に応じて事業のあり方の見直しを行うべきである（意見）。

(19) 災害遺児手当支給費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	手当給付係
事業（費）名称	災害遺児手当支給費			新規・レベルアップ・ <b>その他</b>	
予算額	5,424（千円）	決算額	5,144（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	交通災害等により、父もしくは母またはこれらに代わる養育者を失った（重度障害を含む）義務教育終了前の遺児を扶養している者に対し、災害遺児手当、入学等支度資金の支給を行う。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	支出手続等が合規的になされているか。 制度の運用に関して、公平性・透明性が担保されているか。				
監査の手續・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

<sup>137</sup> [http://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/hoshi-bosyu/manabi\\_syokai2019.html](http://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/hoshi-bosyu/manabi_syokai2019.html)

## 監査の結果

### ア 本事業の実績等

本事業は、札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金支給条例<sup>138</sup>（以下、本項において「本条例」という。）に基づき実施する事業である。災害遺児手当（遺児1人につき月額4,000円）は、義務教育終了までの遺児を扶養している保護者に、入学等支度資金（遺児1人につき1回20,000円）は、遺児が小中及び高等学校に入学する際、又は中学校卒業後就職する際に当該遺児を扶養している保護者に、それぞれ支給される。平成30年度の受給者数は68世帯（災害遺児手当の対象児童数は97人、入学等支度資金の対象児童数は32人）である。

### イ 監査の結果

#### （ア） 運用の実態

災害遺児手当の申請・支給手続は各区の事務分掌であるところ、具体的な運用については、札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金事務取扱要綱、札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金事務取扱要領に定めがある。

また、本市内部の基準として、災害遺児手当及び入学等支度資金の支給に関する審査基準（以下、本項において「審査基準」という。）が設けられており、「遺児」「保護者」「災害」など本条例上の規定の具体的な定義については、同基準に基づき運用されている。

#### （イ） 平成30年度における審査基準の改訂

a 本条例において、「遺児」とは、「交通災害、労働災害その他不慮の災害により、現にその者を扶養していた父若しくは母又はこれらに代わる養育者を失った（第6号に規定する身体障害者となった場合を含む。）児童をいう」と規定されている（2条1号）。

また、同条が引用する2条6号では、「身体障害者」の定義として、「災害により障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級及び2級になった者をいう。」と規定されている。しかし、本条例上「精神障がい」を負った場合に関しては明確な規定がない。

<sup>138</sup> [http://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w\\_reiki\\_nonframe/H346901010028/H346901010028\\_j.html](http://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w_reiki_nonframe/H346901010028/H346901010028_j.html)

b 平成 30 年度において、重度の精神障がいを負ったケースで申請相談がなされたことを契機として、身体障がい者手帳 1 級及び 2 級と同程度以上と認められる場合（主に精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当するもの）も支給対象に含めることとされ、審査基準が改訂された。

(ウ) しかし、審査基準の変更は改訂されたものの、本条例や前掲要綱・要領の改訂はなされていない。審査基準の明確化や運用の統一化を徹底するため、審査基準の改訂があった場合には、要綱・要領の記載内容についても、速やかに見直すべきである（意見）。

なお、所管課からは、今年度中に要領に審査基準の内容を付加する形で改正を行い、同基準の規定化、内部規律の合理化を図る予定であるとの説明を受けたことを付記する。

ウ 本条例との整合性について

前記のとおり、平成 30 年度において、主に精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する者も支給対象となる旨、審査基準が改訂された。本条例上「精神障がい」を負った場合に関しては明確な規定がないことから、審査基準の改訂は本条例と整合しないおそれがある。

したがって、主に精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する者も支給対象とすることについては、本条例に明記されるべき事項と考える。要綱・要領の変更にとどまるものとしてよいのか（本条例変更の必要性がないかどうか）、本条例を執行する所管課として検討することが望ましい（意見）。

(20) 児童扶養手当費、児童扶養手当支給事務費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	手当給付係
事業（費）名称	児童扶養手当費、児童扶養手当支給事務費		新規・レベルアップ・ <u>その他</u>		
予算額	9,853,986（千円）	決算額	9,467,582（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	（児童扶養手当費） 離婚・婚姻によらない出生、もしくは父親又は母親が死亡・重度の障がい・拘禁等の状態にある場合などで、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を監護している母親や、生計を同じくしている父親又は養育者に手当を支給する <sup>139</sup> 。 （児童扶養手当支給事務費） 第 1 号法定受託事務である児童扶養手当の認定や支給に必要な事務費				

<sup>139</sup> 札幌市児童扶養手当事務取扱要綱

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員の時間外手当</li> <li>・ 各種申請書、通知書の発注やトナーの購入</li> <li>・ 現況届封入封緘等業務委託</li> <li>・ 障がい判定医派遣に伴う市立病院負担金</li> </ul>
<p><b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b></p> <p>児童扶養手当返還金の徴収及び管理事務が、合規的、効果的に行われているか。</p> <p>児童扶養手当申請受付後の事務処理が適切に行われているか。</p>
<p><b>監査の手続・方法</b></p> <p>■ 関連簿冊の査閲    ■ 担当者ヒアリング    □ その他</p>

## 監査の結果

ア 児童扶養手当返還金（児童扶養手当法第 23 条の規定に基づく返還金を除く。）の徴収事務について

(ア) 児童扶養手当返還金の概要

a 児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の父又は母などの養育者に支給される手当である（児童扶養手当 1）。

b 児童扶養手当返還金の発生及び性質

児童扶養手当の額は、所得に応じて決定されるため、所得税の修正申告等により受給者の所得が増額した場合には手当の額が減額される。また、手当の支給開始後に、受給者が当該児童を監護していないことが判明するなど、支給対象者とならないことが判明した場合には児童扶養手当は支給停止となる。このように、児童扶養手当の支給開始後にその支給額が過払いである事実が発覚した場合には、児童扶養手当返還金が発生する（以下、単に「返還金」という）。

返還金には、「偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた」者に対する返還金（児童扶養手当 23）と、前記のような事由により後に過払いであることが発覚した場合に発生する返還金の 2 種類があり、前者は強制徴収公債権であるが、後者は非強制徴収公債権である。前者については、監査手続の範囲内において、格別不適切な点を認めることはできなかったため、以下では、後者を対象とする。

c 返還金の徴収事務の法令上の取り扱い

返還金が発生した場合、これを調定し、納入義務者に対し納入の通知をしなければならない（地自法 231）。納入期限までに納付しない者があるときは、期限を指定し



て督促を行い（地自令 171、市債権管理条例 7）、督促をした後相当の期間を経過してもなお支払われない場合には、担保権の実行の手続、強制執行の手続、訴訟手続といった措置をとらなければならない（地自令 171 の 2、同条例 10）。

(イ) 返還金の発生及び徴収状況

本市における返還金の発生及び徴収実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度（平成）		調定額	収入額	収入未済額	徴収率	不納欠損額
26	現年度	53,403	31,579	21,824	59.1%	12,834
	過年度	123,304	6,520	103,950	5.3%	
27	現年度	54,038	19,912	34,126	36.8%	16,287
	過年度	125,780	1,764	107,729	1.4%	
28	現年度	49,610	31,821	17,789	64.1%	18,044
	過年度	141,854	1,400	122,409	1.0%	
29	現年度	35,125	22,612	12,513	64.4%	16,339
	過年度	140,199	1,209	122,650	0.9%	
30	現年度	32,660	16,607	16,053	50.8%	24,652
	過年度	135,163	1,592	108,919	1.2%	

返還金の発生及び徴収実績について、比較可能な他自治体のデータに接することができなかった。ここでは、大阪市の返還金の発生及び徴収実績を参考までに示す<sup>140</sup>。

(単位：千円)

年度（平成）		調定額	収入額	収入未済額	徴収率	不納欠損額
26	現年度	63,550	33,433	30,117	52.61%	11,108
	過年度	170,231	13,997	156,234	8.22%	
27	現年度	71,154	42,034	29,120	59.07%	9,475
	過年度	175,243	20,590	154,653	11.75%	
28	現年度	62,869	34,407	28,462	54.73%	4,005
	過年度	174,298	18,509	155,789	10.62%	

(ウ) 本市の徴収事務の現状について

本市が実施している返還金に係る徴収事務は、督促状の送付と電話による督促、年に 1 回程度の催告書の送付が現状である。

<sup>140</sup> 平成 29 年度大阪市包括外部監査結果報告書「『こども・子育て』にかかる事業の管理及び財務事務の執行について」58 頁による。

(エ) 徴収事務の充実の必要性

a 返還金の徴収については、前記のとおり、通知及び督促をした後は、担保権の実行、強制執行や訴訟手続といった措置をとらなければならないが、本市の徴収事務の現状は前記のとおりであり、督促以降の措置がとられていない点で、法令及び条例が予定している徴収事務を懈怠しているものであり、合規性の観点から問題がある（指摘）。

債権回収事務を弁護士や債権回収会社に対し委任（委託）することや、支払督促や少額訴訟を含む訴訟提起の措置をとるなど、法令が予定している実効性のある徴収方法を実施する必要がある。

b 本市と大阪市の徴収率を比較した場合、現年度分については大差がなく、本市の徴収率の方が上回っているとも評価できるが、過年度分の徴収率については圧倒的に本市が低い。

大阪市においては、「児童扶養手当返還金事務処理要領」を作成し、各区担当者に周知し、毎年6月に区役所の徴収事務担当者対象の研修を実施し、徴収事務に関する指導をしているという。また、口座振替制度についても平成27年度は9.8パーセント、平成28年度は7.5パーセントと利用度は高くはないが利用実績があるほか、来庁時に口頭にて催告を実施し、訪問催告・電話催告を実施するなど、本市に比べて徴収事務の充実化が図られている<sup>141</sup>。これらの回収努力の差が過年度分における徴収率の大きな差として現れているものと考えられる。

本市でも、他自治体の取組を参考に返還金の徴収率向上を目指されたい。

(オ) 口頭による債務承認の事務取扱について

返還金債権については、相当長期間にわたって繰越されているものが多く認められる。その中には債務者が口頭で債務承認をしたものも多く含まれている。こうした口頭の承認のみで消滅時効の中断があったと取り扱うこと自体は誤りではないが、仮に消滅時効を援用された場合、中断の立証は困難である。結局のところ、債権管理を継続していただけないという無用な事務を行なっていたという帰結になりかねない。

したがって、一部弁済などの外形的行為を伴わない純粋な口頭による債務承認や支払猶予要請に関しては、できる限り速やかに債務承認書面を徴取するように留意すべきである（意見）。

<sup>141</sup> 前掲平成29年度大阪市包括外部監査結果報告書59・60頁

(カ) 辞退者に誤解をさせない事務について

返還金の発生事由として、「辞退」とされているものが若干件数認められた。受給者本人から過去に遡って辞退の申出があり返還金が生じたものであるが、過去に遡って辞退するとわざわざ申し出て返還金を発生させた者が、当該返還金を支払わずに、最終的に不納欠損処理に至ったものであり、無駄な事務負担が増加したに過ぎない。

これは、受給者が辞退した場合、返還金が生じることを理解していないことに起因している可能性もあるため、辞退を申し出た受給者に対しては、そのことを丁寧に説明すべきである（意見）。

イ 申請に対する対応について

(ア) 南区において認めた事象であるが、児童扶養手当受付簿（以下、単に「受付簿」という。）の記録上、平成30年10月31日に受付された申請につき、令和元年6月21日に不足書類提出なしという理由により却下されているケース等、受付から相当長期間経過して処理されているものがある。

申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない（行政手続7）。早期に処理をする必要がある（指摘）。

(イ) 申請がなされてから処分をするまでの標準処理期間を定めることは努力義務とされているにとどまるが（行政手続6）、本市では受理日より2か月間を標準処理期間として定めている（札幌市児童扶養手当事務取扱要領（以下「児童扶養手当要領」という。）25条）。

しかし、更に進めて、標準処理期間を定め、ウェブサイト公開している自治体も多数存在するところであり<sup>142</sup>、申請者の便宜のため、標準処理期間を公開することが望ましい（意見）。

(ウ) 前掲受付簿には、受理年月日の未記載が多数認められた。受付簿の受理年月日欄は、申請を受け付けたものの不足書類がある場合に、後日、不足書類の追完により書類が完備した日付を記入する欄として設けられたものであるが、本庁への進達日を処理経過の欄に記入することにより、処理完了の把握はできることから、受理年月日欄を記入する必要性に対する意識が乏しく、未記載が多い状況という。

---

<sup>142</sup> 例えば、横浜市は、児童扶養手当の受給資格及び額の認定について60日、増額改定について60日と定め、ウェブサイト公表している。<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyoseikansa/jorei/gyose/shorikikan/bukyoku/kodomo.html>

(エ) しかしながら、同じく受付簿に設けられている「補正通知等送付日」の欄も未記載のケースが多い。このため、受付日から本庁への進達日までの経過が把握困難となっている。すなわち、補正依頼をした結果、進達日が遅くなったのか、それ以外の理由によるものなのかを判別できない。

この問題は、受付簿という紙ベースで管理されている簿冊の状況であるが、本市では、受付簿とは別にシステムにて受付簿に記入すべき事項を記録している。このため、情報管理上は問題はなく、受付簿（簿冊）にも全て記入をすれば、二重に管理するという状況になり、事務負担が増えることから、受付簿（簿冊）の全ての欄に記載する必要はないという。

児童扶養手当要領には「受付処理簿の補正処理欄に補正通知書の送付年月日を記入すること」（6条3項）等の規定があるが、同要領が準拠している「児童扶養手当市町村事務取扱準則」（厚生労働省児童家庭局長通知）の解釈としては、受付簿は紙ベースで管理するものに限らず、システム上での管理でも足りるとされている。

もっとも、そのように理解すると、紙ベースで管理されている受付簿の意義が希薄化するうえ<sup>143</sup>、二重管理の事務負担は現状では解消されない。そのため、紙ベースで管理されている受付簿の取扱いについて、その位置付けを明確にし、効率的な事務遂行が可能となるよう検討されるべきである（意見）。

なお、本市では、今後、紙ベースで管理されている受付簿の使用は各区の任意とし（事前相談記録用等）、システムで管理されているものが正式な受付簿であるという位置付けを明確にする運用に変更することを検討している旨の説明を受けた。

(21) 災害遺児基金造成費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	手当給付係
事業（費）名称	災害遺児基金造成費			新規・レベルアップ・ <b>その他</b>	
予算額	3,000（千円）	決算額	8,034（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	災害遺児基金造成に係る経費を計上し、事業運営を行う <sup>144</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	基金の管理・運用は適正になされているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

<sup>143</sup> 現状を前提とする限り、児童扶養手当受付簿（児童扶養手当市町村事務取扱準則上では受付処理簿）の存在形式は文書であって、システム上のデータではない。したがって保存義務（2年間（昭和47年8月7日児企第31号「児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務関係書類の保存期間等について」別表2））の規制が及び、情報開示の対象となる。システム・データで管理していることは、かかる文書の記載の不完全性を免責するものではないことに留意すべきであろう。

<sup>144</sup> 札幌市基金条例、札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金支給条例

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

### (22) 児童手当費、児童手当支給事務費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	手当給付係
事業（費）名称	児童手当費、児童手当支給事務費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	26,568,381（千円）	決算額	26,237,856（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	（児童手当費） 児童手当費（15歳到達後最初の年度末までの児童を養育する父母等に支給される手当） <sup>145</sup> 。 手当額は、3歳未満の児童は一律15,000円、3歳から小学校終了前の児童は第1・2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円。所得制限該当者は一律5,000円。施設入所等児童の場合は3歳未満一律15,000円、それ以外は一律10,000円である。 （児童手当支給事務費） 第1号法定受託事務であるその認定・支給に要する事務費 ・担当職員の時間外手当 ・封筒印刷費用、事務用品の購入、郵送費、現況届等の封入封緘業務等				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の執行が適正になされているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内においては、不適切な点はなかった。

### (23) マイナポータルを活用した子育て電子申請サービス

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	手当給付係
事業（費）名称	マイナポータルを活用した子育て電子申請サービス		新規・レベルアップ・その他		
予算額	3,200（千円）	決算額	1,967（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要					

<sup>145</sup> 札幌市児童手当事務取扱要綱

国が整備を進めているマイナポータルを活用した電子申請を導入する。電子申請の分野は、現状では、子育て分野のみとなっており、具体的には「児童手当」「児童扶養手当」「保育」「母子保健」である。平成30年度においては、「児童手当」「児童扶養手当」及び「保育」の電子申請の導入を行う。なお、平成29年度中に本庁部局において電子申請データの受け取りを行えるよう整備し、平成30年度から各区保健福祉課及び健康・子ども課にて電子申請データを受け取れるよう整備を進める。

**監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）**

契約手続は合規的になされているか。

**監査の手続・方法**

関連簿冊の査閲  担当者ヒアリング  その他

**監査の結果**

ア 本事業の実施に伴って、各区に設置すべきパソコン20台を購入するにあたり、一般競争入札が行われたところ、その過程において下記事象が認められた。

- ・ 予定価格の積算にあたっては、2種の適合品につき、それぞれ2社（A社、B社）から参考見積書を徴取した。
- ・ 本市は、より低い価格であったA社の参考見積書をもとに、予定価格を決定した（なお、見積額の比較は、A社がB社よりもいずれも40ないし50万円ほど低い金額であった。）。
- ・ その後、A社のみが入札に参加した。A社は、前記参考見積価格よりも更に低額の見積書を提出し、落札した。

イ これらの手続に瑕疵はない。しかし、複数の業者から参考見積を徴取していたとしても、仮に、参考見積を徴取する業者が固定化し、常に同一の業者が低額の参考見積を提出したり、参考見積を徴取した業者と落札業者が固定化していれば、予定価格の公平性・秘密性に反するリスクが高まる<sup>146</sup>。

ウ 本事象については、A社の参考見積価格（すなわち予定価格）よりも低い金額で落札していることから、直ちに不適切とはいえないが、前記のリスクを回避するため、予定価格の決定にあたっては、(i)市場価格の調査結果については、記録化する<sup>147</sup>、(ii)参

<sup>146</sup> 予定価格の設定は、公正性、秘密性が損なわれないよう厳格に行わなければならないとされている（本市契約事務ハンドブック（物品等・管理編）10頁）。

<sup>147</sup> 札幌市契約規則7条（予定価格の決定）には、以下の定めがある。

1 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、当該入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成して封書にしたうえ、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

考見積を依頼する業者が固定化しないよう留意する、(iii)固定化し、又はそのおそれがある場合には、第三の業者の参考見積も積極的に取得することに留意することが望ましい（意見）。

(24) 地域子育て支援推進費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て支援推進担当係
事業（費）名称	地域子育て支援推進費			新規・レベルアップ・ <u>その他</u>	
予算額	49,000（千円）		決算額	48,085（千円）	
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
<b>事業（費）概要</b> 乳幼児を持つ子育て家庭を支援し、地域における子育て支援環境の整備を図ることを目的とする事業であり、具体的には、以下の事業を行う <sup>148</sup> 。 ① 地域における支援の場の充実(地域づくりの推進、子育てサロン支援) ② 人づくり(子育て支援者の育成、次世代育成支援、普及啓発) ③ 子育て家庭への支援(子育て家庭への情報提供、仲間づくり) ④ さっぽろ子育て情報サイト、さっぽろ「子育てアプリ」の保守費用					
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b> 業務委託契約の契約方式は合規的か。 契約の履行確認が適正になされているか。					
<b>監査の手続・方法</b> <input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他					

監査の結果

ア 「子育てアプリ」保守管理業務委託契約の方式について

子育て情報サイトの保守管理業務は、A社と特定随意契約により業務委託がなされている（以下「本契約」という）。本契約について随意契約を選択した根拠としては、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」ことを挙げ（地自令167の2I②）、同社がシステムの特性や各機能の実態をプログラムレベルで細部に亘って正確に把握をしておき、システム全体を総合的に理解している点を主な理由とした。他方で、同社は、本契約を結んだ直後、定期的なシステム改修と深刻なシステムトラブルの対応業務について、B社に再委託を行なっている。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う売買、供給等の契約に係る場合であって、価格の総額を決定できないときは、単価について、その予定価格を定めることができる。

3 前2項の規定により予定価格を定める場合には、その物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

<sup>148</sup> 札幌市地域子育て支援事業実施要綱

「子育てアプリ」保守管理業務のうち、再委託先である B 社が行う定期的なシステム改修やシステム・トラブルへの対応業務は、本契約上、A 社に対する委託業務のうち重要な一部を占めると考えられる。その重要な一部を自ら履行できない相手方（A 社）と随意契約を締結するには、その相手方が業務の一部を履行できないデメリット以上に、なお当該相手方と契約することによるメリットがある場合に限られると解される。

この点、本市によれば、B 社は「子育てアプリ」システムの基幹部分を開発した者であるが、北海道内に拠点がなく、本市の指名業者になる意思もないことから、北海道内に窓口を有する A 社と本契約を締結したという（なお、A 社と B 社は業務提携関係にあるようである）。すなわち、本来的には、本市は基幹部分を開発した B 社と直接に本契約を締結すべきところ、同社が指名業者でなく、その意思もないことから、A 社を介したというのが根本的な理由であった。

本市の説明によっても、A 社と随意契約を結ぶ根拠に乏しく<sup>149</sup>、本契約については、競争入札に付すことを検討されたい（指摘）。

#### イ 納品場所の確認について

「子育てアプリ」のダウンロードを促進するためのチラシ制作について、特定業者に委託がなされ、納品先は各区と指定されていた事象について、受託業者から交付された納品書は、各区ではなく本市宛てになされていた。このため、制作委託したチラシが各区に納品されたかが確認できなかった。

本市からは、受託業者から納品書と併せて、各区担当者の受領印のある受領証が交付されていたが、納品検査終了後は処分し、現存していない。本来は納品書とともに保存すべきものであった（今後は関係書類と合わせて保存することを徹底するとの説明があった）。

仕様書に記載された場所に納品がなされたことが事後的にも確認できるよう関係書類の保存を徹底されたい（意見）。

#### (25) 子育て援助活動支援事業費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て支援推進担当係
事業（費）名称	子育て援助活動支援事業費			新規・ <u>レベルアップ</u> ・その他	
予算額	38,000（千円）		決算額	36,407（千円）	
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要					

<sup>149</sup> 随意契約と再委託の適正化：平成 18 年 8 月 25 日公共調達適正化について（財計第 2017 号財務大臣通知）は、随意契約と再委託の適正化を図るための措置に関し、「契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争性を許さない」として随意契約を締結したものについて、（再委託の）承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない」とする。すなわち、再委託の態様によっては、随意契約とした根拠が失われる場合も存することを示す。



<p>子育てと仕事の両立を支援するため、支援を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)とが会員組織をつくり、地域で、子育て家庭を支援する仕組みを運営する事業である(札幌市ファミリー・サポート・センター事業)。日常的な預かりを行う「さっぽろ子育てサポートセンター」<sup>150</sup>と緊急時や病児・病後児預かりを行う「札幌市こども緊急サポートネットワーク」<sup>151</sup>の2つの事業を実施し、利用料の補助も行っている。</p>
<p><b>監査の重点・着眼点(検討を要するリスク)</b></p> <p>業務委託契約における手続は合規的かどうか。</p> <p>行政財産目的外使用許可及び使用料免除の手続は合規的かどうか。</p> <p>補助金交付手続は、適正かどうか。</p>
<p><b>監査の手続・方法</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他</p>

## 監査の結果

### ア 競争入札の検討について

(ア) 本市は、こども緊急サポートネットワーク事業(以下、本項において「本事業」という。)について、NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ(以下、「北海道子育て支援ワーカーズ」という。)と業務委託契約を結んでいる(以下「本契約」という)。契約については、競争入札によらず、特定随意契約を採用した。

(イ) 本契約について随意契約を選択した根拠としては、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」ことを挙げ(地自令167の2I②)、具体的には、北海道子育て支援ワーカーズは、国から同様の事業について業務委託を受けた経験がありノウハウもあること、また本市においても実績があることを主な理由とする<sup>152</sup>。

<sup>150</sup> [https://www.sapporo-shakyo.or.jp/service/support\\_center/](https://www.sapporo-shakyo.or.jp/service/support_center/)

<sup>151</sup> こども緊急サポートネットワーク事業実施要綱

<sup>152</sup> 見積参加者選考調査には、随意契約の理由として、以下の記載がある。「本事業は、本市の子育て援助活動支援事業の中核の一つとして公共性が高く、事業の運営にあたっては、病児・病後児預かりや、宿泊を伴う預かりに対応するスキルを持った人材の確保及び事業を継続していくことが重要である。上記団体は、平成17年度から平成21年度まで厚生労働省から、平成22年度から平成28年度まで本市から委託を受け、事業を実施してきたため、市民が安心して利用できる仕組みを築くとともに、緊急時や病児・病後時預かり、宿泊を伴う預かりに関して様々なノウハウを培ってきており当該事業に精通している。当該事業は、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりを実施している数少ない事業であり、現行のサービス内容を維持し、安定した運営を継続していくためには、同団体が有する規模の提供会員数が必要不可欠であると考えられる。なお、平成17年度からの厚生労働省の委託事業の受託以来、安定した会員数を確保し、活動回数を増加させる実績をあげている(平成30年1月末現在の会員数は提供会員324人、依頼会員4,748人、両方会員11人)。以上により、当該事業を安定し、継続的に提供していくための条件を満たす団体は同団体のみであることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項2号による随意契約を行うこととし、特定により当該業者から見積書を徴して行うことが相当であると考えられる。」

(ウ) 「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」(地自令 167 の 2 I ②)とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合と考えられるが、必ずしもこのような場合に限定されるものではない。競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とは言えないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達する上でより相当であり、ひいては地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も含まれると解される<sup>153</sup>。

本市が示すとおり、北海道子育て支援ワーカーズは本事業に関する経験を有する。他方で、同団体は本事業を履行するために委託費の前払いを受け、後記のとおり、減免された使用料により事務所の提供を受けており、相応の資力、信用があるか疑問があるほか、北海道内他市において同種事業の委託を受けている事業者は、北海道子育て支援ワーカーズ以外にも複数存在するものの、これまで1度も競争入札が実施されたことなく、価格の有利性がどの程度であるかも不明である。

これらの点に照らすと、少なくとも本市が示す理由によっては、北海道子育て支援ワーカーズと契約することが本市の利益増進につながるとは言い切れない。なお、本市は、同団体が有する規模の提供会員数が必要不可欠であるとするが、提供会員(情報)の帰属は、本事業の主体である本市であることから、かかる点は理由とならない。したがって、本委託契約は随意契約の法令上の要件を充足しているとは認められない(指摘)。

(エ) なお、本市は、北海道子育て支援ワーカーズの業務経験を挙げるが、他事業者との優劣について説明が十分とは言えないし、本市が説明する理由による限り、本事業については、北海道子育て支援ワーカーズが、事実上、将来にわたる事業独占を容認してしまう結果をもたらす。

#### イ 行政財産の使用許可と使用料減額

本市は、北海道子育て支援ワーカーズに対し、本市交通局二十四軒庁舎の2階部分(以下、「本件建物」という。)について、行政財産目的外使用許可を行い、使用料を減額している。

<sup>153</sup> 前掲松本英昭「新版逐条地方自治法」(第9次改訂版)924頁参照

本市は、この使用料減免について、本件建物の大部分を本事業に使用しているためと説明しているが、北海道子育て支援ワーカーズにおいては、前記の事業のほか、他自治体のファミリーサポートセンター事業、日常生活支援事業等の事業を実施し<sup>154</sup>、その拠点として本件建物が使用されている。

また、北海道子育て支援ワーカーズは、本市の委託料のみで運営しなければならず高額な賃料負担が難しいことが指摘されているものの<sup>155</sup>、北海道子育て支援ワーカーズの2018年度貸借対照表（2019年3月31日）によれば、年度末において約1,550万円の現預金を有し<sup>156</sup>、使用料を負担できない資産状態とは到底考えられない。

使用料は原則として徴収することとされ、市長が相当の理由があると認めるときは使用料を減免することができるが<sup>157</sup>、前記のとおり、使用料を減額する相当な理由は認められない。本市は、北海道子育て支援ワーカーズから、本件建物の減額のない使用料を徴収すべきである（指摘）。

## ウ 補助金手続の不備

### (ア) 医師による診療情報提供書

本事業の補助金を申請する者は、申請書とともに、医療機関による診療情報提供書を提出することが求められる<sup>158</sup>。ところが、医師資格を有する保護者については、保護者自身で診療情報提供書を記載し、これをもって補助金が交付される事例が認められた。この場合、医師資格証の写は提出される。

医師資格を有する保護者とこれを有しない保護者で手続を異にする点や利害関係人によって診療情報提供書が記載されている点など、問題がないとは言えないことから、一律の取扱いが望ましい。医師資格を有する保護者についても、保護者以外の医師が作成した診療情報提供書の提出を求める運用を検討されたい（意見）。

### (イ) 利用日の確認ができない申請書

本事業に係る補助金申請書の利用日欄に、「平成30年12月~~7-8日~~」（7、8日に二重線）という記載が認められた。申請書自体からは利用日や曜日を確認することが

<sup>154</sup> 北海道子育て支援ワーカーズの2019年度事業計画によれば、本市以外の緊急サポートネットワーク事業、おもちゃフォーラム等、独自の事業を実施している。

<sup>155</sup> 札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業実施に伴う行政財産目的外使用許可申請及び使用料減免申請に関する副申について。

<sup>156</sup> 貸借対照表はホームページにより公開されている。<http://kosodate.i-cis.com/taisaku2018.pdf>。2019年3月31日現在の貸借対照表によれば、流動資産合計18,681,904円、現預金は15,524,943円である。

<sup>157</sup> 札幌市財産条例3条1項、3項

<sup>158</sup> 子ども緊急サポートネットワーク事業における病児・病後児預かりに係る依頼会員の負担軽減に関する補助金交付要綱第5条2項は、「かかりつけ医への受診を証明する書類として、診療情報提供書の交付を受けているとともに、援助活動開始時に本書類の確認ができることを必要とする」と定める。

できず<sup>159</sup>、その結果、申請書からは、補助金交付額が適正か否か確認することができない。本市からは、申請書とは別の受付簿によって利用日時の確認を行ったという説明がなされたが、申請書自体に正確な記載をするよう指導を徹底されたい（意見）。

(ウ) 援助終了時刻の記載がなされるべきもの

本事業に係る補助金申請書中の「援助の記録」（育児の具体的な経過が記載される欄）欄に、援助終了時刻が未記載のものが認められた。本市からは、終了時刻の記載はそもそも求めているという説明がなされたが、終了時刻は、補助金交付額に影響するため<sup>160</sup>、これを記載すべきである（指摘）。

(エ) 終了時刻の不一致

本事業に係る補助金申請書中の「援助の記録」欄に終了時刻の記載があるものの、同書中「援助実施日時」欄の終了時刻と一致しないものが多数認められた。このうち「援助の記録」欄記載の終了時刻をもって計算すると実際に交付された補助金と齟齬が生じるものもあった。

本市によれば、料金の計算は30分単位で行っていることから、「援助実施日時」は30分単位の記載となっており、「援助の記録」では実際の時間を記録していることから一致しない場合があるという。実際の終了時刻（援助の記録記載の時刻）に基づいて、補助金が交付・精算されるべきである（指摘）。

(26) 子育てサロン事業費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て支援推進担当係
事業（費）名称	子育てサロン事業費			新規・ <u>レベルアップ</u> ・その他	
予算額	249,000（千円）		決算額	220,890（千円）	
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	子育て家庭の交流の場を拡大するため、0歳から小学校就学前までの子どもと保護者が自由に集い交流できる子育てサロンを運営し、補助金を交付する事業である <sup>161</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	補助金交付及び精算の手続は、適正相当か。				

<sup>159</sup> 補助金が交付される利用時間は平日と土曜日では異なる。問題となった12月7日は平日であったが8日は土曜日であった。

<sup>160</sup> 補助金額は、利用時間から3時間を差し引いた残りの時間に、700円を乗じた額であるが、30分以下は0.5時間、30分超1時間未満は1時間として換算される（こども緊急サポートネットワーク事業における病児・病後児預かりに係る依頼会員の負担軽減に関する補助金交付要綱5条3項）。

<sup>161</sup> 札幌市地域子育て支援拠点事業（児童館型モデル事業）補助金交付要綱、札幌市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）補助金交付要綱

## 監査の手続・方法

■ 関連簿冊の査閲 ■ 担当者ヒアリング □その他

### 監査の結果

#### ア 出張ひろば型事業に対する加算補助金手続の不備

##### (ア) ひろば型事業と出張ひろば型事業について

ひろば型事業とは、地域における子育て支援の充実を目的として、常設子育てサロン、情報提供・相談業務を行うものである。ひろば型事業を行う団体に対しては補助金が交付される。また、ひろば型事業を行う団体は、地域の実情や利用者のニーズがあれば、公共施設等を利用して、出張して子育てサロンを実施することができ、その場合には、補助金が別途加算される<sup>162</sup>。

##### (イ) 出張ひろば型の補助金加算要件と不備

出張ひろば型の補助金加算を受けるためには、週に1日以上かつ1日5時間以上のひろば型事業を行うほか、職員配置等が定められており、加算額は出張ひろば1施設あたり、年額1,282,000円である<sup>163</sup>。

ところが、週に1日以上の出張ひろば型事業が開催されていないにもかかわらず、加算補助金の交付がなされている事象が認められた。

本市は、この点について、休祝祭日や災害・インフルエンザ等により開催が困難であったこと、年に24日（月2回）開催となった団体については、補助金の額を調整していると説明した。

しかしながら、札幌市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）補助金交付要綱（以下、単に「要綱」という。）は、祝祭日の例外を許容する規定とはなっておらず、また週に1日以上で開催は加算補助金を交付する要件であって、開催回数によって加算補助金を調整する旨の定めもない。したがって、要綱に沿った加算補助金の交付がなされるべきであった（指摘）。

なお、休祝祭日や災害等による開催休止はやむを得ない面もあり、この点を考慮して柔軟な要件に改定することも1つの対応策と考えられる。

<sup>162</sup> 前掲札幌市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）補助金交付要綱2条、4条2項、6条

<sup>163</sup> 前掲要綱4条2項各号、6条2項

イ 補助金申請書及び収支決算書に関する不備

補助金交付申請をしようとする団体は、申請書ともに要綱所定の資料を市長に提出をする。また、補助金交付を受けた団体は、事業完了後 20 日以内又は年度末日までに事業報告書、収支決算書等を提出しなければならない<sup>164</sup>。

(ア) 補助金交付申請書に添付されるべき資料の添付が漏れている

補助金交付申請書には、賃貸借契約書の写を添付しなければならないが、添付が漏れているにも関わらず、補助金の交付がなされている事象が認められた。要綱に従った申請手続を履践されたい（指摘）。

本市によれば、添付書類のチェックリストを作成するなど工夫をして、漏れがないよう努めるとの説明があった。

(イ) 賃貸借契約書の賃借人と申請団体が一致しない

補助金交付申請書に賃貸借契約書写の添付はあるものの、賃貸借契約書の賃借人と申請者名が異なるものが認められた。

本市に照会したところ、賃貸借契約書の賃借人は、申請団体の前代表者（個人）であり、平成 29 年に代表者が交代したことにより、賃借人名と申請名が異なるに至ったという。なお、賃貸借契約の賃借人変更は、次の更新の際に行われる予定である。

補助金交付申請書に賃貸借契約書写の添付を求める趣旨は、申請団体に使用権限がある活動拠点（施設）があることを確認するためであるが、本市の説明によっても、前記の事象において、申請団体に使用権限があるかどうかは不明である。

したがって、本市は、申請団体に賃貸借契約書記載の建物の使用権限があるかどうか確認をするべきである（指摘）。なお、補助金交付申請書に賃貸借契約書写の添付が求められている趣旨に照らし、使用権限を明らかにする書面の提出を求めることも検討するべきである。

(ウ) 収支決算書の決算額について確認を要する事象

補助金交付申請書に添付された賃貸借契約書写記載の賃料と収支決算書記載の賃料の額が異なっている団体が認められた。

本市に照会したところ、賃貸借契約書記載の建物は、ひろば型事業と他事業に使用（併用）されているところ、収支決算書にはひろば型事業に使用した比率を按分して記載したという。なお、本件の按分比率は約 87 パーセントで算出されていたが、この比率の根拠は口頭のみ確認にとどまっていた。賃料額は、補助金交付（精算）額に影響を及ぼすものであることから、資料等の提示を求め、按分比率の根拠を確認するべきであった（指摘）。

<sup>164</sup> 札幌市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）補助金交付要綱 7 条（交付の申請）、11 条（実績報告）

なお、本市からは、按分の内容が分かるよう内訳書の提出を求める運用を検討するとの説明があった。

ウ 補助対象経費性の調査

損害保険料として、年額 126,038 円が補助金として交付されていた事象が認められた。利用者及び運営事業者用保険料は、補助対象経費とされるが、他団体に交付されていた保険料が年額約 2 万円ないし 5 万円であるのに比し、著しく高額であった。

保険料が補助対象経費であるとしても、子育てサロンに関する補助であることから、事業との関連が認められる保険料であるべきであるところ、両保険の補償内容や保険料が大きく異なる点について調査すべきである（意見）。

(27) 都心部常設キッズサロン事業費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援推進担当課	係名	子育て支援推進担当係
事業（費）名称	都心部常設キッズサロン事業費			新規・レベルアップ・その他	
予算額	(子育てサロン事業費に統合)		決算額	(子育てサロン事業費に統合)	
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	都心部の常設子育てサロンである「まちなかキッズサロン（おどりんこ）」の運営に関する費用である <sup>165</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手續・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

監査手續の範囲内において、不適切な点はなかった。

(28) 公立保育所等整備費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て支援推進担当係
事業（費）名称	公立保育所等整備費			新規・レベルアップ・その他	
予算額	1,178,000（千円）		決算額	1,140,634（千円）	
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要					

<sup>165</sup> 子ども・子育て支援交付金交付要綱、地域子育て支援拠点事業実施要綱

保育機能に加え、常設の子育てサロン等様々な子育て支援機能を有する「区保育・子育て支援センター（ちあふる）」の整備を行う。また、乳児の保育定員枠を確保するため、既存の幼児保育園を乳幼児併設園に転換する。
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b> ちあふるの整備及び乳幼児併設園化に伴う事務処理は合規的、かつ有効的か。
<b>監査の手続・方法</b> ■ 関連簿冊の査閲 ■ 担当者ヒアリング □ その他

## 監査の結果

### ア 指名見積合せの不備事象

美園保育園及び山の手保育園を乳幼児併設園化することに伴い、本市子育て支援部子育て支援課調整担当が初度調弁<sup>166</sup>を調達したところ、以下の不備事象が認められた。いずれも指名見積合せ<sup>167</sup>に関するものである。

#### (ア) 「辞退」と「無効」

見積書に「辞退」と記載されている2者について、入札等執行調書には、「辞退」と「無効」で結論が分かれている事象が認められた。

この点について、本市子育て支援部子育て支援課調整担当係に照会したところ、「当該案件については、「辞退」となった1者については、見積書を持参して来庁し、その際に見積もりを辞退する旨口頭で申し出があった上で封筒の提出があったため、事前に口頭による辞退の申し出があったものとして「辞退」となったものです。一方、「無効」となった1者については、郵送された封筒を入札日時に開披したところ、見積書の金額欄に「辞退します」と記載があったため、札幌市契約規則第11条第5号及び札幌市競争入札参加者心得第8項第8号に基づき無効となった」との説明を受けた。

「辞退」と「無効」で結論が分かれた理由自体は相当であるものの、支出負担行為伺書を確認しても、その理由が明らかではないことから、今後、入札等の経緯が明らかではないものについては、支出負担行為伺書に経緯ないし理由を適切に記載するよう心掛けたい（意見）。

なお、当該事象については、本市子育て支援部子育て支援課調整担当係が別紙にて経過をまとめ添付することで対応済みであることを付言しておく。

<sup>166</sup> 初度調弁：新事業の開始に際し、必要な物品を購入すること、又はその会計科目をいう。

<sup>167</sup> 指名見積合せ：随意契約（地方公共団体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する方式）の一種であり、複数の者から見積書を徴する見積合せのことをいう。随意契約の一種ではあるものの、競争原理を働かせるものであることから、指名競争入札の手続が準用されている（本市「契約事務ハンドブック1（物品等・管理編）」16頁以下参照）。



(イ) 入札書の提出方法に関して、以下の不備事象が認められた。

事象①：指名通知書によれば、入札書を入れる封筒には、「封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名」<sup>168</sup>を記載しなければならないものとされているが、実際には、封筒の封皮に「開札（開披）日時」が記載されていないものが認められた。

事象②：指名通知書によれば、入札書を送付する場合には、「二重封筒」としなければならないものとされているが、実際には、二重封筒になっているか確認できないものが認められた。

これらの不備事象については、入札の無効事由を定めた札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加心得第 8 項各号には該当しない。また、指名通知書には、「入札の条件に違反した者の入札」を無効とするものとされているが、前記の事象は、軽微な手続上の過誤であり、「入札の条件に違反した者の入札」とまでは言えない。そのため、これらの事象は、入札自体を直ちに無効とするものではないと考えられる。

他方で、指名通知書の手続を遵守している業者も当然いることから、手続の適正性に疑問が呈される余地は考えられる。したがって、入札自体の効力にかかわらず、指名通知書の手続は必ず遵守するよう業者に指導するとともに、仮に指名通知書の手続に違反する入札書が提出された場合には、当該業者に補正を促すなどの対応を検討されたい（意見）。

また、事象②については、支出負担行為伺書において、入札書を開披する封筒のみならず、郵送時の封筒についても添付するのが望ましい（意見）。

(ウ) 入札等執行調書の記載誤り等

入札等執行調書を査閲したところ、落札した会社名に誤りがある事象や、「最低」の欄に「○」印が付されていない事象があった。入札等執行調書は、実施した指名見積合せの結果に関するものであるため、正確な記載を励行されたい（指摘）。

(エ) 持参した日時の未記載

支出負担行為伺書には、持参により入札書を提出し、かつ、入札日と見積書の日付が同一日の場合には、期限内の入札であることを明確にするために、見積書の枠外に持参した日付を記載している。しかし、入札日と見積書の日付が同一であるにもかかわらず、持参した日付が記載されていない事象があった。

この事象の場合、期限内（開札日時内）に入札を行ったか否かが不明であり、当該入札の効力を事後的に検証することができない。したがって、持参により入札書を提出した場合には、提出した日時を記載するよう徹底されたい（指摘）。

---

<sup>168</sup> 指名見積合せの場合は、「入札」とあるものを「見積」に、「開札」とあるものを「開披」に読み替えるものとされている。

イ 指名見積合せの回避疑い

定価が10万円を超えているにもかかわらず、特定の業者からの見積書が10万円をわずかに下回ることから、その見積書の金額を支出予定額として、当該業者と特定随意契約を締結した事象が2件認められた（1件は、定価が121,300円であるものが見積書では99,360円とされており、もう1件は、定価が132,408円であるものが見積書では99,800円とされていた）。

指名見積合せに参加する業者は、見積書において10万円以下の金額を提示すれば、特定随意契約による取引を行うことが可能であるとの認識を有していることが当然に予想される。参考見積りを徴取し、それを支出予定額とすること自体の有用性は否定できないものの、定価が判明している本事象のような場合には、煩雑な指名見積合せを回避したのではないかと疑いを持たれないよう、当該定価を支出予定額と定めたいうえで、指名見積合せの手続を行うのが望ましかった。（意見）。

(29) 子育て支援総合センター運営費

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	子育て支援係
事業（費）名称	子育て支援総合センター運営費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	37,000（千円）		決算額	29,888（千円）	
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	本市の子育て支援における常設拠点施設である子育て支援総合センターに関する運営費である。子育て支援総合センターにおいては、全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域社会全体による子育て支援を推進し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、常設子育てサロンの運営及び情報提供業務を実施する <sup>169</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

(30) 施設運営事務費

部名	支援制度担当部	課名	指導担当課、施設運営課、保育推進担当課	係名	指導担当係、運営係、保育推進係
----	---------	----	---------------------	----	-----------------

<sup>169</sup> 札幌市子育て支援総合センター条例

事業（費）名称	施設運営事務費	新規・レベルアップ・ <b>その他</b>	
予算額	79,258（千円）	決算額	96,054（千円）
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他		
事業（費）概要	認可外保育施設等の巡回指導員報酬・共済費、特殊勤務手当・時間外手当、認可外保育施設等の研修講師謝礼、事務費、消耗品費等の諸費用（平成30年度からは、前年度までの障がい児巡回指導等関係費が統合された）。		
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	委託先の選定、委託費の支給手続は合規的になされているか。 委託契約内容は適正相当か。 事業費の支出が適正相当か。		
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他		

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

### (31) 一時預かり事業費

部名	支援制度担当部	課名	保育推進課	係名	認可担当係
事業（費）名称	一時預かり事業費			新規・レベルアップ・ <b>その他</b>	
予算額	538,000（千円）	決算額	459,965（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	一時的な保育需要に応えるため、保育サービスを実施する施設に対し、補助金を交付する事業である。対象とする子どもの年齢、（非）在園により「一般型（保育園タイプ）」「一般型（幼稚園タイプ）」及び「幼稚園型」に分かれ、それぞれ標準利用料が設定されている <sup>170</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	補助金交付の手続は適正相当か。 事業が合規的に実施されているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

<sup>170</sup> 札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）実施要綱2条に規定があるほか、認定申請書に、一時預かり事業を行う者は、補助金交付要綱に基づき申請をしなければならない旨の記載がある。一般型保育園タイプ及び幼稚園型の実施要綱にも同様の定めがある。

## 監査の結果

### ア 実施施設認定要件が不明確であること

本事業に係る補助金を受けようとする者は、札幌市一時預かり事業実施要綱（以下「要綱」という。）上、実施施設として、まずは本市の認定を受けなければならないが<sup>171</sup>、その認定要件については、単に「札幌市が定める基準を満たした施設のうち、市長が認定した施設」と記載があるのみで、具体的な認定要件が直ちにはわからない状態である。

本市からは、要綱全体に定められている規定が認定要件であり、要綱全体の規定を満たす施設について認定を行っているとの説明を受けたが、要綱には「開所日及び時間」「定員」「職員配置基準」「利用料」など様々な規定があり、どの項目が認定要件であるか判別がつかない。

当該認定は、本事業に係る補助金交付の前提条件であり、申請者の利害に影響があるから、要綱の改訂を含め、認定要件の明確化がなされるべきである（意見）。

なお、本市からは認定基準を分かりやすく示す方法として、実施事業者からの要望等に応じて、申請時に認定要件を確認できるチェックシート等の作成を検討するとの回答を得たことを付記する。

### イ 職員配置基準の確認不備

(ア) 一時預かり事業を行う者は、職員配置基準を満たさなければならないが、査閲した簿冊からは当該基準が満たされているかどうか、確認ができないものが認められた。

なお、本市からは、補助金交付申請時には、職員配置基準を充足していることを確認しているとの説明を受けたが、職員配置基準は、実施施設において常時満たされるべき基準である。

職員配置がなされていることが、事後的にも確認できるよう添付書類を整備する必要がある（所感）。

### (イ) 一般型幼稚園タイプの職員配置基準と不備が確認された事象

#### a 職員配置基準

要綱上、一般型幼稚園タイプの実施施設<sup>172</sup>には、保育士又は保育教諭を2名以上配置しなければならないが、年間延べ利用児童数が300人未満であり、入所児童と一時

<sup>171</sup> 札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）実施要綱2条に規定があるほか、認定申請書に、一時預かり事業を行う者は、補助金交付要綱に基づき申請をしなければならない旨の記載がある。一般型保育園タイプ及び幼稚園タイプの実施要綱にも同様の定めがある。

<sup>172</sup> 非在園児に対する一時預かり事業を行う施設をいう。

保育の対象児童に一体的に対応している施設については、一時保育担当の保育士が少なくとも 1 名配置され、入所児童担当の保育士 1 名が一時保育対象児童に対応すれば足りる（要綱（一般型幼稚園タイプ）6 条）。

b 以下 2 件の不備事象が認められた（意見）。

(a) 職員数の記載漏れ

一時預かり事業開始・変更届に、そもそも職員数の記載がなく、また職員名簿の添付もないことから、配置基準を充足するか確認できなかった事象があった。漏れなく職員数の記載がなされるよう指導する必要がある。

(b) 職員数が 1 名と記載されているもの

職員が 1 名と記載されているが、年間延べ利用児童数や一体的な対応がなされている施設か否かに関する記載や資料の添付がなく、配置基準を充足するか確認できなかった事象があった。記載不足や資料不足がないよう指導する必要がある。

(ウ) 幼稚園型の職員配置基準と不備が確認された事象

a 職員配置基準

要綱上、原則として、幼稚園型実施施設<sup>173</sup>においては、専従の保育従事者の人数は 2 名を下回ってはならない。ただし、一時預かり事業が実施施設と一体的に運営されており、事業を実施するにあたり、勤務する保育士、保育教諭又は幼稚園教諭の支援を受けることができる場合は、専従の保育従事者を 1 名とすることができる（要綱（一般型幼稚園タイプ）6 条）。

b 不備事象

従事者数を記載する欄に 1 名との記載があるものの、一時預かり事業が実施施設と一体的に運営されていることや勤務する保育士等の支援を受けることができるかについて判断することができる記載がなく、職員配置基準を充足するかどうか確認できなかった。記載不足がないよう指導する必要がある（意見）。

なお、本市からは、職員配置については、補助金申請時に確認をしていたが、専従の保育従事者が 1 名の場合、実施施設からの支援者についても、申請書に氏名を記載する等、記載漏れや添付漏れがないよう確認を徹底する旨の報告を受けたことを付記する。

---

<sup>173</sup> 実施施設に在園する満 3 歳以上の園児を対象とする一時預かり事業を行う施設をいう。

## (32) 防犯対策強化整備事業補助金

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	運営係
事業（費）名称	防犯対策強化整備事業補助金		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	3,600（千円）	決算額	13,362（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	保育所等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕等の必要な安全対策に要する費用について補助を行う <sup>174</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	補助金交付の手続は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

## (33) 保育所等 ICT 化推進事業補助金

部名	支援制度担当部	課名	施設運営課	係名	運営係
事業（費）名称	保育所等 ICT 化推進事業補助金		<b>新規・レベルアップ・その他</b>		
予算額	105,000（千円）	決算額	36,720（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の ICT 化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。また、事故防止のために必要な機器の導入費用の一部の補助を行う <sup>175</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	補助金交付の手続は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

<sup>174</sup> 保育所等整備交付金交付要綱（厚生労働省）、認定こども園施設整備交付金交付要綱（文部科学省）、札幌市防犯対策強化整備事業補助金交付要綱

<sup>175</sup> 札幌市認可保育所等における ICT 化推進事業補助金交付要綱

## (34) 病後児デイサービス事業費

部名	支援制度担当部	課名	施設運営課	係名	運営係
事業（費）名称	病後児デイサービス事業費		新規・ <u>レベルアップ</u> ・その他		
予算額	64,000（千円）	決算額	52,403（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
<b>事業（費）概要</b> 病気回復期の児童を保育することで子育てと仕事等の両立を支援する。本市においては、6施設に委託し、定員を各施設4名／日として、医療施設に付設した専用施設において、保育士及び看護師が病気回復期の児童の保育、看護、給食の提供等を行う <sup>176</sup> 。					
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b> 委託契約手続、委託費の支出手続は合規的であるか。 事業報告は適切になされているか。 本事業が効率的、効果的、公平に実施されているか。					
<b>監査の手続・方法</b> <input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他					

## 監査の結果

ア 本事業を実施する事業者は、札幌市病後児デイサービス事業実施要綱に定める実施施設の基準を満たす施設でなければならないことから、各施設について特定随意契約により業務委託契約を締結している。このこと自体は、相当と考える。

イ 事業報告の様式変更・設備体制の見直し

(ア) 各施設は毎月、「利用状況表」により事業実施状況の報告を行っている。この利用状況表によると、定員である4名を受け入れていない日について、「当日キャンセル数」を除いても、「定員超等により利用できなかった児童」が生じるという事象が認められた。

その原因は「感染症を理由に利用している児童が複数いた場合、異なる感染症の児童を同じ部屋で保育できない事情から定員まで受けられない場合がある」ことによるという。加えて、当日キャンセル数を「利用できなかった児童」に計上していたケースもあったようであるが、この点については、年度中に「利用状況表」の改訂（当日キャンセル数記載欄を設けた）がなされ、現在は解消されている。

<sup>176</sup> 子ども・子育て支援交付金交付要綱（内閣府）、札幌市病後児デイサービス事業実施要綱

(イ) 各施設が定員まで受け入れられないという事象が生じている結果、特に感染症が増加する冬期間や新学期等において、定員超過により利用できない児童が増える事態となっている。

(ウ) 各施設が真にやむを得ない理由により定員未満であるにもかかわらず利用を断ったのか、現状の利用状況表等による業務報告書式では明瞭ではない。定員を満たしていないにもかかわらず受け入れができなかった理由について具体的な実態が把握できるよう、業務報告の様式変更を検討するとともに、可能な限り予定された定員が利用できるよう、既存の委託先の設備体制を確認し、必要に応じて改善を促すべきである（意見）。

なお、担当課においては、なるべく定員4名を受け入れるため、既存の委託先の設備体制に改善可能な部分はないか確認を行うこと、現行の利用状況表で「定員超により利用できなかった児童数」を記入する欄につき、「申込人数（前日及び当日含む）」「予約できた人数」「施設が受け入れられなかった児童数（定員超による場合／感染症等による場合）」等を記入できるように様式変更することが検討されていることを付記する。

#### ウ 各区への配置

本事業は、医療機関に付随する専門施設を利用して実施される。本市内には、現在5区に6施設<sup>177</sup>が存在する。本事業は、以下のとおり、利用希望があったものの実際に利用ができなかった人数も多く、需要がある。また、本サービスの性質上、施設は近隣にあることが望ましい。

#### (利用希望があったが利用できなかった人数)

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人数	883名	1,237名	1,000名	1,335名	497名

#### (施設毎の内訳)

施設	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
A（豊平）	180名	161名	66名	97名	69名
B（手稲） <sup>178</sup>	0名	0名	112名	115名	43名
C（白石）	473名	675名	477名	640名	270名
D（厚別）	122名	99名	68名	96名	18名

<sup>177</sup> 東区に2ヶ所、豊平区に1ヶ所、手稲区に1ヶ所、厚別区に1ヶ所、白石区に1ヶ所。残りの5区には事業実施施設が存在しない。

<sup>178</sup> 施設Bは平成26年度以前から開設しているが、平成26年度及び同27年度は定員超により利用できなかった児童は0名であった。



E (東)	108 名	302 名	243 名	304 名	88 名
F (東)	- 名	- 名	34 名	83 名	9 名

\*施設 F は平成 28 年度より開設。

本市によれば、増設に向けて複数の医療機関へアプローチを行なっているが、医療機関において本事業に係るサービスを行うスペースを確保することが困難であることから、具体的な計画には至っていないという。

前記のとおり、本事業に係るサービスは、施設が近隣に存在しなければ利用は事実上困難であり、公平の観点から少なくとも各区への配置が望ましい。本市は、医療機関におけるスペース確保の問題を解消する方策を含め、各区への配置を検討されたい（意見）。

なお、各区への新規配置についてはニーズ量を見ながら随時検討しており、現在は 2 施設の増設を計画している。配置のない区へは、今後も重点的に医療機関へアプローチして行くとの説明を受けた。

#### (35) 私立幼稚園施設整備費貸付金

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	運営調整担当係
事業（費）名称	私立幼稚園施設整備費貸付金		新規・レベルアップ・ <u>その他</u>		
予算額	40,000 (千円)	決算額	0 (千円)		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	私立幼稚園の園舎整備等に必要な資金について貸付を行う <sup>179</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	本事業は合理的、効果的に運営されているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

#### 監査の結果

本貸付金は、平成 3 年度に 1 件（2,000 万円）の貸付があった後、本年度に至るまで、新規貸付の実績がない。近年は、毎年度 4,000 万円（新規貸付 2 件）の予算が組まれているものの、既存の貸付金について弁済を受けているだけである<sup>180</sup>。

本市からは、長期にわたり新規貸付がないのは、金利が高いこと及び抵当権設定の条件が厳しいことにあるとの説明を受けた<sup>181</sup>。

<sup>179</sup> 私立学校振興助成法、札幌市私立学校助成規則

<sup>180</sup> 弁済額は年額 18 万円、残高は 4,324 千円である。

<sup>181</sup> 金利は年 6%、不動産に一番抵当権を設定することが貸付の条件となる。

新規貸付が28年間行われていないことから、本事業の必要性については疑問がある。他方で、事業自体を廃止することも困難であることから、これまでの実績を踏まえ、予算額を再考されたい（指摘）。

(36) 私立幼稚園等補助金

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	運営調整担当係
事業（費）名称	私立幼稚園等補助金		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	607,000（千円）	決算額	614,897（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	幼児期における子どもに対して質の高い教育・保育を安定的に提供するため、また、子どももの健やかな発達を促進するために必要な補助を実施する。 ① 要支援児の保育に係る教諭を対象として人件費を補助する <sup>182</sup> 。 ② 教材教具・管理用備品の購入及び施設の維持・補修に対して補助金を支出する <sup>183</sup> 。 ③ 札幌市私立幼稚園連合会が行う研修事業等に補助する <sup>184</sup> 。 ④ 私立幼稚園における通信費等の事務費相当分を補助する <sup>185</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	補助金の支出は適正に行われているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

(37) 実費徴収に係る補足給付費

部名	支援制度担当部	課名	施設運営課	係名	運営調整担当係
事業（費）名称	実費徴収に係る補足給付費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	9,600（千円）	決算額	7,720（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要					

<sup>182</sup> 札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付要綱

<sup>183</sup> 札幌市私立学校助成規則、私立学校教材教具等整備費補助金事務処理要領

<sup>184</sup> 札幌市私立幼稚園連合会研修費等補助金交付要綱

<sup>185</sup> 札幌市私立幼稚園就園奨励費等事務費補助金交付要綱

低所得世帯等の子どもが、特定教育・保育の提供を受ける場合において、副食材料費、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事へ参加するために要する費用の一部を補助する事業である。
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b> 事業費の支出は適正相当か。
<b>監査の手續・方法</b> <input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他

**監査の結果**

監査手續の範囲内において、不適切な点はなかった。

(38) 保育料収納事務関係費

<b>部名</b>	支援制度担当部	<b>課名</b>	施設運営課	<b>係名</b>	保育料係
<b>事業（費）名称</b>	保育料収納事務関係費		新規・レベルアップ <u>その他</u>		
<b>予算額</b>	38,000（千円）	<b>決算額</b>	38,625（千円）		
<b>執行形態</b>	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
<b>事業（費）概要</b>	保育料の調定、通知、収納管理、滞納整理等に関する事務				
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b>	保育料の徴収は、合規的、効率的、効果的に行われているか。 保育料の減免制度は適正に運用されているか。				
<b>監査の手續・方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

**監査の結果**

ア 保育料の収納率

(ア) 本市の現状

本市における保育料の収納率及び20政令市における順位は、以下のとおりである。  
本市の保育料の収納率は低迷している。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
現年度	98.85%	98.85%	98.87%	98.87%	98.85%
過年度	21.06%	14.14%	16.53%	20.95%	25.78%

総合	94.90%	94.79%	94.70%	94.71%	95.10%
現年度順位	7位	11位	14位	14位	13位
過年度順位	7位	16位	14位	11位	8位
総合順位	8位	11位	13位	13位	11位

#### (イ) 納付方法別の収納率把握

本市における保育料の納付方法としては、本市指定金融機関への納付書払い又は口座振替のいずれかである。本市保育料係では、納付方法別の件数は把握しているものの、納付方法別の収納率は把握していないという。

納付書は、コンビニエンスストアで利用することができず、金融機関の窓口で納付しなければならない。このため、一般に、口座振替に比べて収納率が低いことが予想される。納付書払いの収納率が極めて低いのであれば、口座振替の勧奨やコンビニエンスストアでの納付の導入といった手段を検討すべきことになるが、納付書払いの収納率がそれほど低いわけではないのであれば、費用対効果の観点からそこまでの手段までは必要ないという判断もあり得る。

このように、納付書払いへの対応を検討する前提として、納付方法別の収納率を把握することが不可欠である。納付方法別の件数だけでなく、納付方法別の収納率も把握されたい（意見）。

#### (ウ) 自宅訪問等の活用

「滞納整理業務について」（本市業務マニュアル）によれば、「面談による折衝方法」として「訪問による納付折衝」が予定されており、「文書・電話督促等の納付折衝に応じない滞納者に対して、保育園、自宅若しくは勤務先に出向き、納付督促を行うとともに自主納付についての指導を行う。」とされている。

ところが、本市保育料係においては、自宅に訪問しての納付督促は行っていないという<sup>186</sup>。前掲マニュアルの中では、「実施に当たっては、滞納処分を進めずに労力と時間を割いて折衝を重視する必要性について十分に検討する必要がある」と記載され、このこと自体は首肯できる。

しかし、滞納者、特に納付書払いの滞納者については、納付する手間を惜しんで未納となっている可能性があり、自宅訪問によりその場で納付がなされる可能性も考えられる。また、自宅訪問は、電話での督促とは異なり、職員が直接滞納者と顔を合わせて折衝を行うため、滞納者に与える心理的な納付圧力は大きいと考えられる。

<sup>186</sup> 査閲に係る「保育料担当関係照会（一般照会）」という簿冊の中の、「No152 施設やサービス利用料等の現金による受領について」の項目で、「自宅に訪問して納付督促は行なっていません」と回答したことに基づく。

このように、自宅訪問が効果的な場合も考えられることから、一律に自宅訪問は行わないという方針をとるのではなく、少なくともその必要性を吟味して検討することが望ましい（意見）。

#### （エ） 特別徴収の実施

本市においては、児童手当からの申出徴収<sup>187</sup>は行なっているものの、特別徴収<sup>188</sup>は行っていない。

その理由について、本市保育料係に照会したところ、今後の保護者との折衝への（悪）影響を挙げられた。保護者の意思に基づかずに児童手当から保育料を徴収することは、以後の保護者との折衝に悪影響が生じる可能性はある。しかし、児童手当から保育料を強制的に徴収されることを知った保護者が、以後は任意に保育料を支払う契機となる可能性がある上、保育料の公平負担の見地からすれば、特別徴収を実施しない理由として、今後の折衝への影響といった抽象的な理由だけでは不十分である。

現に、政令市のうち大阪市においては、特別徴収を実施している。同市の平成 29 年度の徴収実績によれば、申出徴収は徴収対象児童数 632 人・徴収額 24,856,412 円であるのに対し、特別徴収は徴収対象児童数 1,602 人・徴収額 38,709,110 円となっており、特別徴収の方が高い実績を挙げていることが分かる<sup>189</sup>。

本市においても、費用対効果を含めて、特別徴収の実施に向けた検討を行うことが望ましい（意見）。

#### （オ） 差押え対象の限定及びマンパワーの不足

本市における保育料係は、係長 1 名、担当者 4 名、非常勤職員 3 名の構成である。「保育料滞納処分マニュアル」（本市業務マニュアル）によれば、保育料の滞納処分においては、保険（生命・学資など）、給与（年金も含む）、預貯金のみを差押え対象としており、その他の不動産や動産については差押えをしていない。費用対効果の面から、差押えの実効性が高いと考えられる保険、給与、預貯金のみを優先的に差押え対象とすること自体は特段不合理とはいえないが、それ以外の差押え対象を一律に除外するのは適切とは言い難い（意見）。

このような差押え対象の限定をしている理由について、本市保育料係に照会したところ、「不動産や動産の差押えについては、調査や差押えに時間や労力がかかることから、現在の保育料係の業務量及び人員を考えると対応が困難」との説明を受けた。

<sup>187</sup> 申出徴収：児童手当受給資格者が児童手当を保育料等の支払いに充てる旨の申出をした場合に、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を徴収することができる制度である（児童手当 21 I）。児童手当受給資格者の「申出」がなければ実施することができない。

<sup>188</sup> 特別徴収：児童手当受給資格者が保育料を滞納している場合に、児童手当から保育料を強制的に徴収することができる制度である（児童手当 22）。児童手当受給資格者の「申出」がなくても実施することができる。

<sup>189</sup> 査閲した「保育料関係他都市照会文書」という簿冊の中の、「児童手当からの保育料の申出徴収・特別徴収の実施状況」という書類から引用。

本市保育料係では慢性的にマンパワーが不足しており、そのことが、収納率の低迷に繋がっている可能性があるため、本市保育料係の人員増加を検討することが望ましい（意見）。

#### イ 保育料収納事務協力員<sup>190</sup>

##### (ア) 保育料収納事務協力員からの報告

本市においては、「札幌市民間保育所保育料収納事務協力員設置要綱」に基づき、私立認可保育所の施設長（園長）を保育料収納事務協力員（第1種非常勤職員）に任命し、保護者への納付書・督促状の配布、滞納者への納付指導、口座振替未加入者への口座加入促進の指導の業務を担わせている。報酬は月額1,500円である。

「保育料の滞納整理業務について」（本市業務マニュアル）によれば、「園長から滞納者へのお声掛け」の項目で、「タイミングや内容は施設に任せており結果報告も求めている」との記載があり、ヒアリングでも同旨の回答であった。保育料収納事務協力員が保護者との折衝を行なった場合には、本市保育料係の職員との間で情報共有を図る必要性は高く、少額とはいえ非常勤職員としての報酬も出ている以上、結果報告も求めるのが望ましい。

また、時効管理の観点からも問題がある。督促状は、保育料収納事務協力員を通して保護者に配布している。「督促」は、滞納処分の要件となっており（地自法231の3Ⅲ）、時効中断効（地自法236Ⅳ）もあるため、督促状の交付は年月日等を厳格に管理すべきであるが、保育料収納事務協力員からの報告がなければ、これを本市保育料係において管理することはできない<sup>191</sup>。

このように、保育料収納事務協力員からの書面での報告を求めるべき必要性は高いといえるが、仮にこれを求めづらいとすれば、それは現状の報酬が少額であることに起因する可能性がある。保育料収納事務協力員からの書面での報告を求めることを前提として、報酬の増額を含め検討すべきことが望ましい（意見）。

##### (イ) 報酬の辞退者

保育料収納事務協力員の担う業務は、収納率向上に寄与するものであり、その役割の重要性に鑑みて、相当額の報酬を確実に支給することが肝要である。しかしなが

<sup>190</sup> 本市保育料係によれば、「保育料収納事務協力員については、来年度から実施される会計年度任用職員制度になじまないと判断し、今年度限りの設置となっております。」とのことである。仮に保育料収納事務協力員（第1種非常勤職員）の制度が廃止されたとしても、別途、業務委託契約等により、引き続き園長に対して保育料収納事務への協力を要請することは考えられる。その場合には、本項目で記載した点がそのまま相当する。

<sup>191</sup> 本市保育料係では、保育料収納事務協力員の設置は今年度限りとの認識であるため、来年度以降は、督促状を含む保護者への送付物は、すべて施設経由ではなく個人宛に直接発送する予定とのことである。

ら、現状においては、保育料収納事務協力員の中には、報酬の辞退者が複数名認められる。

報酬辞退は、日本的な美德と捉える向きもあるが、報酬を辞退する意向を示した施設長がいた場合には、保育料収納事務協力員の業務の重要性に鑑みて、当該施設長に対して報酬を受領するよう促すとともに、それでもなお辞退する場合には、当該施設長を翌年度保育料収納事務協力員に任命することは避けるべきである（意見）。

#### （ウ） 必要書類の不備

保育料収納事務協力員として任命されることの「承諾書」、報酬の受領及び返納に関する「委任状」、施設長（園長）の交代等に基づく「児童福祉施設変更届書」の各書類に、日付が記載されていないものが散見された。各書類に不備がないよう注意喚起を行うとともに、仮に不備のある書類が提出された場合には、再提出を求めるべきである（指摘）。

#### （エ） 相続に伴う報酬の支払い

保育料収納事務協力員に任命されていた施設長が死亡したことに伴い、死亡前に発生した報酬を相続人の1人に対して全額支払った事例があった。添付の戸籍謄本をみると、相続人は2人であり、相続人全員の同意があったか否か確認していないにもかかわらず、特定の相続人に対して報酬を全額支払ったものである。

相続人が複数の場合、各相続人は相続分に応じて報酬を受領することができるにもかかわらず（民896・899）、本件では、他の相続人の承諾を得ることなく無断で手続をしている可能性を排除できない。したがって、特定の相続人に対して報酬を全額支払うのであれば、全相続人が同意していることを確認することが必要である（指摘）。

### ウ 保育料の減免制度

#### （ア） 減免制度の概要

本市においては、「教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免要綱」（以下「減免要綱」という。）に基づき、保育料の全部又は一部を負担することが困難であると認められる場合は、保育料を減免することができる。

減免事由としては、①疾病、失業により世帯収入が減少（又は支出が増加）したことに伴う減免（減免要綱2条1号）、②離婚、婚姻により世帯構成員の変更に伴う減免（減免要綱2条2号）、③災害による減免（減免要綱2条3号）、④みなし寡婦控除適用による減免（減免要綱2条4号）、⑤月途中から生活保護世帯、ひとり親世帯、障害者世帯に認定されたことに伴う当月減免（減免要綱2条5号）がある。

本市の減免実績は、以下のとおりである（いずれも件数）。

	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	計
平成27年度	56	100	89	64	68	37	42	29	84	29	598
平成28年度	46	88	96	66	29	34	44	26	55	18	502
平成29年度	52	80	85	46	42	35	32	20	40	19	451
平成30年度	16	73	75	82	34	50	35	37	22	23	447

(イ) 減免期間中の収支把握

減免要綱 7 条によれば、「減免を承認した後において、減免の必要がないと認められる事実が判明し、又は発生したときは、市長は減免の決定を取り消すものとされている。

この「減免の必要がないと認められる事実」をいかに把握するかについては、減免要綱 6 条に、「減免期間中に収入又は支出の状況その他当該減免の事由に変更が生じたときは、当該減免決定を受けている者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない」として、減免を受けた者の届出義務が規定されている。

この点に関して、本市保育料係に対して照会したところ、減免の決定が取り消された例は1件もないとの回答であった。また、往査した北区及び南区に照会したところ、減免を受けた者の届出がなされた例は1件もないとの回答であった。

さらに、減免要綱 2 条 1 号の収入の減少（又は支出の増加）による減免を念頭に、「税宛名管理システムとの連携により市民税情報を取得しているとのことですが、減免の対象となっていた保護者について、次年度の市民税情報をもとに、減免期間中の減免基準を満たしていたか否かについて事後的に確認することはしていますか。」と照会したところ、「仮に確認して確定後の前年収入が減免基準を上回っていたとしても、推算で決定した減免の判断は変更しないため、事後的な確認は行なっておりません。」との回答であった。

すなわち、本市保育料係においては、収入の減少（又は支出の増加）を理由として保育料の減免の決定を受けた場合には、仮に減免期間中に収入が増加（又は支出が減少）したとしても、減免要綱 7 条に基づく取消しを行わないため、減免期間中の収入（又は支出）の事後的な確認は行わないし、減免要綱 6 条に基づく届出を促すこともしないという運用をしていることが認められた。

しかしながら、減免期間中の収入の増加（又は支出の減少）は「減免の必要がないと認められる事実」に該当し、減免決定の取消事由になり得るものである。にもかかわらず、そのような取消しは行わないという運用は、保育料負担の公平性の観点から問題があるため、改めるべきである（指摘）。

その上で、減免期間中の収入（又は支出）を把握するためには、届出義務の実効性を担保することが不可欠である。例えば、収支状況の届出書の提出義務を課し、提出を怠った場合には、減免決定を取り消すといった規定を設けることが考えられる。もちろん、次年度の市民税情報を確認することは当然のことである。減免期間中の収入



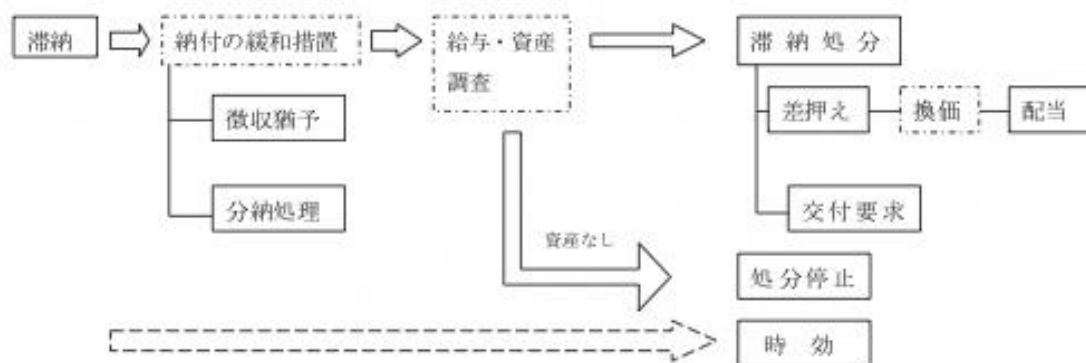
(又は支出)を適時的確に把握することで、減免決定の取消事由の検討を行うことが望ましい(意見)。

## エ 滞納整理

### (ア) 滞納整理の概要

滞納整理とは、保育料の納付義務者が、納付義務の確定した保育料を、その指定された納期限までに納付しなかった(滞納となった)場合に、各滞納者の実情に応じ、各種手段・措置を講じて債権の実現を図る一連の行為及び事務の総称である<sup>192</sup>。滞納整理を図式化すると、以下のとおりとなる(「滞納整理業務について」というマニュアルを参照)。

#### 《滞納整理業務の体系》



### (イ) 納付誓約書に基づく分納処理

「滞納整理業務について」(本市業務マニュアル)によれば、納付の緩和措置として、分納処理が定められている。分納処理とは、保育料の滞納者に対して分割での納付を認めることであり、納付誓約書を徴取して対応するものとされている。

この納付誓約書に基づく分納処理は、保育料以外の強制徴収債権についても実務上よく行われている手法である。直ちに滞納処分を行うのではなく、納付誓約書に基づいて分割納付を行わせることで、任意の支払いが期待できる利点があるほか、時効中断の効果が発生するという利点もあるからである。

<sup>192</sup> 滞納整理・滞納処分・交付要求・参加差押え：一般に、納税者・納付義務者が納期限までに税や保険料を納付しないときは、督促状、催告書などによる納税・納付の告知をし、差押、交付要求などの滞納処分を行い、滞納を完結に導くことをいう。滞納処分とは、納付できるにもかかわらず納付しない滞納者に対して、最終的には自力執行権によって財産を差し押さえて強制的に徴収する処分をいうが、租税や公課の徴収権者が自ら滞納者の財産の差押を行って強制的に徴収することを狭義の滞納処分という。これに対し、自ら強制換価手続を行うものではなく、他の執行機関が行う強制換価手続に参加してその換価代金から配当を受けるための手続として交付要求制度、参加差押制度がある。

しかし、子ども・子育て支援法や児童福祉法には、分割納付に関する根拠が定められていないほか、札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則や本市で定める要綱の中にも、分割納付の手續や基準について定めたものは存在しない。

地方自治法上、地方自治体の債権について分割納付を許容する規定が設けられているが（地自令 171 の 6）、同規定は強制徴収債権である保育料には適用されない。納付誓約書に基づく分納処理の実務上の有用性は大きいと見地からは、分割納付制度に関する手續や基準を条例や要綱で定め<sup>193</sup>、法的根拠のある運用を行うべきである（指摘）。

#### （ウ） 徴収猶予の活用

前掲「滞納整理業務について」によれば、納付の緩和措置として、徴収猶予が定められている。徴収猶予とは、災害、病気、事業の休廃業などによって、保育料を一時に納付することができないと認められる場合等に、申請に基づいて、納期限から 1 年以内の期間に限り納付が猶予される制度である（地税 15 I ②）。

本市保育料係は、過去に徴収猶予を行なったことがなく、その理由は「基本的には一括ですぐに払えない場合は分割での納付となるため」という。納付誓約書に基づく分納処理には、法令上の制約がなく、利用しやすいというのがその内実であろうと思われる。

しかし、納付誓約書に基づく分納処理には前記のような問題点がある一方で、徴収猶予は法令上の手段であるため、比較的短期間のうちに保育料を納付できる者については、積極的に徴収猶予制度を活用すべきである（意見）。

#### （エ） 滞納処分停止・納付義務消滅

地方団体の長は、滞納者につき滞納処分をすることができる財産がないと認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地税 15 の 7 I ①）<sup>194</sup>。滞納処分の執行停止が 3 年間継続したときは、徴収金の納付又は納入義務は消滅するが（同IV）、滞納処分をすることができる財産がないと認める場合において、地方団体の徴収金を

<sup>193</sup> 市債権管理条例上も、分割納付を許容するのは非強制徴収債権に限定されており、強制徴収債権については、滞納処分、徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については法令の規定により行わなければならないことを明らかにしている（市債権管理条例 9、14）。

<sup>194</sup> **滞納処分停止**：滞納処分停止の判断時において、「滞納処分をすることができる財産がないとき」、すなわち、差押え対象となるすべての財産について差押え、換価処分（債権の取り立てを含む）を終えてもなお徴収すべき地方団体の徴収金がある場合、及び、既に差し押さえた財産及び差押え対象となりうる財産の処分予定価格が滞納処分及び地方団体の徴収金に優先する債権額に充てて残余を得る見込みがない場合は、納税等の原資がなく、滞納解消が客観的に不可能であって、滞納処分を続行する実益がなく、かえって費用が生ずるのみとなることから、滞納処分の続行を一時停止し、既往の処分（差押え等）を排除し、滞納処分の納税等の資力の回復を見定めるための制度をいう。

徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、徴収金の納付又は納入義務を直ちに消滅させることができる（同V）。

本市の保育料については、生活保護受給等の場合に、滞納処分を停止し、かつ、納付義務を消滅させること（即時消滅）がある（地稅 15 の 7 I ①・②、V）<sup>195</sup>。前掲「保育料滞納処分マニュアル」によれば、本市の保育料について滞納処分を停止するときは、原則として、即時消滅させることとしている。

ところが、査閲した「保育料滞納処分停止兼納付義務消滅決議書」の中には、交渉経過一覧表が編綴されていないものが幾つか認められた。その中には、滞納額が多額に及ぶ者（911,539円）も含まれている。

交渉経過一覧表が編綴されていないと、納付資力の回復が見込めるか否かの判断ができず、「地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかである」という即時消滅の要件に該当するか否かの判断ができない。「保育料滞納処分停止兼納付義務消滅決議書」の添付資料として、交渉経過一覧表は必ず編綴しておくべきである（指摘）。

## オ 世帯状況届

### （ア） 世帯状況届の概要

教育・保育給付に係る支給認定保護者は支給認定の有効期間において、毎年、認定を行った市町村に対し、労働、疾病その他の状況を届け出、かつ、書類等を提出しなければならない（子育て支援 22、子育て支援規 9）。この届出が世帯状況届である。世帯状況届により支給認定保護者の利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、利用者負担額を変更することができる。世帯状況届には、支給認定区分に応じ、1号用と2・3号用の2種類がある。

### （イ） 南区における事象

南区において、以下の事象の発生を認めた。

事象①：保護者（母）と内夫が同居をしていたにもかかわらず、世帯状況届（1号）において申告がなされなかった。なお、内夫の存在に気づいたのは、別の子の世帯状況届（2・3号）で「児童扶養手当の受給の有無」欄にチェックがなかったことから、児童扶養手当受給の有無を保護者に確認したところ、「内夫と同居しているため、児童扶養手当の受給に至らなかった」という説明があったためである<sup>196</sup>。

<sup>195</sup> 生活保護法による受給決定がなされ、生活扶助（生保 12）が給付された場合、生活困窮状態であることが明らかであるため、滞納処分停止を行うことができるが、更に進んで「徴収金を徴収することができないことが明らか」であるときは、納入義務自体を消滅させることができる。

<sup>196</sup> 階層区分の判定は、保護者（支給認定保護者及びその配偶者）それぞれの市民税所得割額の合計で行うところ、配偶者には内縁関係も含む。したがって、内縁の夫・妻の存在は、階層区分の認定及び利用者負担額に大きく影響を及ぼす。

事象②：身体障がい有しており、身体障害者手帳を有している同居家族がいるにもかかわらず、世帯状況届（2・3号）で申告がなされなかった<sup>197</sup>。

#### （ウ） 内夫・妻の記載

世帯状況届（1号）及び世帯状況届（2・3号）には、「上記以外の同居家族の状況」を記載する欄があるものの、「同居家族」という文言からすれば、同居人である内夫・妻を記載するか否かの判断に迷うものと考えられる。

例えば、「同居家族」の欄とは別に、「同居人」という欄を設けることや、「内夫・妻」という欄を設けることが考えられる。世帯状況届がこのような様式になっていたのであれば、事象①においては、内夫の申告がなされていた可能性がある。

したがって、内夫・妻を確実に記載してもらうため、世帯状況届（1号）及び世帯状況届（2・3号）の様式を修正することが望ましい（意見）。

#### （エ） 児童扶養手当の記載

世帯状況届（1号）には、世帯状況届（2・3号）とは異なり、「児童扶養手当の受給の有無」欄の記載がなかった。児童扶養手当の受給の有無は、内夫・妻が存在するか否かのメルクマールになるものであって、重要な記載である。事象①では、偶然、保護者の別の子が世帯状況届（2・3号）を提出しており、「児童扶養手当の受給の有無」欄にチェックがなかったことが契機となって、内夫との同居が判明したという経緯があったが、当該別の子がいなければ、世帯状況届（1号）には「児童扶養手当の受給の有無」欄がないため、内夫との同居が判明しなかった可能性がある。

したがって、世帯状況届（2・3号）と同様に、世帯状況届（1号）にも「児童扶養手当の受給の有無」欄を設けるよう様式を早期に修正することが望ましかった（意見）。

なお、この点については、令和元年6月より既に修正されており、世帯状況届（1号）にも「児童扶養手当の受給の有無」欄を設けていることを付記する。

#### （オ） 障がいの有無の記載

世帯状況届（1号）には、「上記以外の同居家族の状況」において、「障がいに係る手帳有」にチェックをつける欄があるが、世帯状況届（2・3号）には、チェック欄が設けられておらず、代わりに、「就労状況（勤務先、休職中等）、通学先名（学年）、通園先名、入所先名、障がいの有無（等級）等」を自由に記載する欄が設けられているだけであった。

<sup>197</sup> 低所得世帯であって、障がい者同居の世帯については、一般的な世帯より利用者負担額が軽減されることになっている。障がい者同居世帯とは、身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の対象児童及び国民年金の障害基礎年金等の受給者のいずれかを有する世帯をいう。

世帯状況届（2・3号）の様式だと、自由記載欄に何をどのように記載すればよいか分からず、結果として記載が漏れてしまう可能性が高い。事象②は、世帯状況届（1号）のようなチェック方式の様式であれば、正確に申告がなされていた可能性がある。

したがって、世帯状況届（2・3号）の様式を、世帯状況届（1号）と同様にチェック方式にするよう早期に修正することが望ましかった（意見）。

なお、この点については、令和元年9月より既に修正されており、世帯状況届（2・3号）もチェック方式となっていることを付記する。

#### カ 保育料の算定方法の周知

前述の南区における事象①及び②は、世帯状況届の様式が十分に整備されていないことに要因があると考えられるが、もう一つの要因としては、保育料の算定方法が十分に本市担当者及び保護者に周知されていないことが考えられる。

保育料が増減する可能性がある事由については、十分に本市担当者及び保護者に周知する必要があり、内縁の配偶者（事象①）や同居の障がい者（事象②）など、申告を誤りやすい事項については、特に入念に注意喚起を行う必要がある（意見）。

#### (39) 私立幼稚園就園奨励費

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	保育料係
事業（費）名称	私立幼稚園就園奨励費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	1,063,388（千円）	決算額	1,010,446（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	現行の私学助成を受けて運営する私立幼稚園に在園する園児の保護者の負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図ることを目的として、文部科学省の補助基準に基づき、世帯の所得に応じて入園料と保育料の一部を補助する <sup>198</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手續・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

#### 監査の結果

監査手續の範囲内において、不適切な点はなかった。

<sup>198</sup> 私立学校振興助成法、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（文部科学省）、札幌市私立幼稚園就園奨励費等補助金交付要綱

## (40) 保育ニーズコーディネーター費

部名	支援制度担当部	課名	施設運営課	係名	保育推進係
事業（費）名称	保育ニーズコーディネーター費		新規・ <u>レベルアップ</u> ・その他		
予算額	29,000（千円）	決算額	27,949（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	保育サービスに関する情報提供、相談及び保育所へ入所できなかった家庭へのアフターフォロー業務を行うことを目的として各区に配置されている保育ニーズコーディネーターに関する費用である。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手續・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手續の範囲内において、不適切な点はなかった。

## (41) 保育士等支援費

部名	支援制度担当部	課名	施設運営課	係名	保育推進係
事業（費）名称	保育士等支援事業		新規・ <u>レベルアップ</u> ・その他		
予算額	31,000（千円）	決算額	29,362（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	保育士の就職支援等を行う「札幌市保育士・保育所支援センター」の運営及び保育教諭資格取得に係る費用の補助を行う事業である。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手續・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手續の範囲内において、不適切な点はなかった。

## (42) 認可外保育施設の認可化移行支援事業

部名	支援制度担当部	課名	施設運営課	係名	認可担当係
事業（費）名称	認可外保育施設の認可化移行支援事業		新規・レベルアップ・その他		
予算額	2,300（千円）	決算額	0（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	認可外保育施設が認可化移行をするにあたり必要な経費の一部を補助する事業である <sup>199</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	補助金申請の手続等は適切か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。なお、令和元年（平成31年）度の執行実績はなかった。

## (43) 私立保育所整備等補助金

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	施設整備担当
事業（費）名称	私立保育所整備等補助金		新規・レベルアップ・その他		
予算額	1,063,000（千円）	決算額	1,121,014（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	増加する保育需要への対応及び老朽化した施設の改善を目的として、私立認可保育所の整備に対する補助（新築費補助、分園新築費補助、増改築費補助、増築費補助、賃貸物件による創設補助）を行う <sup>200</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

<sup>199</sup> 札幌市認可外保育施設の認可化移行支援費補助金交付要綱

<sup>200</sup> 保育所等整備交付金交付要綱（厚生労働省）、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（同）、札幌市児童福祉施設等整備費補助金交付要綱

## (44) 地域型保育改修等補助金

部名	支援制度担当部	課名	施設運営課	係名	施設整備担当係
事業（費）名称	地域型保育改修等補助金		新規・ <u>レベルアップ</u> ・その他		
予算額	254,000（千円）	決算額	342,556（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	卒園後の受け皿となる連携施設の確保を条件として、小規模保育事業 A 型を実施するための新築費・改修費の補助を行う事業である <sup>201</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

## (45) 認定こども園整備補助金

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	施設整備担当
事業（費）名称	認定こども園整備補助金		新規・ <u>レベルアップ</u> ・その他		
予算額	3,061,000（千円）	決算額	1,623,768（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	増加する保育需要への対応を目的として、①幼保連携型認定こども園の保育所機能部分の定員増（幼稚園機能部分の改築にも補助）、②幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の定員増、③幼保連携型認定こども園の新築費の補助を行う <sup>202</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

<sup>201</sup> 札幌市家庭的保育事業等認可要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（厚生労働省）、札幌市児童福祉施設等整備費補助金交付要綱

<sup>202</sup> 保育所等整備交付金交付要綱（厚生労働省）、認定こども園施設整備交付金交付要綱（文部科学省）、札幌市児童福祉施設等整備費補助金交付要綱



## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

### (46) 私立保育所等災害復旧補助金

部名	子育て支援部	課名	施設運営課・保育推進担当課	係名	施設整備担当
事業（費）名称	私立保育所等災害復旧補助金		新規・レベルアップ・その他		
予算額	36,000（千円）	決算額	27,947（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	地震により損傷した私立認可保育所や認定こども園等の施設の復旧費用（厚生労働大臣と協議して承認を得た災害復旧事業費用）の一部を補助するもの（事業費のうち、8/9は厚生労働省の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金により負担） <sup>203</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

### (47) 私立教育・保育施設給付費

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	給付係
事業（費）名称	私立教育・保育施設給付費		新規・レベルアップ・その他		
予算額	39,561,596（千円）	決算額	38,713,117（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	子ども・子育て支援新制度における施設型給付費 <sup>204</sup>				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	本事業に関連する手続が適切かつ効率的に行われているか。 本事業の支給手続は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

<sup>203</sup> 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）

<sup>204</sup> 札幌市教育・保育施設及び地域型保育事業給付要綱

## 監査の結果

### ア 様式遵守について

(ア) 私立認可保育所が、保育所委託費（子ども・子育て支援附則 6）を請求する際に本市長宛に提出する「保育所委託費概算書（第 1 四半期分）」<sup>205</sup>の中には、捨印が全ページに押印されているものと、全く押印されていないものが認められた。

加除修正点等が存在する場合に、捨印がなければ簡易な修正もできずに差し替え等の対応を求めることになり、非効率的な事務遂行が生じることとなるため、捨印の押捺を徹底するよう求めることが望ましいが、事業者によっては社則や内規により捨印の押捺を禁止している場合もあるため強制はできないという。そのため、事業者の事情に配慮しつつも、押捺を勧奨することが望ましい（意見）。

(イ) 同じく「保育所委託費概算書」の提出者の記載について、設置主体を明記せず保育園園長名で提出しているもの等、提出主体の記載がないものが認められた。提出者の権限に疑義を生じさせないよう、設置主体の明記を徹底させるべきである（意見）。なお、平成 30 年 12 月以降、管理部門が変更されたことに伴い、設置主体を必ず明記する運用に改められている。

(ウ) 施設型給付費の基本となる公定価格の算出において加算対象とされている施設機能強化推進費<sup>206</sup>を請求する際に、私立認可保育所等が札幌市長宛に提出する申請書に対応する「加算・調整項目実績報告書」について、納品書や領収書の添付が漏れている事象が多く認められた。

このような事象については再度提出するよう指導しているようであるが、証憑の添付漏れが多いため、再提出を求めること自体が事務負担を増加させているものと考えられる。

報告書の書式自体に添付書類として納品書、請求書、領収書と記載されているところではあるが、全ての支出について必ず提出することなどと注意書きを付するなどし

<sup>205</sup> 各保育所には、エクセルシートの形で概算書書式が提供されており、各施設はそれぞれ必要な部分を入力・印刷して本市へ提出する（「各四半期の概算書作成要領」）。

<sup>206</sup> 一時預かり事業等の事業を複数行う施設において、職員等の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算される費用（「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号）1 条 40 号）。なお、加算の認定は、施設が所在する市町村長が担い、施設設置者から申請書を提出させ、必要な審査を行うこととされる（「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日付府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号）27 頁を参照）。  
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h310425/shinkyu.pdf>

て、添付漏れの件数を減らす工夫をすべきである（意見）。

イ 「加算・調整項目実績報告書」の審査について

施設機能強化推進費を請求するために私立認可保育所等が本市市長宛に提出する申請書に記載していた物品とは異なる物品を購入している事象が認められる。このような事象を発見した場合、本市は、各園に対して事情を聴取し、やむを得ない事情（予定していた物品の在庫がないためやむを得ず同等の代替品を購入する等）がある場合には、当該物品が適当な品目かどうかを審査・認定し、不相当と認める場合には、給付費の再精算により返還を求めているという。

申請時に想定していた物品の在庫がないためやむを得ず代替品を購入すること等があり得ることは理解できるが、その場合、本市からの指摘・事情聴取を待つまでもなく、申請書と異なる物品を購入した場合にその旨及びその理由を各園から報告させることにより、本市の審査・認定事務の遂行を効率的かつ有効的に行うことができ、発見漏れも防止できるから、そのような運用へと変更することが望ましい（意見）。

なお、令和元年度から代替品の購入を不可とするなど、運用が改められている。

(48) 私立保育所等補助金

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	給付係、運営係、施設整備担当、運営調整担当
事業（費）名称	私立保育所等補助金		新規・レベルアップ <u>その他</u>		
予算額	2,858,000（千円）		決算額	2,801,436（千円）	
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	本市所在の私立認可保育所等に対し、人件費その他の経費に対する各種補助金を交付する。地域型保育事業所にも補助対象を拡充する <sup>207</sup> 。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

<sup>207</sup> 札幌市私立認可保育所等に対する各種補助金交付要綱、産休等代替職員雇用費補助金交付要綱、障がい児保育事業補助金交付要綱、食物アレルギー児保育事業費補助金交付要綱

## (49) 時間外保育事業費

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	給付係
事業（費）名称	時間外保育事業費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	419,000（千円）	決算額	363,936（千円）		
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input checked="" type="checkbox"/> その他 （公立：直営   私立：補助・助成）				
事業（費）概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業 <sup>208</sup>				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	本事業に関連する手続きが適切かつ効率的に行われているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

ア 時間外保育事業を実施する保育所等の設置者は、毎年度、事業開始前に、事業計画、事業の予定対象児童数等について市長に協議書を提出する（札幌市時間外保育促進事業実施要綱8条）。その協議書の「申請者」欄には、設置主体が明記されておらず、住所と氏名が記載されているにとどまるものが多く認められたが、これは協議書自体が「住所」、「氏名」との欄しか設けていないことによるものと考えられる。

法人又は団体名等の記載をしておくことで、不適切な記載や記入漏れを防止できるので、様式を見直すべきである（意見）。

イ 前掲協議書について、園長名のみで提出しているものが多く認められるが、委任状の提出は求めているという。

運営母体の意向であることを明確にするため、代表権のない園長名のみで提出する場合には委任状を求め、運営母体の意向であることを把握できるようにすべきである（意見）。

## (50) 公立保育所等給付費

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	給付係
事業（費）名称	公立保育所等給付費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	1,869,839（千円）	決算額	1,703,580（千円）		

<sup>208</sup> 札幌市園長保育促進事業実施要綱、札幌市保育所閉所時間延長促進事業実施要綱、札幌市延長保育促進事業費補助金交付要綱

執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託）	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> その他
事業（費）概要				
子ども・子育て支援新制度における施設型給付費 <sup>209</sup>				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）				
給付費の算定、支給手続は適正相当に行われているか。				
監査の手続・方法				
<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

### (51) 市立幼稚園給付費

部名	子育て支援部	課名	施設運営課	係名	給付係
事業（費）名称	市立幼稚園給付費			新規・レベルアップ・ <b>その他</b>	
予算額	350,493（千円）		決算額	368,015（千円）	
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託）	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> その他	
事業（費）概要					
子ども・子育て支援新制度における施設型給付費 <sup>210</sup>					
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）					
給付費の算定、支給手続は適正相当に行われているか。					
監査の手続・方法					
<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他					

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

### (52) 地域型保育給付費

部名	支援制度担当部	課名	施設運営課	係名	給付係
事業（費）名称	地域型保育給付費			新規・レベルアップ・ <b>その他</b>	
予算額	3,550,045（千円）		決算額	3,714,445（千円）	
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託）	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> その他	
事業（費）概要					

<sup>209</sup> 札幌市教育・保育施設及び地域型保育事業

<sup>210</sup> 札幌市教育・保育施設及び地域型保育事業給付要綱

<p>保育サービスの供給を増やし、待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスを提供することを目的として、家庭的保育事業者（保育を必要とする乳幼児を居宅等で保育する）・小規模保育事業者（保育を必要とする乳幼児を交通利便性の高い地域の賃貸物件等で保育する）・事業所内保育事業者（保育を必要とする乳幼児を会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと保育する）に対し、地域型保育給付費を支給する<sup>211</sup>。</p>
<p><b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b> 事業費の支出は適正相当か。</p>
<p><b>監査の手續・方法</b>  <input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲   <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング   <input type="checkbox"/> その他</p>

### 監査の結果

監査手續の範囲内において、不適切な点はなかった。

## 3 幼児教育事業に関する監査結果（教育委員会事務局）

### (1) 幼稚園運営管理費

<b>部名</b>	生涯学習部	<b>課名</b>	総務課・学校施設運営課	<b>係名</b>	学校経理係・管理係・計画係
<b>事業（費）名称</b>	幼稚園運営管理費			新規・レベルアップ・ <b>その他</b>	
<b>予算額</b>	53,960（千円）		<b>決算額</b>	53,137（千円）	
<b>執行形態</b>	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
<b>事業（費）概要</b>	幼稚園における施設等の維持・管理、運営等に関する経費。主に光熱水費、委託料（警備・施設点検等）、消耗品・備品の購入費である。				
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b>	事業費の支出は適正相当に行われているか。				
<b>監査の手續・方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

### 監査の結果

監査手續の範囲内において、不適切な点はなかった。

<sup>211</sup> 札幌市教育・保育施設及び地域型保育事業給付要綱

## (2) 教材用備品購入費（幼稚園）

部名	生涯学習部	課名	学校施設課	係名	管理係
事業（費）名称	教材用備品購入費（幼稚園）			新規・レベルアップ・ <u>その他</u>	
予算額	5,000（千円）		決算額	3,221（千円）	
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要					
幼稚園で使用する各種教材等の整備を行う。					
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）					
事業費の支出は適正相当に行われているか。					
監査の手続・方法					
<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他					

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

## (3) 幼稚園教職員等関係費

部名	学校教育部	課名	教職員課	係名	人事係・職員健康管理担当・給与係・教育推進係
事業（費）名称	幼稚園教職員等関係費			新規・レベルアップ・ <u>その他</u>	
予算額	17,000（千円）		決算額	13,743（千円）	
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要					
①時間講師及び非常勤職員（幼稚園事務補助員）の報酬支給、②学校職員の時間外勤務手当の支給、③非常勤職員等の公務上の災害に対する補償、④教職員の公務に要す旅費の支給、⑤学校職員の業務遂行上必要な被服の貸与、⑥市立幼稚園募集案内、抽選券の作成、⑦営業車使用量（緊急移送用）に要する費用					
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）					
事業費の支給・支出は適正相当に行われているか。					
監査の手続・方法					
<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他					

## 監査の結果

監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった。

(4) 幼児教育センター関係費

部名	学校教育部	課名	教育推進課幼児教育センター担当課	係名	幼児教育担当係
事業（費）名称	幼児教育センター関係費		新規・レベルアップ・ <b>その他</b>		
予算額	60,500（千円）	決算額	50,379（千円）		
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	幼児教育センターと市立幼稚園が私立幼稚園等と連携し、幼児教育の振興を図る事業を実施する。 ① 研究・研修～幼児教育に関する研究、教員の専門性の向上を図る研修の実施 ② 相談支援～子育てや発達に関する教育相談、幼稚園等や保護者への支援の実施 ③ 保護者等啓発～子育ての支援や幼児教育に関する啓発、預かり保育の実施 ④ 幼保小連携推進～幼児期と児童期の円滑な接続連携を図るため組織的、継続的な推進体制の促進				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	本事業が法規的に行われているか。 事業内容が経済的・効率的・有効的に行われているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

ア 幼児教育センターでは、幼児の教育相談の中で、医師への相談希望があった場合に、医師による診断や指導助言を受けることができる事業が行われている（以下、この項目において「本事業」という）。

具体的には、年3回の実施日を設け、各回3枠、年間合計9枠の利用枠を設けている。平成28年ないし同30年度における利用実績は、以下のとおりである。

年 度	第1回実施日	第2回実施日	第3回実施日
平成28	2件	0件	2件
平成29	1件	0件	0件
平成30	0件	0件	0件

イ 本事業を所管する教育委員会によれば、年間利用枠が9枠と限定されているため、ホームページ等による市民への周知は行なっておらず、教育相談の中での情報提供に限られているという。



ウ 幼児の教育相談を希望する親にとって、不安や疑問に思う点を専門家である医師に診断してもらい、指導助言を受けられる体制があるということは大変心強いものであるため、本事業の意義や重要性、潜在的なニーズはあると考える。

前記のように利用件数が 0 件の相談日が多い現状からすると、ホームページ上に掲載されている幼児教育相談のリーフレットの中に制度案内を盛り込むなどして、積極的に制度の存在を周知し、利用促進を図る必要がある（意見）。

なお、予定枠を超える利用希望が寄せられた場合は、先着順対応とし、なお消化しきれない状態が継続する場合は、本事業の拡充も視野に入れるべきと考える。

#### 4 指導監査についての監査結果

部名	保険福祉局監査指導室/子ども未来局子育て支援部	課名	監査指導課 / 施設運営課
事業（費）名称	児童福祉施設等への指導監査	新規・レベルアップ・ <u>その他</u>	
執行形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他		
事業概要	児童福祉施設 <sup>212</sup> への指導監査は、施設の運営管理の全般を対象として総合的に行い、関連法例、通知等による指導監査を実施することにより、適切かつ円滑な運営を確保すること		

<sup>212</sup> 児童福祉施設：児福法が定める児童福祉施設は、下表のとおり、12 種類がある（児福 7、36～44 の 2）。

施設種別	根拠法令	施設目的・対象者	
助産施設	児福 36	保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けさせることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせる施設（本市内に 6 施設、定員 13 名）	
乳児院	児福 37	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（本市内に 1 施設、定員 40 名）	
母子生活支援施設	児福 38	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させてこれらの者を保護するとともにこれらの者の自立促進のため生活を支援し、退所した者につき相談その他の援助を行う施設（本市内に 6 施設、定員 13 名）	
保育所	児福 39	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う施設（本市内に 260 施設、定員 23,258 名）	
幼保連携型認定こども園	児福 39 の 2	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満 3 歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児。幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児・幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え心身の発達を助長する施設（本市内に 48 施設、定員 9,247 名）	
児童厚生施設	児童館	児福 40	屋内に集会室、遊戯室、図書室等必要な設備を設け児童に健全な遊びを与えその健康を増進し又は情操を豊かにする施設
	児童遊園		屋外に広場、ブランコ等必要な設備を設け児童に健全な遊びを与えその健康を増進し又は情操を豊かにする施設
児童養護施設	児福 41	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（本市内に 5 施設、定員 291 名）	
障害児入所施設	福祉型	児福 42	①主に知的障がいのある児童を入所させて保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設（本市内に 2 施設、道内に他に 8 施設）、②主に病院に入院することを要しない肢体不自由児で家庭における療育が困難な児童を入所させる施設（道内に 1 施設）、③主にろうあ児を入所させて保護するとともに独立自活に必要な指導又は扶助をすることを目的とする施設（道内に 1 施設）、④主に医療的ケアを必要としない自閉症児を入所させて心理治療、生活指導訓練を行う施設（本市内に 1 施設）
	医療型		①主に重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設（本市内に 2 施設、道内に他に 4 施設）、②上肢・下肢または体幹の機能の障がいのある児童を治療するとともに独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする入所施設（本市内に 1 施設）

を目的としている（札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱）。児童福祉施設には該当しないものの、幼稚園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園に対する指導監査も実施している。また、本市に指導監査の実施義務はないものの、児童福祉施設に準じて、公立保育所に対する調査も実施している。

**監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）**

児童福祉施設等に対する指導監査は、関係法令や要綱等に照らして合規的、かつ効果的な内容となっているか。また、監査結果の記録が適切に行われているか。

公立保育所に対する調査は、効果的な内容となっているか。

**監査の手続・方法**

■ 関連簿冊の査閲 ■ 担当者ヒアリング □ その他

**監査の結果**

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する指導監査

(ア) 施設監査

各特定教育・保育施設等に対し認可を行う者は、児童福祉法等に基づき、認可基準の遵守（職員配置基準や面積基準の遵守等）等の観点から、施設監査を実施する。施設監査の主体、根拠規定及び監査指針は、以下のとおりである。

児童発達支援センター	福祉型	児福 43	就学していない主に知的障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、または保護者と共に通わせて保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設（本市内に 2 施設）
	医療型		就学していない主に肢体不自由児及びその保護者を日々通わせて必要な療育の指導をすることを目的とする施設（本市内に 2 施設）
児童心理治療施設		児福 43 の 2	軽度の情緒障がい等を有する児童を短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、その情緒障がい等を治しあわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと目的とする施設（本市内に 1 施設、入所定員 23 名、通所定員 5 名）
児童自立支援施設		児福 44	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（道内に 3 施設）
児童家庭支援センター		児福 44 の 2	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設（市内に 4 施設）

以上のほか、児福法上の児童福祉施設ではないが、関連する施設等は、以下のとおり。

施設種別	根拠法令	施設目的・対象者
自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）	児福 6 の 3、33 の 6	義務教育終了児童等に対し、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業。入居定員は 5 人から 20 人まで（本市内に 4 カ所、道内に他に 10 カ所）。第 2 種社会福祉事業。
地域小規模児童養護施設	地域小規模児童養護施設設置運営要綱	児童養護施設における本体施設の分園（グループホーム）のうち、要綱に定める基準に適合するものとして都道府県知事、政令市市長又は児童相談所設置市市長の指定を受けたもの。地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする施設。入居定員は、6 名までで 5 名を下回らないこと（本市内に 8 施設、道内には他に 13 施設）
里親	児福 6 の 4	保護者のない児童または保護者に監護されることが不適当であると認められる児童を、里親の家庭に委託して養育する制度。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の 4 種。
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児福 6 の 3 VIII	保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適当であると認められる児童（「要保護児童」という。）について、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。入居定員は、5 人または 6 人まで（市内に 11 カ所、道内に他に 11 カ所（休止中を除く））

施設の種類		認可等の主体（監査主体）	根拠規定	監査指針	
特定教育・保育施設	保育所	都道府県・政令市・中核市	児福法 46 条	児童福祉行政指導監査の実施について（平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号）	
	園 幼稚	都道府県	学校教育法	従前の取扱いと同様、監査方針等は、必要に応じて、各都道府県が判断。	
	認定こども園	幼保連携型	都道府県・政令市・中核市 <sup>213</sup>	認定こども園法 19 条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 373 号、27 文科初第 1136 号、雇児発 1207 第 1 号）
		保育所型		児福法 46 条	保育所として指導監査を実施。その上で、認定権者の判断により、必要に応じ、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を実地調査等により確認。
		幼稚園型		学校教育法	幼稚園として指導監査を実施。その上で、認定権者の判断により、必要に応じ、認定子ども園としての認定基準の遵守状況等を実地調査等により確認。
		地方裁量型		児福法 59 条	認可外保育施設として指導監査を実施。その上で、認定権者の判断により、必要に応じ、認定子ども園としての認定基準の遵守状況等を実地調査等により確認。
定地域型保育事業	市町村	児福法 34 条の 17	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（通知）（平成 27 年 12 月 24 日雇児発 1224 第 2 号）		

#### (イ) 確認監査

各特定教育・保育施設等に対し確認を行う者は、子ども・子育て支援法に基づき、確認基準の遵守及び施設型給付等の支給に関する業務の適正な実施等の観点から、指導監査を行う<sup>214</sup>。

<sup>213</sup> 幼保連携型以外のこども園の認定権限については、平成 30 年 4 月 1 日より政令市に（地自令 174 の 26）、平成 31 年 4 月 1 日より中核市に（同 174 の 49 の 2）、それぞれ権限が委譲されることとなった。

<sup>214</sup> 確認監査については、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 390 号、27 文科初第 1135 号、雇児発 1207 第 2 号）」に基づいて実施する。

各特定教育・保育施設等に対して確認を行う主体は市町村であるため、確認監査の実施主体も市町村である（特定教育保育施設については、子育て支援 38、特定地域型保育事業については同 50）。

#### （ウ） 業務管理体制の確認検査

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者から業務管理体制の整備に関する事項の届出を受けた者は、法令遵守責任者の選任状況や法令順守に係る規定の適切な整備等の観点から、業務管理体制の確認検査を行う（子育て支援 55Ⅱ）。

業務管理体制の整備に関する事項の届出先は、施設全てが 1 つの市町村内に所在する場合には市町村長、施設が 2 つ以上の都道府県に所在する場合には内閣総理大臣（内閣府子ども・子育て支援本部）、これら以外の場合には、都道府県知事である（子育て支援 55Ⅱ、子育て支援規 46）。この届出を受けた主体（市町村長、都道府県知事、内閣総理大臣）が業務管理体制の整備に関する検査を実施する（子育て支援 56）。

設置者・事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、確認を受けている施設又は事業所の数が 20 未満の場合には法令遵守責任者の選任、20 以上 100 未満の場合にはこれに加えて法令遵守規程の整備、100 以上の場合にはこれらに加えて業務執行状況の定期的な監査実施である（子育て支援 55Ⅰ、子育て支援規 45）。検査事項についても、これらの整備・実施が適切になされているか否かの確認である<sup>215</sup>。

#### イ 北海道との連携

「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 391 号、27 初幼教第 28 号、雇児保発 1207 第 1 号）によれば、「指導監査等を行うに当たっての留意事項について」の項目で、子ども・子育て支援新制度下においては、各法令等に基づき、複数の指導監査等が行われることになるため、その実施に当たっては、都道府県及び市区町村において相互に連携して対応する等負担軽減に努め、効果的な指導監査となるよう努められたい旨記載されている。

具体的には、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を同時に行う等、事前に都道府県及び市町村間で調整を行い、必要に応じて複数の監査を同時に実施する、監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図るといった方策が示されている。

本市と北海道についていえば、幼稚園及び幼稚園型認定こども園に関して、施設監査は北海道所管、確認監査及び業務管理体制の確認検査は本市所管となるため、重複が生じる。

---

<sup>215</sup> 業務管理体制の確認検査については、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について（平成 28 年 2 月 15 日府子本第 55 号）」に基づいて実施する。

この点について、本市子育て支援部施設運営課に照会したところ、「毎年北海道の監査を実施する担当部署と連絡をとっており、日程等の確認はしていますが、合同の監査を実施するなどの連携にまでは至っておりません。」との説明を受けた。

前記の通達を踏まえて、北海道と更なる連携を深め、合同監査の実施、監査の際に求める資料や様式等の統一化など、対象となる幼稚園及び幼稚園型認定こども園の負担軽減となるような方策を検討されたい（意見）。

#### ウ 要綱の整備

特定教育・保育施設のうち、保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園については、「児童福祉施設」に該当するため、「札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱」の対象となっている。また、特定地域型保育事業については、「札幌市家庭的保育事業等指導監査実施要綱」の対象となっている。

他方で、幼稚園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については、「児童福祉施設」に該当しないことから、直接の適用対象となる要綱が存在しない。

この点について、本市子ども未来局子育て支援部施設運営課に照会したところ、「監査要綱は作成しておらず、毎年の方針決済のもとに『札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱』を準用して実施しています」という説明を受けた。

しかし、幼稚園については、本市では書面監査により指導監査を実施しているため<sup>216</sup>、原則として実地監査により指導監査を実施する児童福祉施設とは性質が異なる上、書面監査の結果、問題が認められた施設への実地監査を行う基準や内容等を明記する必要性は高い。

また、幼稚園型認定こども園の法的性格は学校であるため（幼稚園＋保育所機能）、幼稚園に準じた指導監査が必要となる。さらに、地方裁量型認定こども園は、学校でも児童福祉施設でもない類型であるため（幼稚園機能＋保育所機能）、児童福祉施設に準じた指導監査を実施するのか、幼稚園に準じた指導監査を実施するのか、又はこれらとは異なる手法で指導監査を実施するのかについて明確化しておく必要性は高い。

したがって、幼稚園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園について、それぞれの特色を踏まえた上で、指導監査の内容等を要綱で明記するのが望ましい（意見）。

#### エ 業務管理体制の整備

---

<sup>216</sup> 幼稚園については、施設監査の実施主体は北海道であり、本市は確認監査及び業務管理体制の確認検査のみ実施主体となること、「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」（平成27年12月7日府子本第391号、27初幼教第28号、雇児保発1207第1号）によれば、「私立幼稚園については、従来よりそれぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを踏まえた対応を行うこと」とされていることからすれば、書面監査を原則とする方針を採ること自体は問題ないと考えられる。

(ア) 届出書の確認

施設運営に関する「定期運営指導調書」の中に、「業務管理体制の整備（聞き取り）」という項目が設けられている。本市子育て支援部施設運営課に対して、実地において届出書類の確認をしているか照会したところ、「届出先が本市の施設については、本市で作成しているチェック表で確認しています。届出先が本市以外の場合は、なるべく届出書類を確認するようにしておりますが、市外の本部が所管している等、その場で書類が確認できない場合は、口頭確認としています。」との説明を受けた。

なるほど、届出先が本市以外の行政機関（北海道又は内閣総理大臣）である場合には、本市が業務管理体制の確認検査を実施する必要はない。

しかし、「業務管理体制届に係るフローチャート」によれば、本市においては、届出先が本市以外の行政機関（北海道又は内閣総理大臣）である場合には、届出書の写しを本市へ提出してもらって運用となっている。

したがって、本市以外の行政機関（北海道又は内閣総理大臣）が届出先である場合においては、本市へ提出している届出書の写しを確認するとともに、確認がとれない場合には、可能な限り当該行政機関に照会して業務管理体制の整備状況を確認するのが望ましい（意見）。

(イ) 法令遵守責任者以外の事項

前記「業務管理体制の整備（聞き取り）」の項目には、「法令順守責任者」を記載する欄が設けられているものの、法令遵守規程の整備及び業務執行状況の定期的な監査実施については、特段の記載欄が設けられていない。

本市が法令遵守規定の整備について確認検査を行うべき場合は、確認を受けている施設又は事業所の数が 20 以上であり（業務執行状況の定期的な監査実施については、100 以上）、かつ、その全てが本市に所在する場合に限られる。この対象となる設置者・事業者が現在本市に存在するか否かは明らかではないものの、少なくとも将来的に本市に存在することになる可能性は考えられる。

したがって、「業務管理体制の整備（聞き取り）」の項目においては、検査項目の漏れが生じないように、法令順守責任者以外の事項（法令遵守規定の整備及び業務執行状況の定期的な監査実施）についても記載欄を設けておくのが望ましい（意見）。

オ 指導事項や助言事項該当性の判断理由の明記

(ア) 監査人が定期運営指導調書の一部を抜き取り査閲したところ、以下の事象が認められた。

- ・ 苦情処理体制の整備状況について、「苦情処理規程整備」が「無」、「第三者委員の複数設置」が「無」となっているにもかかわらず、口頭指導や助言事項に反映されていない施設が認められた。
- ・ 実費徴収について、「引きおとし、直接の場合、押印や領収書発行ない場合あり」とのメモがある施設につき、口頭指導や助言事項に反映されていなかったところ、引き落としの場合はともかくとして、直接金銭を受領した場合に領収書の交付がないのであれば、口頭指導や助言事項に反映させるべきはないかとの疑問が生じた。
- ・ 苦情の記録、苦情内容及び解決結果の定期的な公表が「無」となっている施設について、口頭指導や助言事項に反映させるべきではないかとの疑問が生じた。この点については、ある施設において、「苦情内容及び解決方法の公表にあたっては、苦情の有無にかかわらず、記録簿で苦情の有無及び内容等を確認したうえで、定期的に園だより等にて結果を公表すること。」との助言事項があったことから、施設間の公平性の観点からも問題があるとの疑問が生じた。
- ・ 苦情内容及び解決結果の公表方法が「園だより」とされており、「定期的である以上、苦情の有無にかかわらず行うもので、毎月が最低限と解される。」との記載が指導調書上にあるにもかかわらず、毎月の「園だより」には、「苦情の有無」の記載がないものが認められた（幼稚園、幼稚園型認定こども園、私立認可保育所）。また、指導調書において、「アンケートのけっか→お手紙で公表している」、「もしあればHP公表」、「通知文」、「年度末にアンケートを実施、ご意見は公表し改善している」、「保護者会、自己評価の場などで」、「保ゴ者アンケート結果周知」、「幼稚園アンケート実施 父母会でアンケート実施（父母会独自で実施、年2回）」などとの記載もあったが、毎月定期的に公表しているか疑問が生じた。なお、この点について、「家庭的保育事業等監査報告書」の指導調書には、毎月の園だよりにおいて、「今月の意見、苦情はありませんでした。」との記載があるものが殆どであったため、家庭的保育事業等については、苦情内容及び解決結果の定期的な公表について担当者が指導していることが窺われた。
- ・ 苦情処理で保護者への通知・提出が「無」となっている施設について、口頭指導や助言事項に反映されていないものが認められた。
- ・ 園独自の休園日が「有」になっている施設について、口頭指導や助言事項に反映されていない事象が認められた。この点については、平成30年度の保育所等指導監査の「重点事項」の中で、「年末年始以外に休園日（特に年度末）を設けていないか。」という項目を設けていることから、問題があるとの疑問が生じた。
- ・ 保育士資格要件が「変更未手続」となっている施設について、口頭指導や助言事項に反映されていない事象が認められた。
- ・ 特記事項に、「肘内症で受診のケースを「ヒヤリハット」と捉え、事故記録簿に記載していなかった。園児が受診したケースは、全て「事故」と認識して事故記録に

残し、事故の再発を防止するための検証も怠らなく行うよう助言した。」との記載がある施設について、口頭指導や助言事項に反映されていない事象が認められた。

- ・ 「事故発生及び事故発生時のマニュアルを作成すること」、「治療に要する期間 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合は札幌市に対して報告を行うこと」<sup>217</sup>がいずれも助言事項にとどまっている施設が認められた。しかし、マニュアルの不作成、報告の懈怠という事象からして、当該施設は事故に対する危機管理が不十分と言わざるを得ず、指導事項にすべきではないかとの疑問が生じた。

(イ) 本市では、指導監査の担当者は、基本的に指導調書のチェックリスト（個票）を現地で作成し、チェック時には必要な助言等を行い、帰庁後、指導調書（復命書）作成時に助言した項目等について、法令上の位置付け等を鑑み、最終的に口頭指導や助言事項の決定を行っているという。

前記の事象については、法令上の位置付けや国の通達等を吟味して、最終的には指導事項や助言事項とするか否かを判断したとのことであるが、少なくとも、指導調書（復命書）上からは、どのような理由で指導事項や助言事項としたのか、又はしなかったのかが判然としない。

指導事項や助言事項とした理由又はしなかった理由について指導調書（復命書）に記載がなければ、施設間の公平性を損なう可能性や次回監査への引継ぎが不十分となってしまう可能性が考えられる。

そのため、指導監査の担当者が問題となりうる項目にチェックを行った場合には、指導事項や助言事項とするか否かの判断理由について、指導調書（復命書）に明記しておくべきである（指摘）。

(ウ) なお、前記の点に関して、本市は、令和元年度から様式を見直し、指導調書のチェック項目において指導事項となりうる項目にチェックを行った場合には、指導事項とするかの判断理由について、復命書に記載するよう改めており、また、今後の指導監査に向けては、指導調書のチェック欄をまとめるなどチェック内容を見やすくするよう様式を見直し、決裁時に指導内容に漏れがないようチェック機能がより働く様式に修正するとの見解を示していることを付記する。

#### カ 事故防止マニュアルの送付

事故防止のマニュアル、事故発生時のマニュアル、事故記録簿の作成について、いずれも作成して「いる」にチェックがついているが、簿冊には編綴されていないものが認められた。本市子育て支援部施設運営課に対して照会したところ、実地においてこれらの書類は確認しているとの説明を受けた。

<sup>217</sup> 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 27 年 2 月 16 日府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号）に記載がある。



しかし、当該施設のマニュアル等が形式的に存在しているだけでは不十分であり、その内容が適切でなければ、事故の発生を防止することは困難であるため、写しの送付を求めた上で慎重に検討するのが望ましい。

また、万が一事故が発生した場合に、当該施設のマニュアル等の内容の適切性について事後的に検証が可能となるという観点からも、写しの送付を求めておくのが望ましい（意見）。

#### キ 定期運営指導調書の不備事象

定期運営指導調書に、以下の不備事象が認められた。適切な記載を励行されたい（指摘）。

- ・ 定期指導運営調書の「(3)苦情処理（苦情処理簿、聞き取り等で確認。）」の各欄がチェック不足となっており、苦情の状況、苦情処理体制の整備状況が不明な施設があった。
- ・ 重要事項説明書が簿冊に編綴されていない施設があった。

#### ク 公立保育所調査の必要性

(ア) 本市においては、公立保育所の指導監査について、地方自治法 252 条の 19 及び地方自治法施行令 174 条の 26 の規定により、本市における児童福祉法施行令 38 条に基づく指導監査の実施義務はないものの、児童福祉施設最低基準等が適正に確保されているか確認するため、平成 19 年度より調査を実施してきた。

(イ) 公立保育所の調査については、児童処遇・施設運営関係についてはちあふる所長を、給食運営関係についてはちあふる栄養士をそれぞれ調査実施職員としている。

この点について、本市子育て支援部施設運営課に照会したところ、「公立保育所においては児童福祉法に基づく監査の権限及び実施義務は北海道にあるため、児童福祉施設最低基準等が適正に確保されているかの確認を市独自で行っているものであり、確認項目については私立保育所の監査に準じたものとして子ども未来局の監査担当が精査等を行い、実際の確認については公立保育所間で相互に実施する方法としています。」との説明を受けた。

(ウ) 「公立保育所調査 1」という簿冊を閲覧したところ、指導事項は 1 件もなかった。公立保育所の運営が真に良好であるということであれば特段問題はないものの、ちあふる関係者は、いわば身内であるため、指導監査が甘くなってしまう可能性も否定できない。

実施義務のない公立保育所の調査を今後も継続するのであれば、調査実施職員に子ども未来局職員を充てるなど、実効性のある指導監査となるよう工夫する必要がある（意見）。

## 5 北区及び南区保健福祉部における子育て事業に関する監査結果

### (1) 北区 児童扶養手当支給事務費

部名	保健福祉部	課名	保健福祉課	係名	福祉助成係
事業（費）名称	児童扶養手当支給事務費				
事業（費）概要	児童扶養手当の認定・支給に要する事務費				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	児童扶養手当の認定・支給手続は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

### 監査の結果

#### ア 認定事務の遅滞

「児童扶養手当認定請求取下受付簿」という簿冊の中に、児童扶養手当認定請求却下に関する書類が編綴されている。この中に、平成 27 年 4 月 13 日に児童扶養手当認定に係る資料提出を依頼し、平成 30 年 3 月に架電及び手紙による督促を行なったものの、この間に特段の対応をしなかったとみられる案件のメモが認められた。

この点について、担当係に照会したところ、「遅くとも平成 29 年度以降は、区担当者から年に 1～2 回程度架電及び手紙による督促を行いました。本人からの回答を得ることはできませんでした（当時の担当者に聞き取り）。」との説明を受けた。

北区の回答を前提としても、平成 27 年 4 月 13 日から平成 29 年度までの約 2 年間は何らの対応もしていなかったことになるため、児童扶養手当認定請求の却下が著しく遅滞したと評価せざるを得ない。申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない（行政手続 7）とされていることに照らし、より早急に処理をする必要がある（指摘）。

なお、北区からは、「対応記録の不備などの不適切な処理が事務の遅滞に繋がったことを踏まえ、現在は処理が完結していない案件は全て一覧表を作成・データ化し、随時進行状況を確認して、事務の遅滞が発生しないように管理しております。」との説明があったことを付記する。

#### イ 調査・照会に関する根拠条文の誤り

「児童扶養手当照会・提出命令」という簿冊を査閲すると、受給者等の居住実態を確認するために、北海道電力株式会社や札幌市水道局への照会を行なっているものがある。

同種の照会であるにもかかわらず、照会の根拠条文が児童扶養手当法 29 条と同法 30 条とで分かれていたため、どのような基準で使い分けているのかについて、担当係に照会したところ、「北海道電力株式会社や札幌市水道局等へは児童扶養手当法 29 条、金融機関や年金事務所へは同法 30 条に基づき照会しています。ただ、従前は全市的に北海道電力株式会社や札幌市水道局へも同法 30 条により照会する取り扱いとなっていたため、平成 30 年 9 月より本来の法 29 条を根拠条文とするよう改めたところです。」との説明を受けた。

児童扶養手当法 30 条は、「受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況」を確認するため、「官公署、日本年金機構、法律によって組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団」又は「銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人」を対象に調査を行うものである。電力会社や水道局等は、同条の対象とはならないことから、従前の取扱いは誤りであった（指摘）。

#### ウ 調査・照会に際しての同意書の要否

「児童扶養手当照会・提出命令」という簿冊を査閲すると、児童扶養手当法 29 条又は 30 条に基づく調査・照会について、事前に対象者の同意書を徴取している。

この点について、担当係に照会したところ、「同意書を提出いただけない場合、照会を行うことはございません。」との説明を受けた（ちなみに、これは全市的な運用という）。その理由については、「個人情報取扱いの厳格化に伴い、本人の同意書がなければ関係機関から回答が得られないためです。」との説明であった。

しかし、児童扶養手当法 29 条又は 30 条に基づく調査・照会については、対象者の同意は要件となっていない。また、個人情報保護法 23 条 1 項 1 号は、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できる場合として「法令に基づく場合」を挙げており、この法令には児童扶養手当法 29 条及び 30 条が含まれる。そのため、本人の同意書の提出がなくても、関係機関から回答を得ることは可能なはずである。

もちろん、適正手続の観点の観点から、本人の同意書を徴取した上で調査・照会を行うのが丁寧な対応であるとは考えられるものの、同意書の提出がなければ一切調査・照会を行わないというのであれば、認定事務が遅滞するおそれがある。

したがって、一定期間同意書の提出がないような場合には、同意書の提出がなくても調査・照会を行うことにより、認定事務を迅速に行うのが望ましい（意見）。

(2) 北区 児童手当支給事務費

部名	保健福祉部	課名	保健福祉課	係名	福祉助成係
事業（費）名称	児童手当支給事務費				
事業（費）概要	児童手当の支給等に係る事務費				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の出納事務が適正相当か。				
監査の手続・方法	■ 関連簿冊の査閲 ■ 担当者ヒアリング □ その他				

監査の結果

ア 所得の変更による児童手当の過支給分の返還について

(ア) 所得の遡及変更により児童手当が過支給となる場合について

児童手当は、中学校修了まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童1人につき月額1万5,000円または1万円が支給されるものであるが、所得制限がある（児童手当4・5）。

例えば、扶養親族等が3人の場合、所得制限限度額は736万円であり、手当を受ける者の所得がこの額以上の場合には、児童手当は支給されない。ただし、この場合、特例給付として児童1人につき月額5,000円が支給される（同法附則2）。

そのため、当初は所得が所得制限限度額未満であるとして児童手当を受給していた手当受給者が、後に所得の修正申告を行った結果、所得が同限度額以上となった場合、当該受給者は、既に受けた児童手当額（月額1万5000円または1万円）と本来受けるべきであった特例給付額（月額5,000円）との差額を返還しなければならない。

(イ) 北区の取扱い（内払調整措置）

前記のような過支給となった場合、本市北区では、一律に児童手当法13条<sup>218</sup>の内払調整によって処理している。つまり、今後、支給される特例給付額を過支給の返還に充当している（そのため、現実には受給者の口座に手当金員は振り込まれない。）。

このような内払調整措置は、本来の会計上の原則とは相容れないが、事務処理上の簡素化を考慮して特別に定められた措置である。

<sup>218</sup> 児童手当法13条に定める内払調整：同条は、「児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。」と定める。

同条に関する解説によれば「本条に該当するような場合は、支給事由がないのに支払を受けていた児童手当又は減額されずに支払を受けていた児童手当は、本来ならば、一度これを市町村に返還し、支給要件に該当したことによって支給を受けるべき児童手当又は減額して支給すべき児童手当の全額につき、市町村から支払を受け直すべきものである。これは歳入、歳出の混合を避けるべきであるという、会計上の原則とされているところである。そこで、この点につき、事務処理上の簡素化等を考慮し、本条で特例を設け、そのような過払分を返納させる代わりに、その部分を新たに支給することとなる児童手当から差し引くこととしたものである。」<sup>219</sup>とされている。

また、「この内払の調整措置は、市町村長の職権で行うものであり、この措置をとるかどうかは市町村長の判断に委ねられており、調整する場合は、その旨が受給者に文書をもって通知されるものである。」とされており<sup>220</sup>、市町村長の裁量判断という。

#### (ウ) 適正な内払調整措置のあり方

この内払調整は、本来、受給者から一括返還を求めるべき金銭を事務処理上の便宜等から、その者への将来の給付をしないことによって回収するものであるが、その受給者への将来の給付が確実になされることが予測されていなければ、本市は回収不能ないし回収困難という事態に陥りかねない。そして、将来の給付（この場合は特例給付）は、その受給者が本市に居住しているからこそ、本市から給付されるものであるから、その受給者が将来、本市外に転居してしまえば、本市は返還されるべき金銭の回収に支障を来すことになる。

そうすると、この内払調整を行うにあたっての市町村長の裁量は自由裁量ではあり得ず、将来の回収可能性等の要素を考慮してなされるべきものである。

したがって、内払の調整を行うにしても、受給者に対し、一括返還を希望するか、内払の調整を希望するか（この場合、内払調整期間は本市外へ転居する予定のないこと、仮に転居することとなった場合には即時に残返還金を支払う旨を確認しておく必要がある。）を書面にて確認し、その上で内払の調整をするとの判断をするならば、そのようにすべきである。

また、内払調整をするにあたっては、当然ながら、返還されるべき金額が、将来給付される金額の合計額より少ないことが前提である（そうでなければ、内払調整をしきっても、なお返還金が残ってしまう）。

#### (エ) 北区における処理について

- a 前記のとおり、内払の調整をするにしても、今後の本市外への転居予定等は確認しておくべきであるが、北区においては、そのような手順、手続等は何らなされていない

<sup>219</sup> 五訂 児童手当法の解説 136 頁

<sup>220</sup> 五訂 児童手当法の解説 137 頁

い。今後においては是正すべきである。また、このような処理は本市のうち北区特有ではなく、全区に共通している。本市全体(全区)においては是正すべきである(指摘)。

b また、北区においては、内払の調整期間内(対象児童が15歳の誕生日後の最初の3月31日までしか児童手当・特例給付は支給されない。)には、内払調整の合計額が返還されるべき金額に達しないにもかかわらず、漫然と内払調整処理をしている事象がみられた。

この場合、(受給者が市外へ転居せず)予定どおりの内払調整ができたとしても、返還金は残ってしまうことが予測される。それならば、少なくとも予測される返還残金額を予め支払わせることが必要である。処理運用の是正が必要である(指摘)。

この点について、北区によると、本人から一括払いによる支払困難との申立てがあったことから、内払調整処理を行ったもので、結果的にその後の本人の所得の減少があり、児童手当の受給額の増加があったので、内払調整期間内に返還が済みそうな見込みであるという説明を受けた。

しかし、その後の所得減少による児童手当の受給はあくまで結果論にすぎない。真に一括返済が困難であったとしても、内払調整に加えて分割返済を促すなどの処理をなすべきである。

## イ 刑事施設収容による児童手当の過支給分の返還について

### (ア) 刑事施設収容による受給資格の喪失

受給者が刑事施設に収容された場合、児童を監護かつ生計同一という児童手当の受給要件(児童手当4I)を欠くので、以後、受給者へ児童手当は支給されない。

この場合で、受給者が刑事施設に収容されたことを市町村に知らされないケースでは、本来支給すべきでなかった児童手当が当該受給者に支払われてしまうので、当該受給者は受給額を市町村に返還しなければならないことになる。

### (イ) 北区における事例

北区において、受給者が刑事施設に収容されたことに伴い、その子2人についての児童手当の受給資格を喪失したにもかかわらず、受給者及びその妻が当該事実を本市に知らせていなかったため、その後1年余りの間、児童手当が支払われ続け、当該判明時には、20万円以上の過支給となっていた事象があった。この事象においては、過支給事実が判明後、受給者名で10万円の返還金についての履行延期(月額5,000円分割払)の申請がなされ、本市はこれを承認している。

a 本人の意思確認の事務手続の不備

前記の履行延期申請に係る申請書には、受給者名の署名・押印があるが、当時、受給者は刑事施設に収容されているから、当該署名・押印は妻によるものとも推測される。現に本市北区と返還についての折衝は妻が行ったことを伺わせる経過記録も存在している。

もっとも、本市北区は受給者本人による署名押印の可能性が積極的に否定できない以上、当該署名・押印は受給者本人のものであるとして扱っている。

しかし、申請の本人確認という観点からすると、本件のように、受給者本人による提出でない場合には、提出者（本件の場合には妻）から、当該署名押印は誰によるものか（本人なのか、妻等の第三者なのか）、第三者による場合には本人の意思を確認しているのかを聴取し、そのことを経過記録等の書面に残しておく運用をすべきである（指摘）。

b 返還金の一部のみの履行延期申請

この事象における履行延期申請は、返還債務 20 万円以上のうちの一部である 10 万円のみについてなされ、この 10 万円の分割払（月額 5,000 円）が終わった際に、改めて残額についての履行延期申請がなされる予定であると本市北区は把握している。

このような扱いをした理由は、本市北区によると、平成 29 年度の返還分と同 28 年度の返還分を分けたという会計年度の都合上だったという。年度ごとに分けた形で履行延期をしても差支えはないが、それぞれに履行延期処分をすることが必要であることは当然である。一部のみについて履行延期処分を行い、残部についてこれを行なわなかった点で、本市北区の手続には瑕疵がある（指摘）。

c 妻との任意協議について

受給者の刑事施設収容後の児童手当の手続については、受給者に配偶者がいる場合、児童手当の変更手続を行って、以後は配偶者が児童手当を受給することが通常である。そのため、本事例においても、そのことも考慮の上で、妻との間で、受給者の過支給額の返還方法についても任意協議を行ってもよかったと思われる。つまり、妻には子 2 人分の児童手当が支給される中、返還金の返還額は月 5,000 円でよいかという問題である（所感）。

(3) 北区 保育料収納事務関係費

部名	保健福祉部	課名	健康・子ども課	係名	子ども家庭福祉係
事業（費）名称	保育料収納事務関係費				
事業（費）概要					

保育料の調定、通知、収納管理、滞納整理等に関する事務。なお、区では、保育料の賦課及び減免制度のみ担当。
<b>監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）</b> 保育料の賦課は、合規的、効率的、効果的に行われているか。 保育料の減免制度は適正に運用されているか。
<b>監査の手続・方法</b> <input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他

## 監査の結果

### ア 階層認定<sup>221</sup>の過誤

障がい者同居世帯の認定が漏れていたことにより、誤って階層認定している事象が認められた。障がい手帳の写しを提出してもらっていたにもかかわらず、入所申請受理時から障がい者同居世帯の登録がされていなかったものであり、14万円以上の保育料を過徴収していた。

保育料の算定上誤りやすい事項については、マニュアルを作成するなどして特に注意喚起を行い、再発防止に努められたい（指摘）。

### イ 減免申請について

#### (ア) 診断書の徴求

「減免申請書（保育所・幼稚園）NO.1」という簿冊には、減免申請に係る書類が編綴されている。収入減少の理由としては、保護者が傷病に罹っており失職中であるという理由が多いが、傷病に罹患したとする診断書が編綴されていないものが認められた。

この点について、担当係に照会したところ、「本児の保育所の利用要件を「疾病」で認定する際に使用しておりますので、診断書の原本は保育台帳に綴って保管しております」との説明があった。

保育所入所用の診断書は、傷病により保育が困難か否かに関するものであって、労働が困難か否かに関するものではないため、これを減免の審査において流用することの適否については慎重に検討する必要がある。また、保育所入所用の診断書の日付と減免申請の日付との間に、相当な期間があいているものもあり（4ヶ月以上あいているものがあつた）、減免申請時の傷病の状況に変化が生じている可能性も否定できない。

<sup>221</sup> 認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所の保育料は、入所児童が属する世帯の市民税額が課税か非課税か、課税の場合（均等割のみ課税の場合を含む）は当該世帯の市民税額の所得割の合計によって決定される階層区分、時間区分（保育必要量）、入所児童の年度の初日（4月1日）の年齢、多子軽減（2人以上の児童が通園した場合による軽減）によって定められる（第4・1(2)イを参照）。



したがって、保育所入所用の診断書とは別に、減免申請時に改めて診断書の取得を求めることや、保育所入所用の診断書を流用する場合には、減免決定の決裁を受ける際の書類（「教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免について」）に診断書の写しを綴っておくことが望ましい（意見）。

(イ) 詳細な聞き取り及び記録化

北区において、以下の事象が認められた。

事象①：保護者が無収入である理由として、「離職中、且つ失業手当等受け取っていない為」との申告書があった。その具体的な理由を徴収したか否かについて、担当係に照会したところ、「記録に残っていない」との説明を受けた（なお、推測では、失業手当受給までに3ヶ月程度の待機期間が発生しているためとの説明であった）。

事象②：母子家庭の母が福祉施設を立ち上げたところ、報酬は0で月の必要経費が80万円との申告書があった。母子の生活状況（どのように生計を維持しているのか等）や福祉施設の運営（必要経費はどこから捻出しているのか等）の詳細を聴取したか否かについて、担当係に照会したところ、「詳細な聞き取りは行っておりません」との説明を受けた（推測では、申請者（母）は教員としての職についていた方でしたので、貯蓄により当面の事業運転資金や生活費を捻出していたとの説明であった）。

事象③：事実婚解消を減免理由としているものの、その具体的な判断過程が明記されていなかった。この点について、担当係に照会したところ、「母子のみで他区に転居したことを住民票の異動リストにより把握したため、当係から母に電話し事実婚の解消を確認しております」との説明を受けた。

前記事象①及び②は、いずれも聞き取りが不十分であり、減免基準に該当するか否かの判断過程も不明瞭である。保育料の公平な負担という見地からすれば、減免基準に該当するか否かについては慎重に判断すべきであるから、保護者等への聞き取りは十分に行うべきである（意見）。

また、前記事象③は、住民記録の異動リストにより母子と内縁の夫の住民登録住所が分かれたという確認と、本人（母）への直接の電話により確認を行っているとのことであるが、その判断過程は明らかではない。仮に詳細な聞き取りを行っているのであれば、減免基準に該当するか否かの判断過程を記録化し、事後の検証に耐えうるようにしておくのが望ましい（意見）。

(4) 南区 保育料収納事務関係費

部名	保健福祉部	課名	健康・子ども課	係名	子ども家庭福祉係
事業（費）名称	保育料収納事務関係費				
事業（費）概要	保育料の調定、通知、収納管理、滞納整理等に関する事務。なお、区では、保育料の賦課及び減免制度のみ担当。				

#### 監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）

保育料の賦課は、合規的、効率的、効果的に行われているか。

保育料の減免制度は適正に運用されているか。

#### 監査の手続・方法

■ 関連簿冊の査閲 ■ 担当者ヒアリング □ その他

### 監査の結果

#### ア 階層認定の過誤

南区において、保育料の階層認定に関して以下の過誤が認められた。保育料の算定上誤りやすい事項については、マニュアルを作成するなどして特に注意喚起を行い、再発防止に努められたい（指摘）。

- ・平成 30 年度の世帯状況届の同居家族状況欄に、身体障害者 4 級所持との記載があるにもかかわらず、これを失念し、障がい者同居世帯の認定が漏れていたことにより、誤って階層認定した。
- ・平成 29 年度世帯状況届の支給認定子どもの欄に、「障がいに係る手帳有」にチェックがつけられ、療育手帳の写しを提出してもらっていたにもかかわらず、これを失念し、障がい者同居世帯の認定が漏れていたことにより、誤って階層認定した。

#### イ 減免申請について

##### (ア) 伺書の不備事象

減免申請に係る伺書の中に、以下の不備事象が認められた。伺書の記載ミスは、保育料の徴収に過不足を生じさせかねないため、正確な記載を心掛けられたい（指摘）。

- ・「保育所入所児童に係る過年度分保育料の変更について」という伺書の「階層変更の理由」の項目で、正しくは、「『B1 階層、3,300 円』を『B0 階層、0 円』と変更するため」と記載すべきところ、誤って、「『C1 階層、8,800 円』を『C0 階層、3,300 円』と変更するため」と記載しているもの。
- ・「教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免について」という伺書の申請理由の項目で、正しくは、「減免要綱第 2 条第 2 号の規定に基づく申請による減免」と記載すべきところ、誤って、「減免要綱第 2 条第 2 号の規定に基づく職権減免」と記載しているもの。

##### (イ) 階層区分の当月変更

南区の減免申請関係の簿冊の中に、元々の階層が B0 なので、生活保護開始となり階層が A になったとしても、利用者負担額は 0 円のままであるにもかかわらず、生活

保護開始月である平成 30 年 7 月分を職権による当月減免<sup>222</sup>（減免総額 0 円）した事象があった。

この点について、担当係に照会したところ、「保育料については免除すべき金額は発生いたしません、生活保護世帯の場合、園への実費負担額が軽減されることから、当月減免を行い、当月から A 階層とすることが相当との指摘が、子ども未来局よりあったためです」との説明があった。

しかし、当月減免というのは、あくまでも保育料の利用者負担額を減免することを意味するのであって、当月より階層認定を変更することを意味するものではない。そうすると、当月減免と生活保護世帯の園への実費負担額の軽減とは関連性がなく、不要な事務処理を行ったのではないかと考えられる（指摘）。

また、札幌市利用者負担額等階層認定取扱要綱（以下、本項において単に「要綱」という。）によれば、階層認定は、階層区分を変更する事由が生じた月の翌月から変更するものとされており（4 条 1 項本文）、例外として、その事由が月の初日に生じた場合にのみ、その月から変更するとされている（4 条 1 項但書）。そうすると、本事象では、例外の場合に該当しないことから、要綱上の根拠のないまま階層区分の当月変更を行ったものである（指摘）。

本事象のような場合に、保育料の当月減免だけではなく、階層区分の当月変更を行う必要性が高いのであれば、要綱の改正も検討すべきである（意見）。

#### （ウ） 診断書の徴取

南区の減免申請関係の簿冊の中に、収入減少の理由として、「父の入院により収入が減少」したことが記載されているものの、父の診断書が編綴されていない事象が認められた。

この点について、担当係に照会したところ、「診断書の提出を受けましたが、児童の保育台帳にのみ綴っており、減免起案への添付を失念しておりました」との説明を受けた。

児童の保育台帳に編綴されている診断書とは、おそらく保育所入所用の診断書と思われるが、これは、傷病により保育が困難か否かの判定に関するものであって、労働が困難か否かの判定に関するものではないから、これを減免の審査において流用することについては慎重に検討する必要がある。また、保育所入所時と減免申請時とで、傷病の状況に変化が生じている可能性も否定できない。

したがって、病気等により収入が減少したことを減免の理由とする場合には、保育所入所用の診断書とは別に、減免申請時に改めて診断書の取得を求めることを検討す

---

<sup>222</sup> 当月減免：教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免要綱によれば、減免を受けようとする者は、減免を受けようとする月の末日までに申請を行わなければならないが（4①本文）、例外として、月の途中から生活保護世帯、ひとり親世帯、障害者世帯に認定され、利用者負担額等を 0 円と決定した場合は、当該決定のあった月の利用者負担額等を減免することができ（2⑤）、当該減免については職権で行うことができる（4①但書）。このことを「職権による当月減免」又は単に「当月減免」と呼称している。

るとともに、保育所入所用の診断書を流用する場合には、減免決定の決裁を受ける際の書類（「教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免について」）に診断書の写しを編綴することが望ましい（意見）。

(エ) 当月減免の過誤

教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免要綱 4 条 1 項但書によれば、同 2 条 5 号<sup>223</sup>に係るものについては、職権による当月減免が可能となっているが、南区において、同 2 条 5 号に該当しないにもかかわらず、誤って職権による当月減免を行う処理をしていた事象が認められた。

処理決定後、子ども未来局より、当月減免の対象とはならないとの指摘があったことから、当月減免を取り消したものの、当月減免の対象となるか否かの点を含めて、前記減免要綱やその他の関係要綱等の内容については、担当者に周知徹底されたい（指摘）。

(5) 北区 絵本の読み聞かせ事業

部名	保健福祉部	課名	健康・子ども課	係名	健やか推進係
事業（費）名称	絵本の読み聞かせ事業				
事業（費）概要	乳幼児健診（10 か月）において健診の待ち時間を利用して、乳幼児に対し、ボランティアによる絵本の読み聞かせを実施している。				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	事業費の支出は適正相当に行われているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

本事業に関する読み聞かせ活動記録を査閲すると、「本日の読み聞かせ人数」を記入する欄がある。ここには、実際に参加した人数（保護者・兄弟姉妹含む。）を意味する「実数」と、同一人物が複数回の読み聞かせに参加した場合に参加ごとに複数とカウントする「延数」を記入することが求められている。そして、「実数と参加ボランティア人数」を基礎に参加者に怪我等が生じた場合に備えた傷害保険の保険料が算定される。

この活動記録中、実数が空欄で延数のみが記入されているもの認められた。この場合、延数を用いて保険料の算定を行う運用をしているという。

<sup>223</sup> 月の途中から生活保護世帯、ひとり親世帯、障害者世帯に認定され、利用者負担額等を 0 円と決定した場合に、当該決定のあった月の利用者負担額等を減免することができるという規定である。

しかし、延数を基礎に算定すると、実際には不要な人数分の保険料を負担する結果を招くことから、実数の把握及び記入の励行を徹底すべきである（指摘）。

(6) 北区 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

部名	保健福祉部	課名	健康・子ども課	係名	子ども家庭福祉係
事業（費）名称	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費				
事業（費）概要	母子・寡婦・父子福祉資金の貸付事業に要する費用				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	債権管理・回収手続は、合規的、合理的、効率的に行われているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

ア 福祉資金償還指導記録票の記載について

債権管理業務は、区職員のほか、主に母子・婦人相談員が行っている。母子・婦人相談員は、督促及び催告等償還指導を行なった場合には、その経過を「福祉資金償還指導記録票」に記載し、貸付台帳に保存することとなっている<sup>224</sup>。

記録票は借主単位で作成され、時系列に沿って、手書きで記載されている。しかしながら、複数の資金貸付を受けている借主の記録について、催告等がどの資金貸付について行われたのか、判別することが困難であった。催告等は、消滅時効管理等にも影響するところ、記載を工夫されたい（意見）。

イ 違約金減免の運用方法について

元金の償還完了時に送付していた文書<sup>225</sup>には、「母子・父子・寡婦福祉資金違約金等減免申請書」の提出を促す記載とともに、原則として、申請書を提出した者は違約金が免除となる旨の記載が認められた。

本市によれば、本貸付金の福祉的な性質に鑑み、従前から全市的に実態として減免を認める取扱いになっており、北区においても、このような運用を行なっていたという。

しかし、違約金の減免要件は、法令及び本市事務取扱要領に定めがある<sup>226</sup>。原則として免除されると誤認されるような文書を送付することは不適切であり、是正されたい（指摘）。

<sup>224</sup> 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第6章（滞納者に対する措置）5項に記載がある。

<sup>225</sup> 「母子福祉資金償還完了通知書の送付について」と題する文書

<sup>226</sup> 母子父子寡婦福祉法施行令17条但書は、違約金減免要件として「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」とする。これを受け札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領では、火災、疾病、事業の失敗、失業等具体的な基準を設けている。

ウ 徴収停止等

催告等を行なったものの、借主より連絡等がなく、長期間が経過している事象が認められた。

本市事務取扱要領には、このような場合を想定し、徴収停止や債権放棄の手続を規定しており<sup>227</sup>、かかる手続をとるべきであった（指摘）。

なお、本市からは、この事象については、引き続き家庭訪問等を行ない、償還指導を試みた後、徴収停止等を検討するとの説明があったことを付記する。

(7) 南区 母子寡婦父子福祉資金貸付事業費

部名	保健福祉部	課名	健康・子ども課	係名	子ども家庭福祉係
事業（費）名称	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費				
事業（費）概要	母子・寡婦・父子福祉資金の貸付事業に要する費用				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	債権管理・回収手続は、合規的、合理的、効率的に行われているか。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

複数の貸付について、借主も連帯保証人も年金生活であり生活が苦しいことを理由に、違約金の免除決定がなされている事象が認められた。

この事象では、借主や連帯保証人に対し、経済資料を求めてもいなかった。違約金の減免は、法令及び本市事務取扱要領にその要件を定めているが、この理由のみでは、要件を充足しているかどうか明確ではない。

違約金の減免にあたっては、法令等に定める要件を充足するか、十分な調査を行うべきである（指摘）。

(8) 北区 内部管理状況

部名	保健福祉部	課名	健康・子ども課	係名	保健予防係
事業（費）名称	内部管理状況				
事業（費）概要	北区における事務・業務に係る内部管理の状況				

<sup>227</sup> 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第5章（償還事務）14項に徴収停止、債権放棄に関する定めがある。

**監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）**

事務費の支出は適正相当か。

契約の手続・内容は適正相当か。

備品の管理が適切に行われているか否か。

**監査の手続・方法**

■ 関連簿冊の査閲 ■ 担当者ヒアリング □ その他

**監査の結果**

ア 出張命令書（兼請求書・領収書）の不備事象

「市内旅費出張命令簿・請求書兼領収書」という簿冊の中に、「出張命令書（兼請求書・領収書）が編綴されているが、以下2件の不備事象が認められた。適切な記載を励行されたい（指摘）。

- ・ 命令者、確認印漏れ（複数認められた）
- ・ 日当区分の誤り（所要時間4時間は日当区分Aであるべきところ、Bとなっているもの）

イ 一般競争入札の手続

(ア) 一般競争入札により、パーソナル・コンピュータを購入した事象について、契約金額は3,293,373円であり、1者（A社）のみが入札し、落札した。A社は、参考見積を徴取した業者であり、その参考見積価格が支出予定額の算出基礎となっているところ、A社は、自らの参考見積価格よりも低額の見積書を提出し、落札となった。一般競争入札において、いわゆる1者入札が一律に無効であるとはいえない。また、本事象については、一般競争入札手続に瑕疵はない。

(イ) しかしながら、仮に、参考見積を徴取する業者が固定化し、常に同一の業者が参考見積を提出していたり、参考見積を徴取した業者と落札業者が固定化していれば、予定価格の公平性・秘密性に反するリスクが高まる<sup>228</sup>。

(ウ) 本事象については、A社の参考見積価格（すなわち予定価格）よりも低い金額で落札していることから、直ちに不適切とはいえないが、前記のリスク回避のため、予定価格の決定にあたっては、(i)市場価格の調査結果については、記録化する、(ii)参考見積を依頼する業者が固定化しないよう留意する、(iii)固定化し、又はそのおそれ

<sup>228</sup> 予定価格の設定は、公正性、秘密性が損なわれないよう厳格に行わなければならない、とされている（本市契約事務ハンドブック（物品等・管理編）10頁）。

がある場合には、第三の業者の参考見積も積極的に取得することに留意することが望ましい（意見）。

ウ 備品管理状況

(ア) 備品出納簿に掲載されている備品と現物との照合を実施したところ、以下の不備事象が認められた（指摘）。

- ・ アイロン（備品番号 197-1）には備品整理票が貼付されていなかった。
- ・ 物品棚（備品番号 43-15）について、保管場所とされている場所からは発見されなかった。担当職員によると、一昨年にレイアウト変更をした際に他の場所に移動させたことを出納簿に反映していなかったと思われるとのことであったが、適切に反映がなされる必要がある。

(イ) 物品管理換書に掲載されている備品について備品番号が記載されていないため、備品出納簿との照合が著しく煩雑である。物品管理換書にも備品番号を明記すべきである（意見）。

(9) 南区 内部管理状況

部名	保健福祉部	課名	健康・子ども課	係名	保健予防係
事業（費）名称	内部管理状況				
事業（費）概要	南区における事務・業務に係る内部管理の状況				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	契約の手続・内容は適正相当か。				
監査の手続・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

健康寿命延命の啓発物品として、トートバッグの作成業務を発注しているところ、当該トートバッグ作成業務について、特定随意契約により発注を行なっている事象が認められたが、指名見積合せ用の指名通知書を送付するという不要な事務手続を行っていた（指摘）。



なお、本事象は、支出予定額が 198,288 円となっており、10 万円以上であることから、原則として指名見積合せの手続が必要であるところ、例外的に特定随意契約によることが認められる場合に該当する（地自令 167 の 2 I ③、市物品役務事務取扱要領 48<sup>229</sup>）。

本事象でもそのような場合に該当することを前提に特定随意契約を行っており、契約の方式自体には瑕疵がないことを付記する。

## 6 北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）及び市立白楊幼稚園に関する監査結果

### (1) 総説

ア 本市における保育及び幼児教育の実務の一端を担う保育園・幼稚園を各 1 園（校）ずつ往訪のうえ、財務事務の監査を実施した。当監査人は、一昨年度、本市の教育事業に関する財務事務を監査する目的で、市立学校（小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校）24 校を往訪のうえ、学校徴収金の取扱いや内部管理面を中心に実査し、その結果、校種や設置場所に関わりなく認められる共通の不備事象等を括り出すことができた。

本年度においては、監査日程の都合等もあり、北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）及び白楊幼稚園を監査対象とした。

### イ 北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）の概要

各区における子育て支援の中心的役割を担う施設である。保育機能に加え、常設子育てサロン、利用者支援（子育て相談、個別支援ネットワーク作り、子育て家庭への情報提供）等の子育て支援機能を有する施設として、中央区以外の 9 区に開設されている。

北区保育・子育て支援センター（北区北 25 条西 3 丁目 3 番 3 号幌北団地 2 号棟 1 階・2 階）は平成 24 年 4 月に開設された。職員 33 名、保育定員 120 名である。産休明け（生後 57 日）から就学前迄の乳幼児の保育を実施している。時間外保育、一時預かり、障がい児保育、休日保育に対応している<sup>230</sup>。

<sup>229</sup> 障害者支援施設等において制作された物品を購入する場合、障害者支援施設等に物品の製造を請け負わせる場合等については、予定価格が 10 万円以上であったとしても、特定随意契約によることが認められる場合がある。

<sup>230</sup> <http://kosodate.city.sapporo.jp/kita/facility/545.html>

ウ 市立白楊幼稚園の概要

市立白楊幼稚園（北区北 24 条西 7 丁目 1 番 10 号）は昭和 48 年 11 月に開設された。職員 13 名、園児定員 90 名（年少（3 歳児）20 名、年中（4 歳児）35 名、年長（5 歳児）35 名）である。預かり保育も実施している。

(2) 北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）に関する監査結果

部名	子育て支援部	課名	子育て支援課	係名	管理係
事業（費）名称	公立保育所等運営費				
事業（費）概要	北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）における事務・業務に係る費用				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	運営費は適正に使用されているか。 備品・現金等価物の管理は適切に行われているか。				
監査の手段・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

ア 一時預かり事業

(ア) 一時預かり事業の概要

本市の公立保育所及び認定子ども園にじいろでは、保護者の就労、傷病、リフレッシュ等のため、一時的に保育が必要となる場合に、1 日単位で保育所の利用が可能である「一時預かり事業」を実施している。

一時預かり事業の対象児童は、児童福祉法第 24 条の規定による保育の実施の対象とならない生後 57 日目から就学前までの児童であって、かつ、次のいずれかに該当する児童である（「札幌市公立保育所及び札幌市立認定こども園一時預かり事業（一般型）実施要項」（以下、本項において単に「要綱」という。）2 条）。

- ① 保護者の短時間労働、職業訓練等により、一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童（以下「非定型的保育児童」という。）
- ② 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急、一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童（以下「緊急保育児童」という。）
- ③ 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童（以下「私的理由による保育児童」という。）

一時預かり事業の利用を希望する保護者は、事前に利用する実施園へ登録を申請し（要綱 10 条）、一時預かりを希望する日を、利用日前日までに実施園へ申し出なければならない（要綱 11 条）。一時預かり事業の使用料は、以下のとおりである（要綱 14 条）。なお、生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属する場合には、使用料は免除される（要綱 15 条 1 項）。

対象児童（利用理由）	年齢	料金
非定型的保育児童、緊急保育児童	3 歳未満	2,000 円
	3 歳以上	1,200 円
私的理由による保育児童	3 歳未満	2,700 円
	3 歳以上	1,600 円

(イ) 一時預かり利用申込書の不備事象

北区保育・子育て支援センター（以下「ちあふる・きた」という。）の「一時預かり利用申込書」の簿冊を査閲したところ、以下の不備事象が認められた。記載漏れ等がないように、確認を励行されたい（指摘）。

- ・ 「緊急保育であることを確認できる書類」の欄が空欄になっているものが認められた。なお、この点について「ちあふる・きた」に照会したところ、確認書類の要求は毎行行なっているとの説明を受けたことを付記する。
- ・ 非定型的保育のうち、労働・職業・就学・その他のどれにも○がつけられておらず、具体的内容が不明なものが認められた。
- ・ 実施園記入欄に利用料額の記載がないものが認められた。
- ・ 緊急保育のうち、傷病・災害・事故・出産・介護・冠婚葬祭・その他のどれにも「○」印がつけられておらず、具体的内容が不明なものが認められた。
- ・ 外国人であるのに、英語表記の利用申込書を使用していないものが認められた（利用理由も記載されていない）。
- ・ 利用理由が全く記載されていないのに、非定型・緊急の金額となっているものが認められた。

(ウ) 確認書類の不備

「ちあふる・きた」によれば、非定型的保育であることの確認書類（在職証明書等）については、利用登録の時点で要求するのみで、毎回の利用申込においては特段要求していないという。

この点に関して、「一時預かり利用登録申請書」という簿冊の中に、利用理由として非定型的保育に「○」印が付されているにもかかわらず、確認書類の添付がない事象が認められた。当該児童について、「一時預かり利用申込書」の簿冊を確認したと

ころ、10月22日に非定型的保育（職業訓練）で一時預かり事業を利用していたが、その利用申込書にも確認書類の添付が認められなかった。

非定型的保育の確認書類については、仮に登録時点で不足があった場合には、遅くとも利用申込みの時点で確実に徴取されたい（指摘）。

#### （エ） 利用理由の区別

前記のとおり、一時預かり利用の利用料は、対象児童（利用理由）によって金額が異なっており、非定型的保育・緊急保育よりも、私的理由による保育の方が、金額が高く設定されている。

この点に関して、「一時預かり利用申込書」の簿冊の中に、「私的理由による保育」に「○」印が付され、その内容として「病院」や「仕事のため」と記載されている事象が認められた。

「ちあふる・きた」に対し、これらの事象が非定型的保育又は緊急保育に該当しないのか照会したところ、「病院」については「病院受診の前後に、リフレッシュ等の時間を設ける場合は、私的理由による保育となります」との説明があり、「仕事のため」については「仕事の前後にリフレッシュ等の時間を設ける場合は、私的理由による保育となります」との説明があった。

また、これらの事象について、「ちあふる・きた」に対し、病院受診や仕事そのものではなく、その前後のリフレッシュ等を理由とするものであることを当該保護者に確認したか照会したところ、「私的利用の場合は、利用理由をその都度確認はしていません」との説明であった。利用申込時に「私的理由による保育」に「○」印を付した申込みについては、その申込みをした保護者の自己申告に委ねてしまっている結果となっている。

前記の「病院」や「仕事のため」という理由の記載については、保護者が前記の基準を正しく理解した上で「私的理由による保育」として申込みしているか疑問が残る。正しい利用理由であるか疑問を差し挟む余地がある場合は、その保護者に対して、利用理由の詳細をその都度確認すべきである（意見）。

#### イ 休日保育の利用料金について

休日保育の利用料金は、保育終了時に現金にて支払う。休日中に現金を授受することから、この利用料金の取扱いに関して担当係に照会したところ、下記のとおり説明を受けた。

- ・ 利用料金が発生する場合は、児童のお迎え時に、利用料を現金で受領し、納入通知書・領収書を発行する。ただし、平成30年度、利用料が発生したケースはない。
- ・ 休日保育については、「ちあふる・きた」所属以外の保育士が遅番等を担当することがあるが、休日保育は事前に利用申込みを受付しており、当日利用する方が事前

に判明しているため、利用料金が生じる利用者がある場合は、現金出納員又は現金分任出納員が対応できるよう職員を配置している。

- ・ 休日保育の利用料は、金庫に保管し、週明けの平日に銀行預金口座に納入する。

平成 30 年度においては利用料金の徴収はなく（利用時に料金が発生する登録世帯は僅かであった）、利用料金が発生した場合の対応としては、現金出納員又は現金分任出納員が対応できるよう職員を配置していることから、現時点において、特段指摘・意見すべき点はない。

## ウ 親子同室子育て講座

### （ア） 親子同室子育て講座の概要

「ちあふる・きた」では、本市在住の乳幼児親子及び妊婦に向けて、無料で子育て講座を開催している。親子同室での受講となり、対象は、0 歳から就学前の子どもとその保護者及び妊婦である。平成 30 年度の子育て講座は、全 10 回開催された。内容は各回で異なる（例えば、「トイレトレーニング①②」、「イヤイヤ期の知恵袋」、「だっことおんぶで育む絆」などである）。

### （イ） 講師謝礼の統一

平成 30 年度に開催された親子同室子育て講座のうち、5 回は外部講師に依頼をしたが、講師の 1 時間あたりの単価が異なっている（A 氏・B 氏：8,000 円、C 氏・D 氏：5,000 円、E 氏 7,500 円）。

この点について、それぞれの単価の算出根拠を北区保育・子育て支援センターに照会したところ、札幌市自治研修センター講師謝礼基準<sup>231</sup>に基づきこれまでの実績（他区での実績を含む）からの算出であるとの説明を受けた。

---

<sup>231</sup> 札幌市自治研修センター講師謝礼基準は、以下のとおりである。

具体的には、A氏はその他の区分（幼児体操教室を運営）とし、他区での講座の実績から8,000円と算出し、B氏は助産師免許、看護師免許の他認定資格を数多く有していることから民間企業の講師区分から8,000円と算出し、E氏はインストラクター等多くの資格を有し、北区の講師として4年間継続して依頼していることから7,500円と算出したとの説明であった。

しかし、E氏については資格の保有という観点からすれば、B氏との間で金額の相違が生じる理由に乏しく、また、C氏、D氏については他区でも講師を務めているとのことであり、A氏との間で金額の相違が生じる理由に乏しい。親子同室講座の講師間で謝礼に相違を生じさせるだけの積極的理由がないのであれば、同一の金額に設定することも検討すべきである（意見）。

## エ 備品の管理

備品の管理について、以下の不備事象が認められた（指摘）。

- ・ 備品に付された番号について、アルファベットで区分されている（例えば、Aは保育係、Bは支援係等）ところ、当該区分が記載された付箋が簿冊に貼付されているだけであった。付箋は紛失する可能性が高いため、文書に区分を明記した上で簿冊に綴じ、担当者の変更等があっても適切に引き継ぐことができるよう管理すべきである。
- ・ 備品使用簿には備品の使用（保管）場所が記録されておらず、備品の有無や状態を職員の記憶に頼って確認するほかない状態となっており、備品使用簿としての意義が疑わしいものとなっていた。
- ・ 備品出納簿には掲載されている洗濯機（「Eち10」）が備品使用簿には掲載されていない不備が認められた。

講師区分		1時間あたり単価（所得税及び復興所得税を含まない）
大学教員	教授・准教授	8000～12000円
	講師・助教・助手	4000～6000円
コンサルタント（研修の講師を主たる職業とする場合等を言う）		10000～20000円
官公庁職員	本省	6000～8000円
	都道府県	4000～6000円
	本省の出先機関	4000～6000円
学識経験者		8000～15000円
民間企業（「コンサルタント」に該当する場合を除く）		5000～12000円
その他		2000～10000円
上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され著名である者		30000～50000円

- ・ 備品出納簿の「金額」欄には、購入によるものは購入価格、交換によるものは取得価格、その他によるもので直接価格が明らかでないものは時価による評定価格を記入する必要があるが、金額欄が空欄のもの（平成 25 年 5 月 21 日購入の休日保育用椅子（AGEY230 背板なし）等）や使用数量が空欄のものが散見された。備品出納簿の意義は備品を適切に管理することにある以上、所定の記載事項については記入を徹底すべきである。

## オ 現金等価物の管理

### （ア） SAPICA 使用簿

SAPICA は、市営地下鉄やバスの乗車等に利用可能な IC 乗車券（カード）である<sup>232</sup>。使用に際しては、使用簿への記載や確認印のほか、カードへの入金（チャージ）の際には、利用履歴が印字された利用明細を取得し、それを使用簿に添付するよう事務取扱要領で定められている。これらの点に手続上の瑕疵は見られず、適切な事務がなされていた。

もっとも、前記利用明細には利用履歴は直近 20 件までしか印字されないので、記録が消失する前に利用履歴確認が必要との理解のもと、同使用簿上には注意書きとして、「適宜、利用履歴をパソコンのカードリーダーやポイントが印字される券売機等で確認しておくこととする。」と記載されている。

しかし、この点に関しては、記録消失前の利用明細の印字・添付事務は励行されていなかった。これは事務取扱要領に違反するわけではないが、同使用簿上の注意書きに従い、利用履歴の消失前に印字・添付を励行すべきである（意見）。

### （イ） Kitaca 使用簿

Kitaca は、JR 北海道の乗車等に利用可能な IC 乗車券（カード）である<sup>233</sup>。事務取扱要領上、現金購入又は入金（チャージ）した際には、領収書を添付することとされているが、領収書が使用簿に添付されていなかった。

また、使用簿には、「チャージ後の帰庁時の締め決裁と月締め決裁時には券売機等で履歴が印字された利用明細を添付することとする。」とされているが、チャージした後の利用明細が使用簿に添付されていなかった（指摘）

<sup>232</sup> SAPICA（サピカ）：札幌市交通局・ジェイ・アール北海道バス株式会社・株式会社じょうてつ・北海道中央バス株式会社等により構成される札幌 IC 協議会が事業主体となり、札幌総合情報センター株式会社が発行する IC 乗車券をいう。

<sup>233</sup> Kitaca（キタカ）：北海道旅客鉄道株式会社（JR 北海道）が発行する IC 乗車券をいう。

(3) 市立白楊幼稚園に関する監査結果

ア 学校徴収金（PTA 等関係団体に関する）

部名	生涯学習部	課名	総務課	係名	学校経理係
事業（費）名称	学校徴収金事務			新規・レベルアップ・ <b>その他</b>	
執行形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（ <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託） <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
事業（費）概要	学校徴収金に関する事務全般				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	学校徴収金の徴収、管理、支出は適切か。 PTA 等関係団体に関する徴収金の会計・購入・支出の適正さをいかに担保するか。				
監査の手續・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

監査の結果

(ア) 市立白楊幼稚園に対する実査手續において、以下のとおりの事象が認められた。

a PTA 費の事業報告・会計処理について

平成 30 年度における PTA 決算報告書において「予備費」勘定が使われているが、具体的な使途の注記はなく、他の勘定科目への振替も行われていなかった<sup>234</sup>。本市は関係団体に意見できる立場にはないという理由から、特段の指導は行っていない。

b 全学校徴収金に係る会計報告について

全学校徴収金の平成 30 年度会計報告については、平成 31 年 4 月開催の PTA 総会において実施された。同総会には、同年 3 月で退園した園児の保護者は出席しないのが通例であり、出席しない保護者に会計報告書等を郵送する等はしていないとのことであった。学校徴収金を支出した者に対して、しかるべき方法により会計報告等がなされるのが望ましい。

c PTA 会費及びおやつ代の繰越金について

PTA 会費及びおやつ代は、例年、繰越金が生じないよう運用されてきた。すなわち、年度末に支出をして、当年度における収支を調整し、繰越金残高を 0 円としている。

<sup>234</sup> このような会計処理は明瞭性に欠けるおそれがあるため、支出の内容に沿って具体的な科目での処理を行うか、少なくとも備考欄などに具体的な使途を注記することが望ましい。なお、「予備費」欄記載の支出額は 5,023 円であり、具体的な使途は離任する幼稚園教諭への花代であった。



これに対し、平成 30 年度 PTA 会費は、平成 31 年 3 月 20 日に運営庶務費として文房具などの物品購入がなされている<sup>235</sup>。

繰越金残高を 0 円とする運用は、当年度に徴収された会費等は当年度の園児に還元するべきとの考え方に基づくものと思われるが、前記の文房具は、時期的に、当年度の園児が利用するものとは言い難い。

#### d 行事費の予算・決算について

本園では、主にバス遠足代として、行事費を徴収している。行事費の予算・決算に関する資料を確認したところ、予算・決算が教職員分を含めた額で作成されていた。教職員の費用は公費で賄われるため、行事費の予算・決算は、園児分のみでなされるのが正確である。

本園によれば、決算書作成後の監査時には、教職員分を含めた全体額で予算決算書を作成している旨、保護者には説明を行っていたという。今後は、学校徴収金のみの予算決算書に改めたいとの説明があった。

#### e 行事費の契約手続について

遠足用貸切バスについては A 社と契約を結んだが、代金の領収書が A 社名義ではなく B 社となっていた。本園によれば、A 社との契約締結後にバス事業が B 社に事業譲渡されたため、事業譲渡先である B 社に代金を支払ったとのことであった。

公費に関する役務提供契約書には、一般的に、書面による承諾がある場合を除き契約上の地位の全部を譲渡することは原則として禁止される条項が付される。そして、学校徴収金についても、公金に準じた取り扱いがなされるべきであることから、本件の事業譲渡にあっても、事業譲渡による影響を調査し、書面による承諾手続をとる必要があった。

#### f 物品購入・精算書の誤記について

物品購入等購入伺書において、現金支払精算に関する「決済日」の記載が誤っていたにもかかわらず、決済が完了していた<sup>236</sup>。

### (イ) 学校徴収金事務について

#### a 学校徴収金の意義

<sup>235</sup> 10,990 円分のテープ、蛍光ペン、インクカートリッジ、ボールペン等が購入された。

<sup>236</sup> 13,342 円で画用紙を購入した件について、精算年月日が「平成 30 年 10 月 4 日」である一方、精算に関する決済年月日が「平成 30 年 9 月 21 日」と記載されていた（なお、PTA 一般会計の口座から同金額が引き出されたのは平成 30 年 9 月 21 日であった。）。なお、PTA 会計に関する個別の物品等購入伺書では、「物品等購入伺い」欄、「購入物品等支出伺」欄、「現金支払精算」欄の決済（押印）欄に、担当者・会長のほか、「園長」の押印欄が設けられており、本事象についても園長の決済印が押されていた。

学校徴収金とは、学校教育活動を通じて児童生徒に直接還元する目的で、学校で自ら一括購入や支払いをすることによって児童生徒、保護者にとって利便性を生じるものについて、校長が保護者から徴収する経費及びPTA等の関係団体に係る会費等をいう。

学校徴収金については、市立学校の運営者である自治体が徴収・管理するか（公会計方式）、校長が徴収・管理するか（私会計方式）の二つの制度に大別されるが、本市においては、全ての種類の学校徴収金について私会計方式を選択している。

#### b 本市における学校徴収金事務の取扱い

本市において学校徴収金は、平成8年度から施行された札幌市学校徴収金取扱要領<sup>237</sup>及びこれに基づく「学校徴収金事務の手引き」に従って徴収等の事務処理がなされている。市立幼稚園についても同様である。

これらにおいては、学校徴収金は、地方自治法に基づく予算や学校教育法に基づく公費負担経費ではなく、生徒等に直接還元される経費として私費に分類されるため、公費に関わる契約や財務会計の関係規定は直接適用されない。

本市は、学校徴収金の債権者は、学校長又は学校長に徴収委任している任意団体（PTA等）の長であるとし、学校徴収金に係る法律関係は、学校長と児童生徒又は保護者との間の私法上の契約と解する一方、公の機関が取り扱うものであることから、公費に準じた処理を行うものとしている<sup>238</sup>。

#### c 学校徴収金取扱要領の適用除外とその縮小

(a) 学校徴収金取扱要領は、3つの会計区分<sup>239</sup>の全部について、直近改訂（令和元年9月1日）まで、等しく適用されるものとはなっていなかった。

関係団体に係る主な徴収金（PTA会費、部活動会費、同窓会費）については、関係団体からの校長に対する徴収等の委託の推定の規定（4条）、経理等事務処理の会計区

<sup>237</sup> 学校徴収金取扱要領は、平成8年4月1日からの施行後、数次の改訂を経たうえ、現在の姿に至っている（最終改訂令和元年9月1日）。<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tyousyuukinn/index.html> 学校徴収金事務の「適正かつ効率的な運用」という目的のもと（1条）、学校徴収金の定義、種類、会計区分の定め（2条～5条）、校長等の職責・義務に関する定め（7条～10条）、保護者に対する通知、予算・決算に関する定め（11条～14条）、収入事務・支出事務に関する定め（15条～20条）、保管等に関する定め（21条～23条）、会計検査・監査・報告に関する定め（25条～26条）が網羅的に設けられている基本的な規範である。本要領が定める義務や規制の水準は、私企業体の現金出納事務・管理事務のそれと比較して高度なものではなく、むしろ本要領は、学校長等が遵守・履行すべき最低限の義務・措置を定めているものと解される。

<sup>238</sup> 学校徴収金取扱要領27条は、教育長は、校長（幼稚園にあっては園長）に対し、学校徴収金に関し、必要に応じて指導及び調査を行うことができる旨を定める。これに基づき、本市では、平成24年度から毎年10校程度を対象に、金銭出納簿や日計表等の会計書類につき実地調査を実施している。

<sup>239</sup> 学校徴収金取扱要領3条1項は、法令に基づく徴収金として給食費、保健費の2つの会計区分を、学校教育活動に係る徴収金として、行事費（積立金）、生徒会費、教材実習費、学校諸費という4つの会計区分を、関係団体に係る主な徴収金として、PTA会費、部活動費、同窓会費という3つの会計区分を定めている。

分の規定（5条）、会計年度の規定（6条）、校長による督促の規定（16条）、還付の規定（17条1項）のみが適用され、それ以外の規定は適用除外となっていた。適用除外とされる趣旨はこれらは校長に委託する関係団体の自治又は自主的運営に委ねられるべきものという点にあった<sup>240</sup>。

(b) 平成29年度包括外部監査において付された学校徴収金に関する意見を受け<sup>241</sup>、本市は関係団体に対する適用範囲について検討を進め<sup>242</sup>、適用範囲の拡大（適用除外の縮小）を前記直近改訂において行った。

適用範囲が拡大された事項は、会計区分の造成・統合（5Ⅱ）、会計年度に係る出納整理期間（6Ⅱ）、校長（園長）を管理責任者とする責任体制（7）、善管注意義務（10）、徴収方法等の決定・通知（12）、収入事務手続（15）、還付金と未納金の相殺（17Ⅱ）、通帳・届出印鑑の分別保管（21Ⅲ）、関係書類の整理保管（23）、業者からの割戻手数料等收受・要求の禁止（24）、教育長の指導・調査（27、但し「徴収

<sup>240</sup> 教育委員会事務局担当者は、社会教育法12条を援用する。同条は「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」と定める。

<sup>241</sup> 平成29年度包括外部監査における意見：「現行の学校徴収金取扱要領においては、校長は、関係団体に係る学校徴収金の徴収・督促及び還付のみの委託を受け、しかもその事務の遂行上、善管注意義務さえも負っていない（これを定める10条も適用除外）。関係団体の自治又は自主的運営に委ねられるべきとする制度趣旨は、形式論としては首肯し得ないではない。しかし、PTA、部活動に係る各部、同窓会という関係団体と学校・学校長との関係は、いずれの側に事実上の権限が所在するのか等を勘案すると、かかる形式的な切り分けが直截的に相当するのか疑問なしとしない。」

「むしろ、当監査人らが学校往査の過程で接したこれら関係団体に係る学校徴収金の取扱事例については、法的・会計的観点からの相当性を欠くと思われるものが相当数認められた。具体的な学校名は指摘しないが、長期間にわたり休眠状態にある会計（同窓会会計）がある事例、そのような休眠会計から別の会計区分である部活動会計に資金流用がなされた事例、関係団体の会計間での資金貸借がなされている事例のほか、購入事務や支出事務手続上の不備が認められる事例、監査が不実施又は監査の保護者に対する報告がなされていない事例等が認められた。これらは、学校徴収金取扱要領に関する前記適用除外があるために生じている病理的現象かも知れない。当監査人らが危惧するのは、これら関係団体に係る学校徴収金につき、紛失・盗難・横領等の事故が発生した場合の法律関係である。換言すれば、学校徴収金取扱要領の建付けを根拠に、国家賠償法上の責任から本市が免れることができるのかということにある。同法上の責任の成否判断においては、制度上の仕組みがいかなるものであったかによってのみ決められるものではなく、その実態が厳しく問われる。学校徴収金全般について損害保険が付保されているとは寡聞にして知らない。事故発生リスクや、これに基づく本市の賠償リスクを可及的に減少させるためにも、各学校の実情を踏まえ、かつ関係団体の自主性を尊重しつつ、関係団体に係る学校徴収金に対しても、その余の徴収金と同様に学校徴収金取扱要領の全ての規定を等しく適用する選択肢を検討すべきものと考えている。」

<sup>242</sup> 外部監査人の意見に対する本市の措置（対応）：「札幌市立学校徴収金取扱要領第3条において、PTAや部活動団体に関連する徴収金を「関係団体に係る主な徴収金」として定めた上、同要領第29条において、「第3条第1項第3号に掲げる学校徴収金の取扱いについて、第4条、第5条、第6条、第16条及び第17条第1項に限り適用する。」として定め、「関係団体に係る主な徴収金」に適用する規定を限定しています。具体的には、学校長は、徴収や還付等の収納事務のみについて関係団体から委託を受けたものとし、予算編成、徴収額の決定や周知、支出事務等の他の取り扱いは各関係団体の規則に基づき、関係団体が行うものとしているところです。これは、学校から独立した存在である関係団体の自主的な活動を尊重すべきという趣旨から適用を限定しているものです。今回の意見を踏まえ、今後、学校徴収金取扱要領の「関係団体に係る主な徴収金」に対する学校の関わりについて研究を進めるとともに、学校から独立した存在である関係団体の自主的な活動を尊重する中で、学校徴収金取扱要領の適切な適用範囲についてあらためて検討してまいりたいと考えています」。

<https://www.city.sapporo.jp/kansa/f02keka/documents/hg301016.pdf>

等<sup>243</sup>」に係るものに限定されている)、学校徴収金事務の手引き<sup>244</sup>に基づく事務処理(28)である。

他方、予算・決算、物品等の購入事務、支出事務等については、依然として、関係団体の自治又は自主的運営を理由として、学校徴収金取扱要領の適用除外とされている。

#### d 本市の賠償リスク等

(a) 平成 29 年度外部監査において意見を述べ、これに対する本市の措置(対応)に係る認識でも表明されているとおり、関係団体に係る学校徴収金(典型例が PTA 会費)について紛失・盗難・横領等の事故が発生した場合の本市の賠償リスクであり、学校徴収金取扱要領の建付けや、関係団体の自治又は自主的運営という理由だけでは、これを回避することは相当困難ではないだろうか。

(b) 学校徴収金の管理は、公務員である校長(園長)が公務時間中に行っており、学校徴収金で購入される物品や徴収金を支出して行われる行事等は、教育活動と密接に関連する。

校長(園長)による学校徴収金の管理に瑕疵があり、保護者に損害が生じた場合、本市の賠償責任(国家賠償責任)の成否に関しては、学校徴収金の管理が「公権力の行使」に当たるか否かが問題となるが、「公権力の行使」には、教育活動全般が含まれると解されている。

この点、北海道内の公立小学校の PTA の奉仕活動(除雪作業)中の事故について、それが「公権力の行使」たる校舎管理業務執行の一環である等として、執行機関である北海道に国家賠償責任を認めた裁判例も存在する<sup>245</sup>。この裁判例は、問題となった PTA の活動の趣旨や当該活動に係る校長や学校側の関与という実態を踏まえ、賠償責任を肯定したものであって、関係団体に関する学校徴収金の管理についても、同様のリスクがある。

(c) 本市が賠償責任を負わないとしても、校長(園長)個人は責任を免れない。しかし、教育活動と関連がある関係団体に係る学校徴収金の管理は、全校(園)共通の問題である以上、校長(園長)個人の責任問題として切り捨てることは不相当である。

<sup>243</sup> 教育委員会事務局の担当者見解では、「徴収等」の「等」とは、徴収に随伴するもの、例えば督促、還付、還付金と未収金の相殺に限定されるという。

<sup>244</sup> 学校徴収金取扱要領の改訂に伴い、「学校徴収金事務の手引き」も改訂された。

<sup>245</sup> 札幌地判昭和 51 年 12 月 16 日(判例タイムス 357 号 293 頁)。北海道雨竜郡沼田町立小学校の PTA による任意の除雪作業中に体育館の屋根から落下した氷雪により重大な後遺症を負った参加者が、北海道を被告として、国家賠償請求を行った事案。本除雪が校舎管理者である校長の要望であったこと、作業は校長の指揮のもと行われたこと等を認定し、除雪作業は「公権力の行使」の一環であると判示している。

e 以上の理由により、本市は、現在、学校徴収金取扱要領の適用が除外されている関係団体に係る学校徴収金の予決算、物品等の購入事務や支出事務等についても、同要領が全面的に適用又は準用されるよう、要領改訂について引き続き検討すべきである。

仮に、その実現が直ちには困難であるとしても、これら事項についての不備又は過誤の発生防止のため、PTA 等関係団体と協議する等して、一般的な助言を検討すべきであるし、個別の PTA 等関係団体の会計・購入・支出については、校長（園長）がその顧問又は顧問的地位にあることに照らし、一層の適正化に向けて、適宜の機会に助言を行うべきである（意見）。

#### イ 教職員の在校時間の客観的な把握

部名	学校教育部	課名	教職員課	係名	労務係
事業（費）名称					
事業（費）概要	教職員の在校時間の記録事務				
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	教職員の労働時間の管理は適切か。 長時間労働につながるような非効率な業務はないか。				
監査の手續・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他				

#### 監査の結果

##### (ア) 教職員の在校時間の把握方法

「在校時間記録簿」に記載されている教職員の在校時間について、どのような方法で把握しているか白楊幼稚園に照会したところ、「教育委員会から毎月送付される月分在校時間記録簿（Excel ファイル）に、教職員が各自で出勤退勤時刻を入力します。その後、園長が確認し、教育委員会の教職員課労務係に提出しています。」との説明を受けた。

教職員が各自で出勤退勤時刻を入力するため、自己申告による把握方法と考えられる。

##### (イ) いわゆる働き方改革関連法と「学校における働き方改革」

ところで、いわゆる働き方改革関連法<sup>246</sup>の一つとして、労働安全衛生法 66 条の 8 の 3 は、事業者が労働者の労働時間の状況を把握しなければならないと規定し、この

<sup>246</sup> **働き方改革関連法**：平成 30 年 7 月 6 日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、労働基準法等の法律が改正された。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じることを目的として、残業時間の上限規制、「勤務間インターバル制度」の導入促進、年 5 日間の年次有給休暇の取得（企業に義務付け）、月 60 時間

労働時間の状況の把握方法については、労働安全衛生規則 52 条の 7 の 3 第 1 項により、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法によらなければならないとされた<sup>247</sup>。これらの規定は、公立学校の教師を含む地方公務員にも適用される。

これを受けて、「学校における働き方改革」を進める観点から、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成 31 年 1 月 25 日 文部科学省）<sup>248</sup>が策定された。

このガイドラインによれば、「働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICT の活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。」と明記された。

#### (ウ) 市立白楊幼稚園における計測方法の適否

しかし、白楊幼稚園においては、前記のとおり、教職員が各自で出勤退勤時刻を入力するため、労働安全衛生法及びガイドラインで示された客観的な方法による計測とは言い難い<sup>249</sup>。

---

超の残業の割増賃金率引上げ、労働時間の客観的な把握（企業に義務付け）、「フレックスタイム制」の拡充、「高度プロフェッショナル制度」の創設、産業医・産業保健機能の強化、正社員と非正社員の不合理な待遇差の禁止等を定めた。

<sup>247</sup> **労働時間の客観的な把握**：平成 29 年 1 月 20 日、厚生労働省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（基発 0120 第 3 号）を策定したが、裁量労働制の適用者や管理監督者は対象外であった。そこで、労働安全衛生法 66 条の 8 の 3 及び労働安全衛生規則 52 条の 7 の 3 第 1 項により、健康管理の観点から、裁量労働制の適用者や管理監督者を含め、全ての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけることとなった。労働時間の状況を客観的に把握することで、長時間働いた労働者に対して、医師による面接指導を確実に実施することを目的とするものである。

<sup>248</sup> **公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン**：平成 30 年 7 月 6 日に働き方改革関連法が公布されたことを受けて、従前から問題視されていた教師の長時間勤務の実態（特に「超勤 4 項目」以外の業務が長時間化している実態）に対応するため、平成 31 年 1 月 25 日に文部科学省が策定した。本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方については、「超勤 4 項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することのできる在校時間を対象とすることを基本とし（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）、これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合算して「在校等時間」とし（休憩時間を除く）、本ガイドラインにおける「勤務時間」としている。その上で、「勤務時間」の上限の目安時間を設定しており、具体的には、①1 か月の在校等時間について超過勤務 45 時間以内、②1 年間の在校等時間について超過勤務 360 時間以内を上限と設定している（ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1 か月の超過勤務 100 時間未満、1 年間の超過勤務 720 時間以内、連続する複数月の平均超過勤務 80 時間以内、超過勤務 45 時間超の月は年間 6 か月まで）。これらの上限の目安時間は、働き方改革関連法における残業時間の上限規制と平仄を合わせた内容となっている（労基 36IV～VI 参照）。

<sup>249</sup> 文部科学省「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」（[https://www.mext.go.jp/content/20191218-mxt\\_zaimu-000002858\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20191218-mxt_zaimu-000002858_2.pdf)）によれば、令和元年 7 月 1 日の調査基準日において、20 政令市のうち、「在校等時間」等の把握の方法について、「IC カード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している」と回答した政令市は 15 市であ

したがって、労働安全衛生法及びガイドラインで示されたように、教職員の在籍時間については、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測できる環境を早急に整えるべきである（指摘）。

なお、教育委員会では、タイムカード導入のための予算確保が現時点で困難な状況であるため、エクセルによる「出退勤打刻システム」の構築の検討を行っており、令和2年度中の導入に向けて準備を進めているとの見解を示していることを付記する<sup>250</sup>。

#### ウ 内部管理

部名	市立白楊幼稚園
事業（費）概要	職員会議の運営
監査の重点・着眼点（検討を要するリスク）	職員の事務負担軽減策はとられているか。
監査の手續・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 関連簿冊の査閲 <input checked="" type="checkbox"/> 担当者ヒアリング <input type="checkbox"/> その他

#### 監査の結果

白楊幼稚園における職員会議の記録係は毎回異なる職員となっており、その記録（議事録）は、手書きのものもあれば、パソコンでまとめているものもあり、様々である。この点について、白楊幼稚園に質問したところ、議事録の雛形等の様式は定めていないとのことであった。

職員の負担軽減という観点からすれば、議事録の雛形等を作成するのが望ましい（意見）。

（第4 以上）

った（75%）。本市は「庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している」との回答であった。

<sup>250</sup> 文部科学省「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】」（[https://www.mext.go.jp/content/20191220-mxt\\_zaimu-000002858\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20191220-mxt_zaimu-000002858_1.pdf)）では、勤務実態の客観的な把握を実施している自治体の事例が紹介されている。例えば、横浜市では、平成30年度から、市内全小中学校、特別支援学校等にICカードリーダーを設置し、出退勤時にカードをかざすことで出退勤記録を把握し、その結果は、毎月発行されている「働き方改革通信：Smile」にてホームページ上で公表されているとのことである。また、埼玉県伊奈町や島根県太田市では、全校で勤務管理システムを導入しているが、このシステム自体は簡易なものであり、学校のPCに専用ソフトをインストールするだけで出退勤管理が始められるとのことである（1校あたり17,000円程度）。